

19-1 菊川市原子力災害対策本部等運営要領

菊川市原子力災害対策本部等運営要領

制定 平成28年 3 月29日訓令第13号
改正 平成29年 3 月31日訓令第 8 号の 3
平成31年 3 月29日訓令第14号
令和 2 年 3 月26日訓令第21号
令和 3 年 3 月31日訓令第 7 号
令和 4 年 3 月17日訓令第 3 号
令和 5 年 3 月31日訓令第 6 号の 3

菊川市原子力災害対策本部等運営要領（平成19年 2 月 1 日菊川市訓令第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、原子力災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その特殊性にかんがみ設置する菊川市原子力災害警戒本部及び菊川市原子力災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、原子力災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

（組織及び所掌事務）

第 2 条 本部の組織は、別表第 1 及び別表第 1 の 2 のとおりとする。

2 本部に、別表第 2 第 2 号に掲げる部、班を置き、同表同号に掲げる事務を所掌させる。

3 前項の部に部長、班に班長を置く。

（副本部長）

第 3 条 本部に、原子力災害警戒副本部長又は原子力災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、原子力災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長（副市長、教育長の順序による。）がその職務を代理する。

（本部員）

第 4 条 本部に、原子力災害警戒本部員又は原子力災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置き、別表第 1 左欄に掲げる部の部長として充てる市職員をもって充てる。

2 本部員は、それぞれの所管に係る災害応急対策の実施状況を把握し、本部長へ報告する。

（本部職員）

第 5 条 本部に職員（以下「本部職員」という。）を置き、別表第 1 中欄に掲げる班の班長及びその班員として充てる市職員をもって充てる。

（部班）

第 6 条 第 2 条第 3 項の部長は、別表第 1 左欄に掲げる職にある者とし、班長は、同表右欄に掲げる所属の長にある者又は複数の所属で編成される班にあっては、班を代表する所属の長をもって充てる。

2 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

- 3 班長は、部長を補佐するとともに、所属班員を指揮監督する。
- 4 本部長は、状況に応じ各部各班の構成を変更することができる。
- 5 部長は、状況に応じ各班の職員の構成を変更することができる。

(配備態勢)

第7条 本部長、副本部長、本部員及び本部職員（以下これらを「本部員等」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、本部が設置されていないときは、別表第3に掲げる配備態勢とし、県の指示及び関係機関からの情報等に基づき、本部長が決定するものとする。

- 2 本部員等は、勤務時間外又は休日等において、報道機関その他の情報によって災害の発生を知り、本部の設置が推察されるとき又は設置されたことを知ったときは、直ちに所定の勤務所に参集するものとする。
- 3 本部員等は、勤務時間外又は休日等において、交通事情等により配備につけないときは、所属長に連絡し、その指示を受けるものとする。

(本部の設置等)

第8条 本部長は、本部の設置が必要と認めるときは、この要領及び「菊川市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「原子力災害対策編」という。）の定めるところにより本部を設置する。

- 2 本部を設置するときの動員の規模は、災害の状況に応じて、その都度本部長が決定するものとする。
- 3 勤務時間外及び休日等における災害に係る連絡体制は、別に定める。
- 4 本部が設置されたときは、本部室を菊川市役所災害対策室に置く。ただし、災害の状況により移設することができる。
- 5 本部室には、「菊川市原子力災害警戒本部」又は「菊川市原子力災害対策本部」の表示をする。
- 6 本部室には、本部員及び総括班を配置する。
- 7 本部が設置された後、本部長、副本部長、部長又は班長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。
- 8 本部長は、予想される災害の危険がなくなつたと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、県の指示を得て本部を廃止する。
- 9 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうちで、必要と認めるものに通知する。
 - (1) 静岡県原子力災害現地警戒（対策）本部
 - (2) 静岡県原子力災害警戒（対策）本部
 - (3) 防災関係機関
 - (4) その他必要と認められる機関

(本部員会議等)

第9条 本部長は、災害応急対策の重要事項を協議するため本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員、総務班長及び本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 各本部員は、それぞれ所管事項に関し、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 本部員のうち部長が不在のときは、代理者が出席するものとする。

5 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて部長会議を招集する。
(班長会議)

第10条 各部長は、災害応急対策について部内各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

(県との連絡調整)

第11条 本部長は、静岡県原子力災害警戒本部又は静岡県原子力災害対策本部（以下「県本部」という。）及び静岡県原子力災害現地警戒本部又は静岡県原子力災害現地対策本部（以下「県現地本部」という。）との連絡調整を行うものとする。

(県及び防災関係機関の協力)

第12条 本部長は、災害応急対策の実施にあたっては、県本部、県現地本部及び専門家等防災関係機関の指導及び助言並びに協力を得て行うものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第13条 本部長は、状況により自衛隊の派遣を要請するときは、「原子力災害対策編」の定めるところにより、県知事に派遣を要請する。

(本部員等の心構え)

第14条 本部員等は、本部が発し、又は受領する報告、指示、連絡及び本部の実施する災害応急対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。ただし、その内容が特に軽易な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不用になるまで本部においてこれを保存しなければならない。

3 本部員等は、災害応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

4 本部員等は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

5 本部員等は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(補則)

第15条 この要領及び「原子力災害対策編」に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、必要に応じて本部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第8号の3）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第14号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第21号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月31日訓令第７号）
この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月17日訓令第３号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月31日訓練第６号の３）
この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１の１（第２条関係）

菊川市原子力災害対策本部編成表

正副本部長	—	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強靱化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	モニタリング要員	別に定める要員（個別に任命）
総務部	総務班	[総務課]、秘書室、議会事務局、監査事務局
	情報収集班	地域支援課
	連携調整班	各部連携調整室
企画財政部	企画調整班	[企画政策課]、財政課、会計課
	調査班	税務課
	情報伝達班	営業戦略課
生活環境部	市民環境班	市民課、[環境推進課]、小笠市民課
	上下水道班	[水道課]、下水道課
健康福祉部	健康救護班	[健康づくり課]（健康救護班長）、長寿介護課、
こども未来部	福祉避難班	[福祉課]（福祉避難班長）、子育て応援課
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	[建設課]、都市計画課
	経済班	商工観光課、[農林課]、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	[教育総務課]、学校教育課
	社会教育班	[社会教育課]、図書館
消防本部	消防・救急班	[消防総務課]、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※原子力災害対策本部は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長及び議会事務局長で組織する。

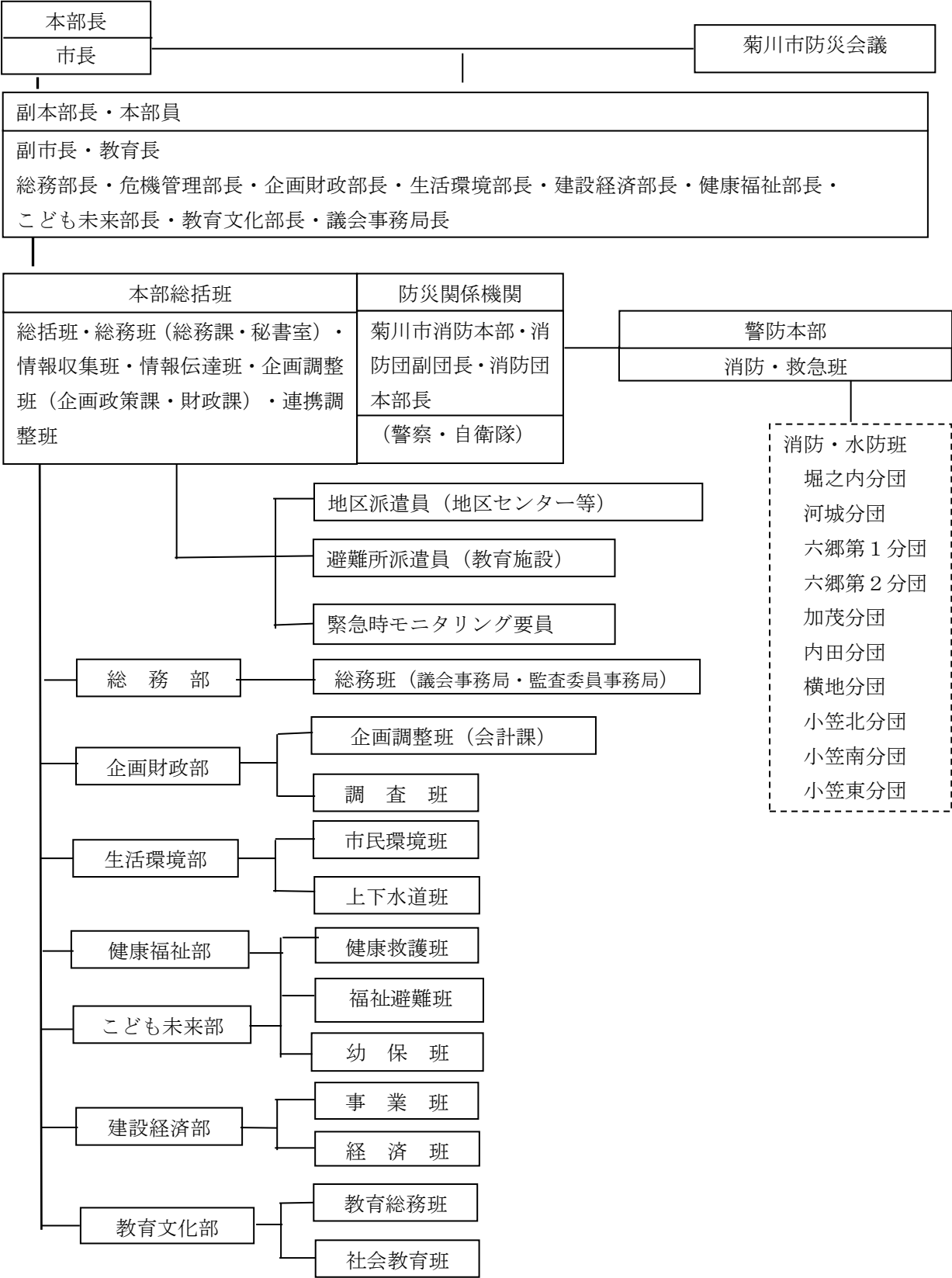
※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、〔 〕内に表示する課の所属長とする。

19-2 菊川市原子力災害対策本部 編成図

別表第1の2（第2条関係）

菊川市原子力災害対策本部 編成図



19－3 菊川市原子力災害対策本部各班事務分掌・原子力災害時等の配備態勢とその基準
別表第2（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

菊川市原子力災害対策本部事務分掌

(1) 各班共通事項

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3 所属職員への動員連絡に関すること。 4 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	1 所管市有施設の被害状況に関すること。 2 所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 4 災害復旧事業計画の策定に関すること。 5 災害復旧事業の実施に関すること。 6 所管災害応急対策事業に係る記録の収集及び整理に関すること。 7 他の班への応援に関すること。

(2) 班別事務分掌

部名	班名	事務分掌
危機管理部	総括班	1 災害対策本部の設置（本部室の準備）に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。 3 各班との連絡調整及び総括に関すること。 4 県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること。 5 各種輸送の連絡調整に関すること。 6 防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。 7 市民からの要請に対する処理に関すること。 8 災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 災害救助法の適用について。 11 避難所の開設に関すること。 12 放射線防護に関すること。 13 安定ヨウ素剤の調達及び保管に関すること。 14 公域避難対策に関すること。

		15 オフサイトセンター及びモニタリング要員に関すること。
	地区派遣員	1 各地区（自治会）の情報収集に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 避難所運営の支援に関すること。 4 安定ヨウ素剤の運搬及び配布の支援に関すること。
	避難所派遣員	1 避難所の開設・運営支援に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。
	モニタリング要員	1 緊急時モニタリングに関すること。
総務部	総務班	1 災害対策本部会議の運営に関すること。 2 本部必需品の緊急調達に関すること。 3 職員の動員及び調整に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。 5 職員の災害補償に関すること。 6 職員への給食に関すること。 7 職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関すること。 8 県等からの応援職員の受入れに関すること。 9 市議会議員との連絡調整に関すること。 10 国、県等の視察・調査に関すること。 11 緊急物資集積場所の設置・運営に関すること。 12 災害救助用物資の輸送に関すること。
	情報収集班	1 気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、FAX等の受信）に関すること。 2 各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関すること。 3 被害情報、写真の記録、整理に関すること。 4 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 5 防災行政無線等の利用調整に関すること。
	連携調整班	1 各班間の連絡調整に関すること。 2 各班の活動状況の取りまとめに関すること。 3 各班の応援に関すること。
企画財政部	企画調整班	1 庁舎及び設備の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 2 市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関すること。

		3 被災者の生活相談に関する事。 4 被災復興相談窓口の設置に関する事。 5 国、県等関係機関への要請、陳情に関する事。 6 災害対策の予算措置に関する事。 7 災害経理の出納に関する事。 8 義援金の保管及び配分に関する事。 9 市有車両の配車に関する事。 10 災害時緊急車両の手続に関する事。 11 災害救助用車両の借上げに関する事。 12 災害復旧事業計画に係る調査及び策定に関する事。 13 庁内の情報ネットワークに関する事。
	調査班	1 市税減免に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事。 3 被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関する事。 4 家屋等の被害状況の調査に関する事。
	情報伝達班	1 新聞、テレビ、HP、同報無線、防災メール等による情報の伝達に関する事。 2 市民への避難勧告等の情報伝達に関する事。 3 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。 4 災害応急対策の広報に関する事。
生活環境部	市民環境班	1 来庁者の保護に関する事。 2 災害時における来庁者への案内に関する事。 3 JR滞留客の誘導及び保護に関する事。 4 臨時ヘリポートの開設に関する事。 5 災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関する事。 6 遺体の埋火葬等処理に関する事。 7 動物の保護管理に関する事。 8 被災地の防疫に関する事。 9 衛生資材の調達に関する事。 10 ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理に関する事。 11 遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関する事。 12 小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関する事。

健康福祉部 こども未来部		13 小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関すること。
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査、応急給水及び復旧対策に関すること。 2 浄水用薬品の調達に関すること。 3 災害時の飲料水の確保に関すること。 4 市指定水道工事店の動員要請に関すること。
	健康救護班	1 救護所の開設に関すること。 2 救護所への医療職の職員の動員要請に関すること。 3 医療及び助産に関すること。 4 伝染病予防に関すること。 5 救急医療品及び衛生材料の確保に関すること。 6 罹災者の医療救護に関すること。 7 罹災者に対する保健、栄養指導に関すること。 8 罹災者の精神保健対策に関すること。 9 罹災妊産婦及び新生児の医療に関すること。 10 外部及び内部被ばくを受け、又は受けたおそれのある者の検査及び健康相談に関すること。 11 ヨウ素剤投与の補助に関すること。
	福祉避難班	1 災害救助法に係る事務に関すること。 2 総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること。 3 罹災世帯の低所得、身体障害者、独り暮らし老人、児童、母子世帯等の援護に関すること。 4 罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付に関すること。 5 社会福祉施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 6 義援金の受付に関すること。 7 配慮者（避難行動要支援者）の対応に関すること。 8 ボランティア活動の支援に関すること。 9 要援護者台帳の開示に関すること。 10 福祉避難所の開設及び運営支援に関すること。
	幼保班	1 災害時の園児等の安否確認、避難誘導、引渡し等管理及び指導に関すること。 2 休園等園の運営の管理に関すること。 3 幼保施設の被害状況の調査及び報告に関するこ

		と。 4 避難所の運営支援に関すること。
建設経済部	事業班	1 交通規制に関すること。 2 土砂災害危険箇所の状況確認に関すること。 3 道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関すること。 4 工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 5 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること。 6 建設業組合への作業依頼に関すること。 7 道路、河川の障害物の除去に関すること。 8 災害復旧に係る資機材の確保に関すること。 9 土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 11 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 12 住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関すること。 13 応急危険度判定士に関すること。 14 応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること。 15 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 16 都市公園の被害調査及び災害復旧に関すること。 17 施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	経済班	1 工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 2 商工業、農業及び林業の被害調査に関すること。 3 緊急物資の調達及びあっせんに関すること。 4 飼料及び畜産物に関すること。 5 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 6 中小企業者、農林業者の災害金融に関すること。 7 農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関すること。 8 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関すること。 9 保管農薬の安全に関すること。

		10 死亡獣畜の処理に関する事。 11 農林業者の生活維持対策に関する事。 12 土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関する事。 13 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。 14 森林火災に関する事。 15 ため池等の水量調整の指導に関する事。 16 支援物資の受付に関する事。 17 応急復旧資材のあっせんに関する事。 18 商工団体との連絡調整に関する事。 19 保養センターに関する事。
教育文化部	教育総務班	1 災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関する事。 2 義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関する事。 3 教職員の動員及び調整に関する事。 4 休校等学校の管理に関する事。 5 災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関する事。 6 学校給食に関する事。 7 炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関する事。 8 給食センター施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関する事。 9 避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関する事。 10 教育委員会からの指示に関する事。
	社会教育班	1 社会教育施設、社会体育施設及び図書館における利用者の保護に関する事。 2 社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関する事。 3 文化財の被害調査に関する事。 4 避難所の開設・運営支援に関する事。
消防本部	消防・救急班	1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関する事。 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関する事。

		と。 4 避難誘導に関すること。 5 災害広報活動に関すること。 6 危険物の保安対策に関すること。 7 関係消防本部との連絡調整に関すること。 8 所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関すること。 9 消防団との連絡調整に関すること。 10 放射性物質及び放射線防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
	消防・水防班 (消防団・水防団)	1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること。 3 人命の救助及び応急救護に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 災害広報活動に関すること。 6 地域防災関係機関との連絡調整に関すること。

別表第3（第7条関係）

原子力災害時等の配備態勢とその基準

原子力災害対策本部が設置されていないとき	区分	配備基準	配備内容	配備要員
	原子力災害	（事前配備） ・原子力事業者から運転情報（軽微な事故等）を受けたとき ・原子力事業者から安全協定に基づく通報を受けたとき ・事前配備が必要と市長が認めた場合	・情報収集を主とし状況により他の職員を動員できる体制	・危機管理課2名、建設課1名、小笠市民課1名 →職員4名 ・必要に応じて、危機管理部長、危機管理課長、危機管理課専門監
	原子力災害	（第1次配備） ・原子力事業者から影響が周辺に及ぶ恐れのある通報を受けたとき ・市長が相当数の職員の配備が必要と認めた場合	・全職員原子力防災の必要な事態が発生すれば、そのまま原子力防災が遅滞なく遂行でき、速やかに原子力災害警戒本部を設置できる体制	・市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部及び各部連携調整室、小笠市民課職員、小笠情報収集員、避難所派遣員、消防団長、消防副団長、消防本部員、モニタリング要員4人 →職員150名（約半数） ※状況により必要な要員のみの動員する場合がある。
	原子力災害	（第2次配備） ・原子力事業者から特定事象発生（原子力災害対策特別措置法 第10条通報）の通報を受けたとき ・原子力事業者から原子力緊急事態の通報を受けたとき（原子力災害対策特別措置法 第15条通報） ・その他市長が必要と認めた場合	・10条通報に基づき、原子力災害警戒本部を設置する。 ・15条通報に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合、速やかに原子力災害対策本部へと移行できる体制	・全職員

※ 第1次配備以降での職員の動員は、危機管理課から職員安否確認メールで指示します。（メールの使えない場合は、部・課内の連絡網で情報を伝達、さらに困難な場合は、同報無線で連絡します。）

※ 職員の動員については、必要に応じて動員枠を超えて動員する場合があります。

菊川市原子力災害広域避難計画



平成 31 年 3 月

菊川市

目 次

	頁
1 総則	1
(1) 目的	
(2) 発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策重点区域	
2 避難等の判断基準と実施	4
(1) 避難等の判断基準	
(2) 避難単位	
(3) 避難等の実施体制	
(4) 避難等に係る広報	
3 避難先	12
(1) 避難先確保の方針	
(2) 避難経由所	
(3) 自治会毎の避難先	
① 避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合)	
(ア) 小笠南地区	13
(イ) 小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	13
(ウ) 小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)	14
(エ) 横地・平川・嶺田地区	15
(オ) 加茂・内田地区	16
(カ) 六郷地区	17
(キ) 西方・町部地区	18
(ク) 河城地区	19
② 避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)	20
(ア) 小笠南地区	20
(イ) 小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	20
(ウ) 小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)	21
(エ) 横地・平川・嶺田地区	22
(オ) 加茂・内田地区	23
(カ) 六郷地区	24
(キ) 西方・町部地区	25
(ク) 河城地区	26

(4) 避難先確認の手順	
(5) 避難先に示している留意点	
4 避難経路	29
(1) 主な避難経路	
(2) 一時集合場所（バス等による避難の場合）	
5 避難手段	38
(1) 主な避難手段	
(2) 避難手段の確保	
6 避難退域時検査及び簡易除染	39
(1) 検査場所	
(2) 実施方法	
7 安定ヨウ素剤の配布・服用	39
8 要配慮者等の避難等	40
(1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	
(2) 社会福祉施設(入所型)の入所者の避難等	
(3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）	
(4) 在宅の要配慮者の避難等	
(5) 学校等の避難等	
(6) 一時滞在者（観光客等）への対応	
(7) 外国人への配慮	
(8) 屋内退避施設等の放射線防護対策	
9 避難所	
10 今後の検討課題	44
(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	
別図 1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係	45
別図 2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ	46
別図 3 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要	47

1 総 則

(1) 目 的

本計画は、菊川市地域防災計画原子力災害対策編第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係を別図1(P45)に示す。

以下、菊川市地域防災計画原子力災害対策編を「市防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（平成30年4月1日現在）

区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中 (平成22年11月29日～)	施設定期検査中 (平成24年1月25日～)	施設定期検査中 (平成24年3月22日～)	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日	
使用済燃料プ ール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	計8,942体
運転終了日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。合計8,942体(うち使用済6,542体)。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めている。区域の種類及び範囲は表2及び図1のとおり。

なお、本計画の対象は、菊川市の全域とする。

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

参考として、表3に発電所からの距離別の人口を示す。

表3 距離別の人口（平成30年4月1日現在）

	PAZ 圏内	PAZ + UPZ 圏内			総人口
	概ね0～5km	概ね0～10km	概ね0～20km	概ね0～31km	
菊川市	—	11,992	47,850	47,850	47,850

本計画の対象



図1 原子力災害対策重点区域

2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

ア 避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成 30 年 7 月 25 日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、市、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表 4 のとおりである。

表 4 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		P A Z	U P Z (菊川市全域が含まれる)
E A L ^{※1} に基づく避難等	警戒事態 例) 震度 6 弱以上の地震	施設敷地緊急事態要 避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災 法 ^{※3} 10 条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要 避難者 ^{※4} の避難実施 住民等 ^{※5} の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言 発令時(原災法 15 条)) 例) 原子炉を冷却する全 ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
O I L ^{※2} に基づく避難等	O I L 1 500 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率 (1 時間値) ^{※6})	—	基準に該当した区域の住民 等の避難(数時間内を目途に 区域を特定し、速やかに(1 日を目安)避難を実施)
	O I L 2 20 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率 (1 時間値) ^{※6})	—	基準に該当した区域の住民 等の一時移転(1 日以内を目 途に区域を特定し、1 週間程 度内に一時移転を実施)

※1 E A L (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 O I L (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

- ※5 住民等：当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人
- ※6 O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

イ 施設敷地緊急事態となった場合、P A Zにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、P A Zにおいて避難、U P Zにおいて屋内退避を実施する。

ウ 事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、U P Zにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とO I Lに基づき、避難等の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

エ 緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

（2）避難単位

国がO I Lに基づき、避難等を実施する範囲を迅速に決定し、県及び本市が円滑な避難等を実施するため市内に、図2及び表5のとおり避難単位を定める。

表5 避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点（平成30年4月1日現在）

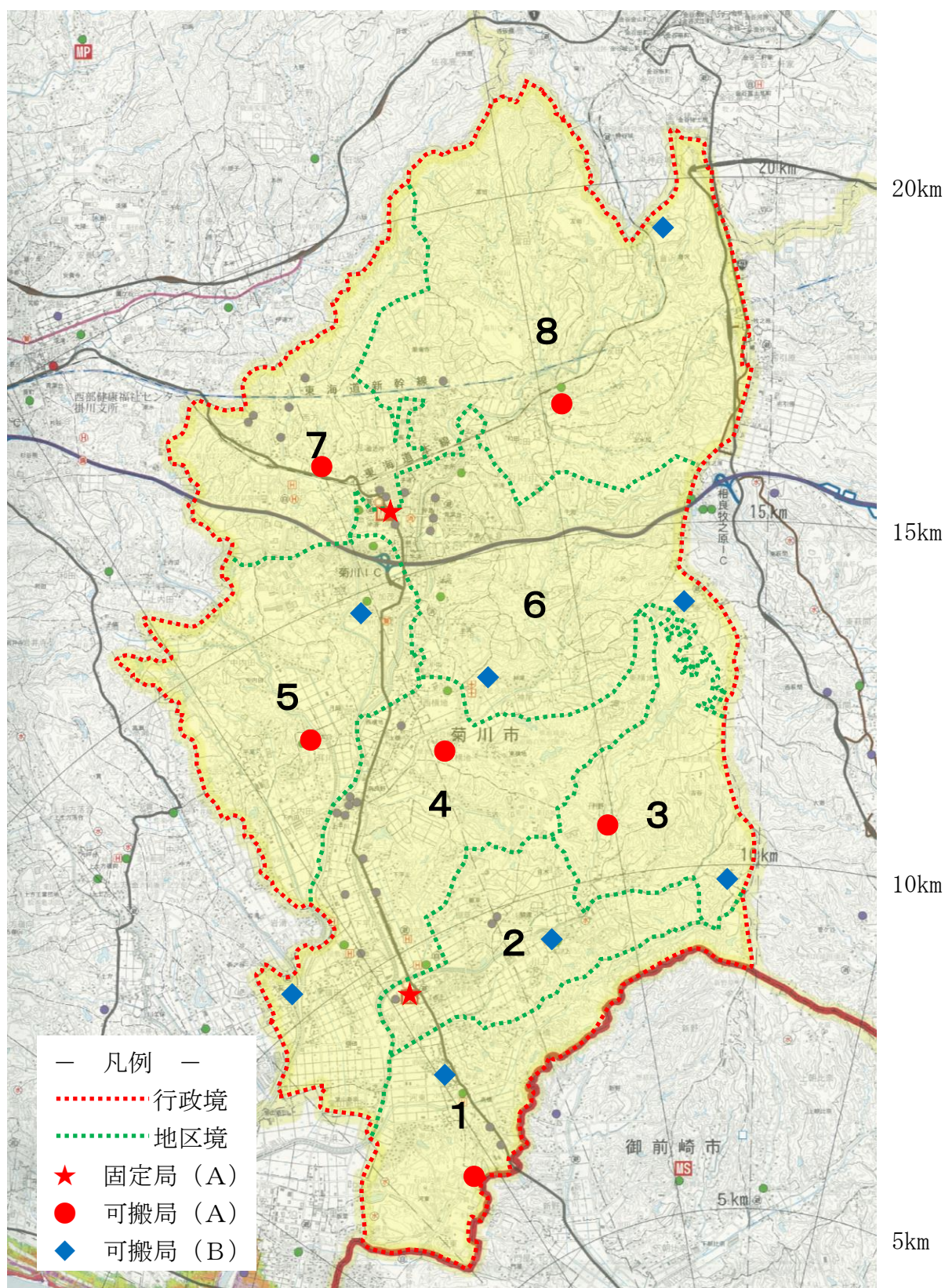
A：空間放射線量率の測定候補地点

B：追加地点又はA地点のバックアップ

避難単位		世帯数	人口	測定地点		所在地
1	小笠南地区	1,041	3,140	A	菊川南陵高校	河東 5442-5
				B	みなみやま会館	高橋 3669-1
2	小笠東地区（布引原、丹野及び古谷除く）	1,285	3,510	A	水道事務局	MP=14（固定局）
				B	くすりん	川上 1371-2
3	布引原、丹野、古谷	247	908	A	丹野公民館	丹野 466-10
				B	布引原公民館	赤土 2250-1

4	横地、嶺田、平川地区	3,464	9,660	A	菊川市消防本部	東横地 385
				B	小菊荘	大石 88
5	加茂、内田地区	3,529	9,578	A	内田地区センター	下内田 1730
				B	加茂地区センター	加茂 5112
6	六郷地区	3,825	10,061	A	菊川市役所局	MP=16（固定局）
				B	菊川市立総合病院	東横地 1632
7	西方、町部地区	2,432	6,348	A	西方地区センター	西方 2300－1
8	河城地区	1,470	4,645	A	河城地区センター	吉沢 451－1
				B	上倉沢公民館	倉沢 1121－1

図2 避難単位及び空間放射線量率測定候補地点



※ 測定地点Aは空間放射線量率測定の候補地点であり、固定局（モニタリングポスト）と可搬局（可搬型測定器を設置する箇所）を合わせ8箇所ある。なお、避難単位に付した数字については避難の順序を示すものではない。

(3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2(P46)に示す。

1) 政府原子力災害対策本部(全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部)

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

2) 原子力災害合同対策協議会(全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議)

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

3) 県原子力災害対策(警戒)本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保(輸送関係機関の要請、政府への要請等)、避難退域時検査場所の設置等を行う。

4) 市原子力災害対策(警戒)本部

市庁舎に設置し、市長を本部長とし、市全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

(4) 避難等に係る広報

1) 住民等への情報伝達活動

① 住民等への情報伝達活動

ア 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできるだけ低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。

イ 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわ

かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、周辺住民に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報提供をするものとする。

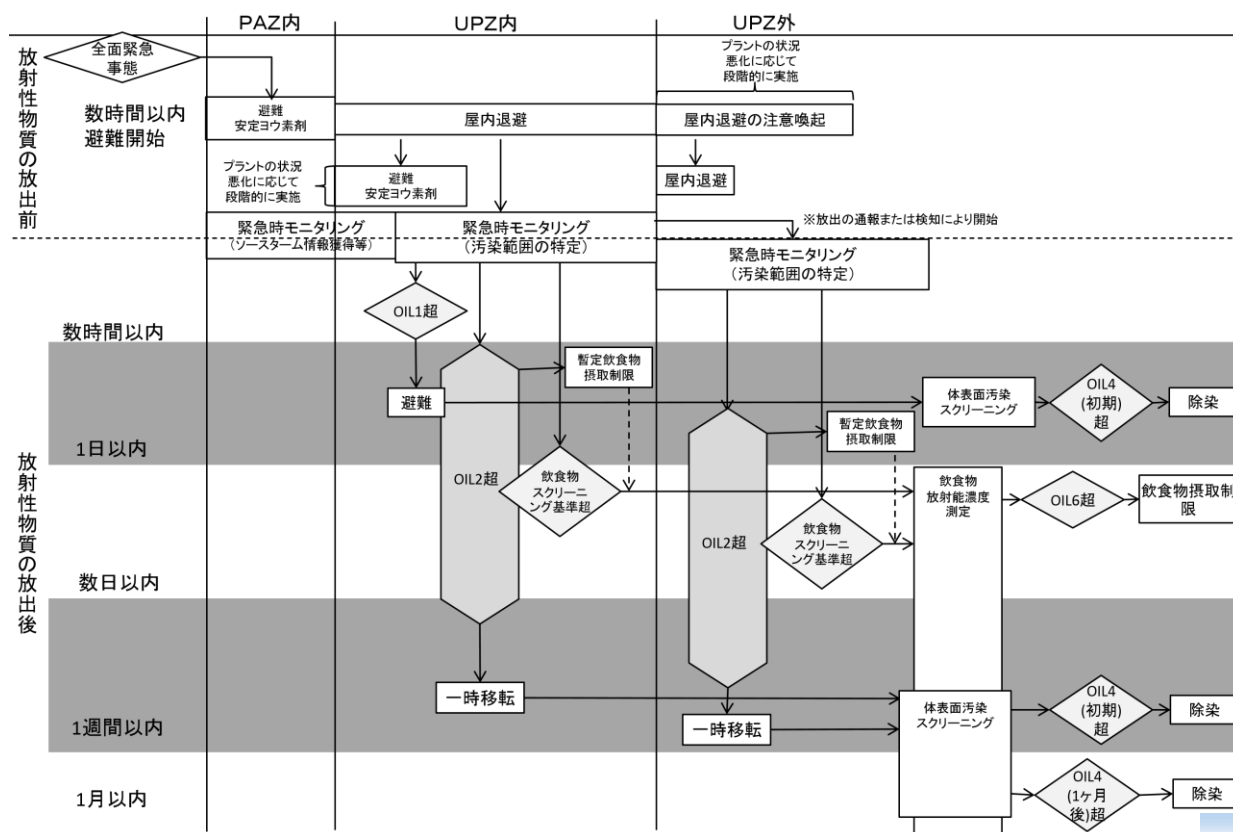
エ 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

オ 市は、情報伝達に当たっては、同報無線、防災メール（茶こちゃんメール）、ホームページ、広報車等を有効に活用するものとする。また、安定ヨウ素剤の服用に関しては、専用電話を備えた相談窓口を設置するものとする。

2) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



(参考) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待

機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

3 避難先

(1) 避難先確保の方針

- ① 全ての住民を避難計画の対象とする。(平成 30 年 4 月 1 日現在の人口は約 4.8 万人)
- ② 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の自治体を定めておく。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内（浜松市及び湖西市）に加え、愛知県内（豊橋市及び田原市）に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震等との複合災害時などの際に上記③の避難先が同時に被災するなどの理由により避難の受け入れができない場合に備え、富山県内（高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市）にも避難先を確保する。

(2) 避難経由所

避難の際の目印となる「避難経由所」を避難先自治体に設けることにより、速やかな避難の実施と、避難先自治体における避難者の把握、効率的な避難所への誘導を図る。

避難経由所は、避難先自治体の公園、体育施設等のうち、避難退域時検査場所からの主なルートを踏まえた立地や運用面等を総合的に考慮して施設を指定している。

避難先ごとに指定した避難経由所は、「表 6（1）避難先 1」及び「表 6（2）避難先 2」に記載する。

なお、避難経由所の運営については本市及び避難先県並びに避難先自治体が行うが、中部電力㈱及び中部電力㈱の関連企業等が運営の補助にあたる。

(3) 自治会毎の避難先

全面緊急事態となった場合、市内全域において住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、O I Lに基づき政府原子力災害対策本部が、避難等の範囲（避難の単位）を特定し退避等の指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難等を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、自治会毎の避難先を「表 6（1）避難先 1」及び「表 6（2）避難先 2」のとおり定める。

なお、原子力発電施設単独が被災し原子力災害が発生した場合（以下、中では「単独災害」という。）に避難を予定する「避難先 1」（浜松市、湖西市、愛知県豊橋市及び田原市）と、大規模地震などと併発して原子力災害が発生（以下「複合災害」という。）し、避難先 1 も同時に被災するなどの理由により避難受入が困難となった場合に避難を予定する「避難先 2」（富山県高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市）がある。

市は、住民等に対し、避難先が複数あること、また、避難等実施の際に避難先が決定されることについて、平常時から住民に周知する必要がある。

表 6 自治区等毎の避難先

(1) 避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合)

【避難単位 1 (避難先 1)】小笠南地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
河東西	静岡県	浜松市	引佐 運動広場	浜松市北区 引佐町東黒田	避難経由所で指示
河東中					
東河東					
南町					
山西					
高橋口					
高橋中					
原磯部					
南ニュータウン					
大門					
サンライズ					

【避難単位 2 (避難先 1)】小笠東地区 1 (布引原・丹野・古谷を除く)

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
川東	静岡県	浜松市	引佐 総合公園	浜松市北区 引佐町井伊谷 3858-1	避難経由所で指示
川中					
川西					
三協					
棚草					
赤土上					
赤土下					
赤土団地					
城山下					
花水木					

【避難単位 3（避難先 1）】小笠東地区 2（布引原・丹野・古谷）

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で 発生した場合等)		避難経由所		避難 所
			名称	住所	
布引原	静岡県	浜松市	引佐 総合公園	浜松市北区 引佐町井伊谷 3858-1	避難経 由所で 指示
丹野					
古谷					

【避難単位 4（避難先 1）】横地・平川・嶺田地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
奥横地	愛知県	豊橋市	豊橋総合スポーツ公園	愛知県豊橋市 神野新田町メノ割 1－3	避難経由所で指示
段横地					
川島					
西横地					
土橋					
奈良野					
三沢					
横地雇用促進					
星ヶ丘					
上平川	静岡県	湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美 830-1	
池村					
堤					
志瑞					
石原					
八幡谷					
東組					
平ノ都					
奥の谷					
新道					
下新道					
本町					
岳洋					
五反通					
志茂組					
東嶺田					
中嶺田					
西嶺田					
大石					
西ヶ崎					
堂山					

【避難単位 5（避難先 1）】加茂・内田地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で 発生した場合等)		避難経由所		避難 所
			名称	住所	
白岩下	愛知県	豊橋市	豊橋総合 スポーツ 公園	愛知県豊橋市 神野新田町メノ割 1－3	避難 経 由 所 で 指 示
白岩段					
西袋					
三軒家					
小川端					
長池					
白岩東					
森					
御門					
杉森					
政所					
月岡					
東平尾					
西平尾					
稲荷部					
高田					
段平尾					
平尾					

【避難単位 6（避難先 1）】六郷地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で 発生した場合等)		避難経由所		避難 所
			名称	住所	
五丁目上	愛知県	豊橋市	豊 橋 総 合 ス ポ ー ツ 公 園	愛知県豊橋市 神野新田町メノ割 1－3	避 難 経 由 所 で 指 示
五丁目下					
打上					
日之出町二丁目					
上本所					
島					
下本所					
下半済					
小出					
神尾					
牛渕					
牧之原上					
牧之原下					
上本所団地					
雇用促進第 1					
宮下					
雇用促進第 2					
青葉台一丁目					
青葉台二丁目					
青葉台三丁目					
仲島一丁目					
仲島二丁目					
県営住宅					
虹の丘					
つつじヶ丘					

【避難単位 7（避難先 1）】西方・町部地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
公文名	愛知県	田原市	田原市白谷 海浜公園	愛知県田原市白磯 5	避難経由所で指示
沢田					
島川					
田ヶ谷					
堀田					
堀之内					
日吉町					
宮前					
西通り					
新通					
初咲町					
日之出町一丁目					
緑ヶ丘					
柳町					
本通り上					
本通り下					

【避難単位 8（避難先 1）】河城地区

避難元	避難先 1 (原子力災害が単独で 発生した場合等)		避難経由所		避難 所
			名称	住所	
吉沢	愛知県	田原市	田原市白谷 海浜公園	愛知県田原市白磯 5	避難 経 由 所 で 指 示
上倉沢					
下倉沢					
六本松					
友田					
東富田					
西富田					
沢水加					
和田					
潮海寺上					
潮海寺中					
潮海寺下					
富士見台					

(2) 避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)

【避難単位 1 (避難先 2)】小笠南地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
河東西	富山県	砺波市	砺波総合運動公園	富山県砺波市柳瀬 241	避難経由所で指示
河東中					
東河東					
南町					
山西					
高橋口					
高橋中					
原磯部					
南ニュータウン					
大門					
サンライズ					

【避難単位 2 (避難先 2)】小笠東地区 1 (布引原、丹野、古谷を除く)

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
川東	富山県	小矢部市	小矢部運動公園	富山県小矢部市 平桜字岡山 200	避難経由所で指示
川中					
川西					
三協					
赤土上					
赤土下					
赤土団地					
棚草					
城山下					
花水木					

【避難単位 3（避難先 2）】小笠東地区 2（布引原、丹野、古谷）

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
布引原	富山県	砺波市	砺波総合運動公園	富山県砺波市柳瀬 241	避難経由所で指示
丹野					
古谷					

【避難単位 4（避難先 2）】横地・平川・嶺田地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
奥横地		高岡市	高岡スポーツコア	富山県高岡市 二塚 428-1	避難経由所で指示
段横地					
川島					
西横地					
土橋					
奈良野					
三沢					
横地雇用促進					
星ヶ丘					
上平川					
池村					
堤					
志瑞	富山県	砺波市	砺波総合運動公園	富山県砺波市柳瀬 241	
石原					
八幡谷					
東組					
平ノ都					
奥の谷					
新道					
下新道					
本町					
岳洋					
五反通					
志茂組					
東嶺田		高岡市	高岡スポーツコア	富山県高岡市 二塚 428-1	
中嶺田					
西嶺田					
西ヶ崎					
堂山					
大石					

【避難単位 5（避難先 2）】加茂・内田地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
白岩下	富山県	高岡市	高岡スポーツコア	富山県高岡市 二塚 428-1	避難経由所で指示
白岩段					
西袋					
三軒家					
小川端					
長池					
白岩東					
森					
御門					
杉森					
政所					
月岡					
東平尾					
西平尾					
稲荷部					
高田					
段平尾					
平尾					

【避難単位 6（避難先 2）】六郷地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
五丁目上	富山県	高岡市	高岡スポーツコア	富山県高岡市 二塚 428-1	避難経由所で指示
五丁目下					
打上					
日之出町二丁目					
上本所					
下本所					
下半済					
小出					
神尾					
牛渕					
牧之原上					
牧之原下					
上本所団地					
雇用促進第 1					
宮下					
雇用促進第 2					
青葉台一丁目					
青葉台二丁目					
青葉台三丁目					
県営住宅					
虹の丘					
つつじヶ丘					
島					
仲島一丁目					
仲島二丁目					

【避難単位 7（避難先 2）】西方・町部地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
公文名		氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター	富山県氷見市 鞍川 43－ 1	避難経由所で指示
沢田					
島川					
田ヶ谷					
堀田					
堀之内					
柳町					
日吉町	富山県	高岡市	高岡スポーツコア	富山県高岡市 二塚 428-1	
宮前					
西通り					
新通					
初咲町					
日之出町一丁目					
緑ヶ丘					
本通り上					
本通り下					

【避難単位 8（避難先 2）】河城地区

避難元	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)		避難経由所		避難所
			名称	住所	
吉沢	富山県	氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター	富山県氷見市 鞍川 43-1	避難経由所で指示
上倉沢					
下倉沢					
六本松					
友田					
東富田					
西富田					
沢水加					
和田					
潮海寺上					
潮海寺中					
潮海寺下					
富士見台					

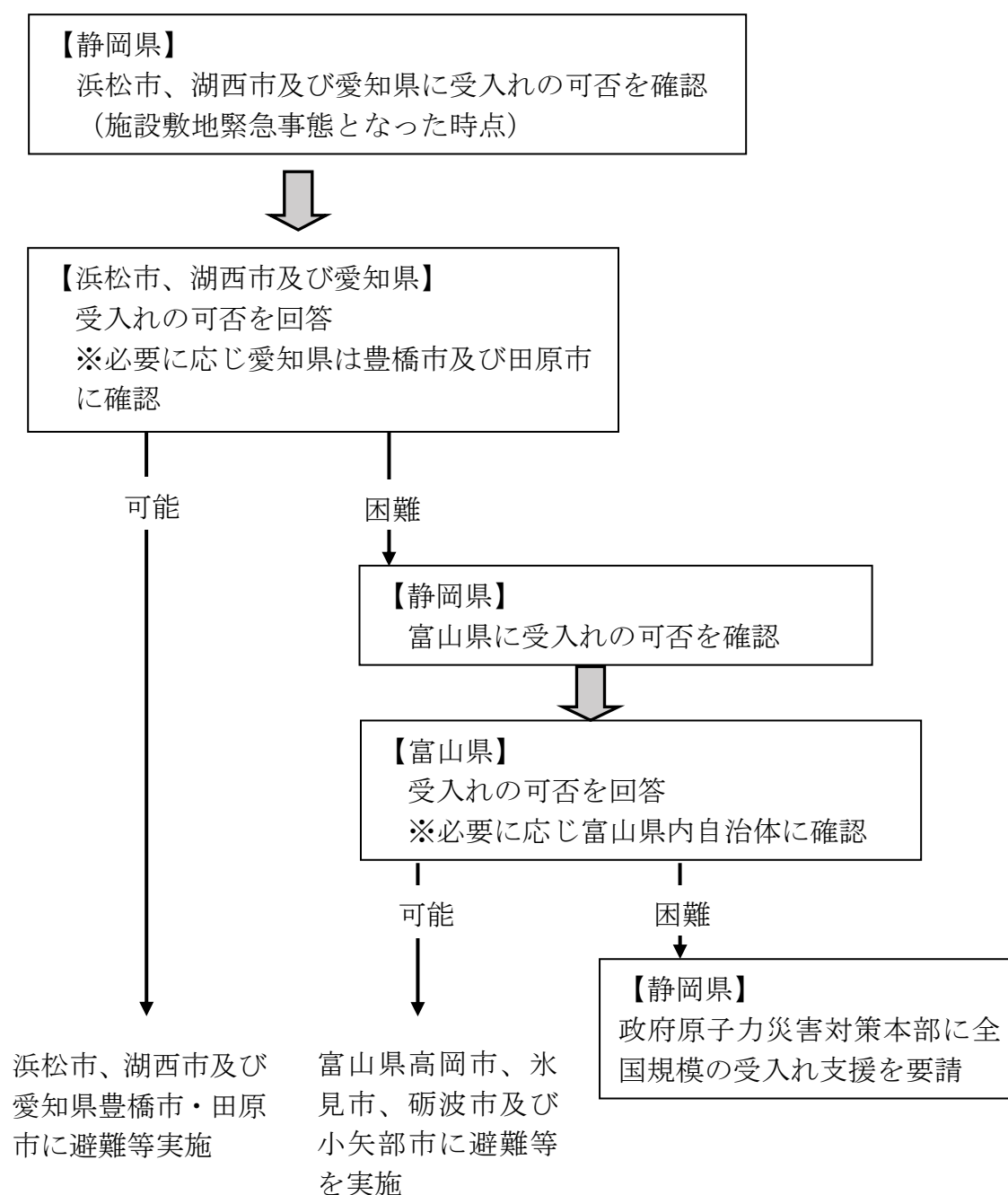
(3) 避難先確認の手順

避難等の際には、静岡県が、避難先1である浜松市、湖西市及び愛知県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行う。

大規模地震等により、避難先1に係る県及び市が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、避難先2に示す富山県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行う。

なお、避難先1、避難先2とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



(4) 避難先に示している留意点

県及び市は、避難先に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難者は避難退域時検査を必ず受け、避難退域時検査場所で発行する検査済証を携帯のうえ、避難先ごとに指定した避難経由所を目指して避難する。
- ② 避難実施から受入れまで効率よく実施できるよう、避難者の受付と避難所の割振りの機能を与えた「避難経由所」を避難先ごとに1あるいは2箇所指定し、予め公表する。
- ③ 避難所は、原則、避難先自治体が指定する避難所とする。
- ④ 避難所に用いる施設は原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ⑤ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は2次的避難あるいは、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ⑥ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先自治体で対応するものとし、できる限り速やかに本市及び本市からの避難住民で組織する避難所運営委員会に引き継ぐものとする。
- ⑦ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- ⑧ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先自治体の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m²（有効面積）を目安とする。
- ⑨ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先自治体であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先自治体が協力した場合、避難元で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

4 避難経路

(1) 主な避難経路

各地区から避難経由所への主な避難経路は、表 7－1 及び表 7－2 の経路が想定される。避難等の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。

(2) 一時集合場所（バス等による避難の場合）

バス等による避難のための一時集合場所は表 7－1 及び表 7－2 の各号のとおりとする。

なお、一時集合場所選定においては、下記事項を考慮した。

- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること

表 7-1 避難経路及び一時集合場所（避難先 1）

(1) 浜松市への避難（避難単位 1（小笠南地区）、避難単位 2 及び 3（小笠東地区（全域））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場所～避難先）	避難先市町村 （避難経由所）
小笠南地区	みなみやま会館	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	<東名高速道路> ・遠州豊田 P A <新東名高速道路> ・浜松 S A <国道 1 号線> ・ <u>磐田市内調整中</u> <国道 150 号線> ・竜洋海洋公園	<東名高速道路> →東名高速道路浜松西 I C →県道 261 号線 <新東名高速道路> →浜松いなさ I C <国道 1 号線> →県道号線 →県道 314 号線 →姫街道 <国道 150 号線> →県道 316 号線 →国道 1 号線 →県道 314 号線 →姫街道	静岡県浜松市 （引佐運動広場）
小笠東地区	くすりん				静岡県浜松市 （引佐総合公園）

(2) 湖西市への避難（避難単位 4（平川・嶺田地区）※横地地区は豊橋市のため避難単位 5 と併記（※次ページ））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場所～避難先）	避難先市町村 （避難経由所）
平川地区	ひらかわ会館	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	< 東名高速道路 > ・ 遠州豊田 P A ・ 浜名湖 S A < 新東名高速道路 > ・ 浜松 S A < 国道 1 号線 > ・ 磐田市内調整中 < 国道 150 号線 > ・ 竜洋海洋公園	< 東名高速道路経由 > → 東名高速道路三ヶ日 I C → 県道 85 号線 → 県道 310 号線 → 国道 301 号線 < 新東名高速道路 > → 浜松いなさ J C T → 以下、東名高速道路と同一 < 国道 1 号線経由 > → 県道 173 号線 < 国道 150 号線経由 > → 県道 316 号線 → 国道 1 号線 → 県道 173 号線	静岡県湖西市 （湖西運動公園）
嶺田地区	みねだ会館				

(3) 豊橋市への避難（避難単位 4（横地地区）、避難単位 5（加茂・内田地区）及び避難単位 6（六郷地区））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場所～避難先）	避難先市町村 （避難経由所）
横地地区	横地地区センター	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	<東名高速道路> ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A <新東名高速道路> ・浜松 S A <国道 1 号線> ・ <u>磐田市内調整中</u> <国道 150 号線> ・竜洋海洋公園	<東名高速道路経由> →東名高速道路豊川 I C →国道 151 号線 →国道 247 号線 →国道 23 号線（豊橋バイパス） <新東名高速道路> →浜松いなさ J C T →以下、東名高速道路と同一 <国道 1 号線経由> →国道 23 号線（豊橋バイパス） <国道 150 号線経由> →国道 23 号線（豊橋バイパス）	愛知県豊橋市 （豊橋市総合 スポーツ公園）
加茂地区	加茂地区センター				
内田地区	内田地区センター				
六郷地区	六郷地区センター				

(4) 田原市への避難（避難単位 7（西方・町部地区）、避難単位 8（河城地区））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場所～避難先）	避難先市町村 （避難経由所）
西方地区	西方地区センター	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	<東名高速道路> ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A <新東名高速道路> ・浜松 S A <国道 1 号線> <u>・磐田市内調整中</u> <国道 150 号線> ・竜洋海洋公園	<東名高速道路経由> →東名高速道路豊川 I C →国道 151 号線 →国道 247 号線 →国道 23 号線 (豊橋港 I C) →県道 2 号線 <国道 1 号線経由> →国道 23 号線 (豊橋港 I C) →県道 2 号線 <国道 150 号線経由> →国道 1 号線 →国道 23 号線 (豊橋港 I C) →県道 2 号線	愛知県田原市 （田原市白谷海 浜公園）
町部地区	町部地区センター				
河城地区	河城地区センター				

表 7-2 避難経路及び一時集合場所（避難先 2）

(1) 高岡市への避難（避難単位 4（平川地区（一部）・嶺田地区・横地地区）、避難単位 5（内田・加茂地区）、避難単位 6（六郷地区）、避難単位 7（柳町を除く町部地区）

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域 時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域時検査場 所～避難先)	避難経由所
平川地区 (上平川・池村・堤)	みねだ会館	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	＜東名高速道路＞ ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A ＜新東名高速道路＞ ・浜松 S A ＜国道 1 号線＞ ・磐田市内調整中 ＜国道 150 号線＞ ・竜洋海洋公園	東名高速 →名神高速 →東海北陸自動車道 →北陸自動車道 →高岡砺波スマート I C 東名高速 →東海環状道 →東海北陸道 →高岡砺波スマート I C 東名高速 →名神高速 →北陸道 →砺波高岡スマート I C	高岡スポーツコア (富山県高岡市 二塚 428-1)
嶺田地区					
横地地区	横地地区センター				
加茂地区	加茂地区センター				
内田地区	内田地区センター				
六郷地区	六郷地区センター				
町部地区 ※柳町は氷見市へ	町部地区センター				

(2) 氷見市への避難（避難単位 7（西方・町部（一部））及び避難単位 8（河城地区））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場 所～避難先）	避難経由所
柳町 （町部地区）	西方地区センター	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	＜東名高速道路＞ ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A	東名高速→名神高速 →東海北陸道	氷見市ふれあい スポーツセンター （富山県氷見市 鞍川 43－1）
西方地区			＜新東名高速道路＞ ・浜松 S A ＜国道 1 号線＞ ・磐田市内調整中	東名高速→東海環状 道→東海北陸道	
河城地区	河城地区センター		＜国道 150 号線＞ ・竜洋海洋公園	東名高速→名神高速 →北陸道	

(3) 砺波市への避難（避難単位 1（小笠南地区）、避難単位 3（小笠東地区（布引原・丹野・古谷）及び避難単位 4（平川地区の一部））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場 所～避難先）	避難経由所
小笠南地区	みなみやま会館	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	<東名高速道路> ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A	東名高速→名神高速 →東海北陸道	砺波総合運動公園 （富山県砺波市 柳瀬 241）
小笠東地区 （※布引原・丹野・ 古谷）	くすりん （小笠東小学校）		<新東名高速道路> ・浜松 S A <国道 1 号線> ・磐田市内調整中	東名高速→東海環状 道→東海北陸道	
平川地区 （※上平川・池村・ 堤は高岡市へ）	ひらかわ会館		<国道 150 号線> ・竜洋海洋公園	東名高速→名神高速 →北陸道	

(4) 小矢部市への避難（避難単位 2（小笠東地区（布引原・丹野・古谷除く））

避難元	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難退域 時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難退域時検査場 所～避難先）	避難経由所
小笠東地区	くすりん	東名高速道路 新東名高速道路 国道 150 号線 国道 1 号線	< 東名高速道路 > ・遠州豊田 P A ・浜名湖 S A < 新東名高速道路 > ・浜松 S A < 国道 1 号線 > ・磐田市内調整中 < 国道 150 号線 > ・竜洋海洋公園	東名高速→名神高速 →東海北陸道→小矢 部 I C 東名高速→東海環状 道→東海北陸道→小 矢部 I C 東名高速→名神高速 →北陸道→小矢部 I C	小矢部運動公園 （富山県小矢部市 平桜字岡山 200）

5 避難手段

(1) 主な避難手段

避難手段は、原則として、自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

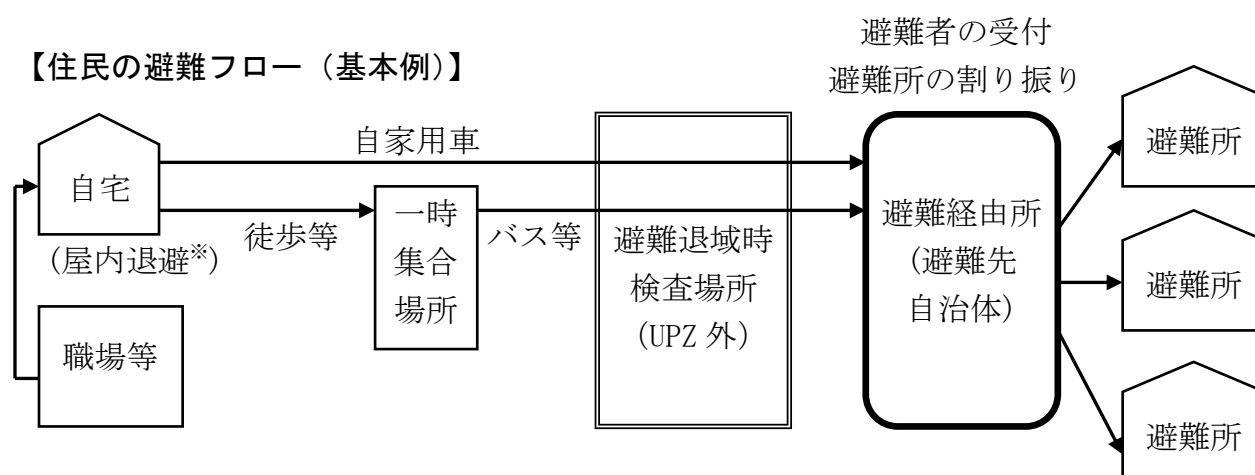
自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難等を行う。

(2) 避難手段の確保

県及び市は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

バス等で避難等が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

【住民の避難フロー（基本例）】



※ 原則として、全面緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避をする。

6 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。候補箇所は表8のとおり。

表 8 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

避難方向	位置	候補箇所
東方	東名高速道路沿道・I C 周辺	日本坂 P A、日本平 P A
	新東名高速道路沿道・I C 周辺	藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A
	国道 1 号沿道	うぐいす P A、県工業技術研究所
	国道 150 号沿道	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路沿道・I C 周辺	遠州豊田 P A、三方原 P A、浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路沿道・I C 周辺	遠州森 P A、浜松 S A
	国道 1 号沿道	(調整中)
	国道 150 号沿道	竜洋海洋公園
	県道沿道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

(2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成 27 年 8 月 26 日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（O I L 4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については県が別途、実施要領を定めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。県及び関係市町は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

8 要配慮者等の避難等

(1) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

1) 施設及び避難等の内容

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表4にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難等を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

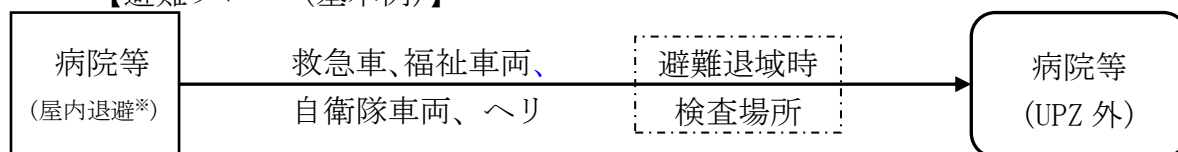
市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難等を行うものとする。

3) 避難手段の確保

避難等を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 社会福祉施設（入所型）（以下、「入所施設」という。）の入所者の避難等

1) 施設及び避難等の内容

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した

避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表4にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難等を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

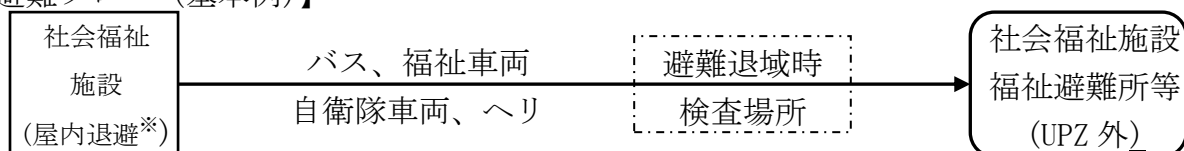
市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難等を行うものとする。

3) 避難手段の確保

避難等を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難等の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(3) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

通所施設は、表4にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難等を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表 6 示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、県及び市は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

(5) 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

学校等は、県が別に定めるマニュアル等により、児童生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

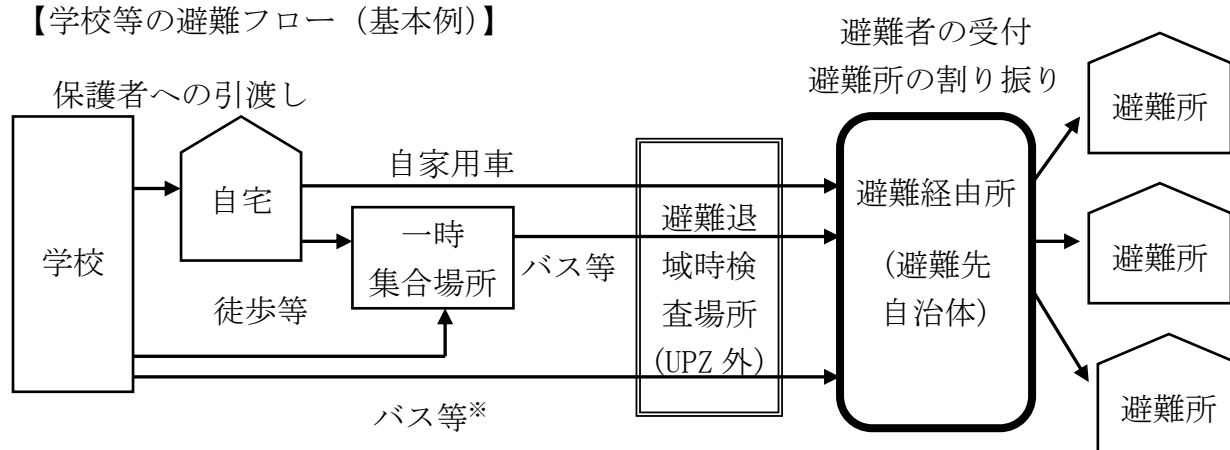
学校等は、警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動等を中止し、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒等と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員等が児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

【学校等の避難フロー（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

(6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ・市は、国、県の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- ・市と県は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）外への退避を求める。

(7) 外国人への配慮

市は、国、県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

(8) 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設として、放射性物質の侵入を防護するための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）の設置を進めている。現在、表9の施設について放射線防護対策が実施されており、引き続き、国の補助金を活用し、必要な施設について整備を進めていく。

表9 放射線防護施設

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
公民館（避難所）	小笠南地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市高橋字谷田 3669-1
公民館（避難所）	嶺田地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市嶺田 1272-1
社会福祉施設	和松会デイサービスセンター	社会福祉法人和松会	菊川市猿渡 260-1

9 避難所

避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先自治体で対応するものとし、できる限り速やかに本市及び避難住民に引き継ぐものとする。

避難者は、避難所への避難が完了した時点で、避難者で「避難所運営委員会」を組織し、避難所運営委員会が定めたルールに基づき避難所運営を開始する。なお、避難所運営のためのルールについては、避難先自治体ごとに作成する避難所運営マニュアルを基本とし、避難所ごとに異なる事情をマニュアルに反映させ、運用するものとする。

10 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、国及び県の協力のもとに検討を進めるとともに、特に大きな責務を有する原子力事業者である中部電力株式会社（※）をはじめとする関係機関との協議を進めるものとする。

（※）「原子力事業者」としての責務（原子力災害対策特別措置法）

- ・第3条（抜粋）原子力事業者は、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し必要な措置を講ずる責務を有する。

（１）今後、関係機関等と協議を進め、避難計画へ反映していく課題

- ・避難退避時検査及び簡易除染の実施体制の確立、並びに検査場所候補施設の確定・拡充
- ・避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の拡充（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保、避難経路所における車両の誘導要員や車両の警備要員の確保等）
- ・避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- ・複合災害時における効果的な屋内退避の手法
- ・県内外避難先との詳細協議、協定等の締結
- ・安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- ・独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- ・家畜、ペットについての検討
- ・予測的手法の活用の検討

（２）関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ・避難先の体制構築（行政機能の移転、避難経路所・避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先自治体の求償方法等）
- ・病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフメンタルケアの検討等を含む）
- ・住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ・防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	災害対策基本法 原子力災害対策特別措置法 防災基本計画原子力災害対策編 原子力災害対策指針 関係省庁防災業務計画	原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会） 原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）	浜岡地域の緊急時対応（内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）
県	静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻 浜岡地域原子力災害広域避難計画 静岡県緊急時モニタリング計画	静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」 安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル 緊急被ばく医療活動実施要領 学校等の避難計画策定マニュアル → A 病院の避難計画策定マニュアル → B 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C 緊急時モニタリング実施要領	
菊川市	菊川市地域防災計画原子力災害対策編 菊川市原子力災害広域避難計画	菊川市原子力災害（警戒）対策本部運営要領 等	
施設	→ A 各学校等の避難計画 → B 各病院の避難計画 → C 各社会福祉施設の避難計画		

別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



別図3-1 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要



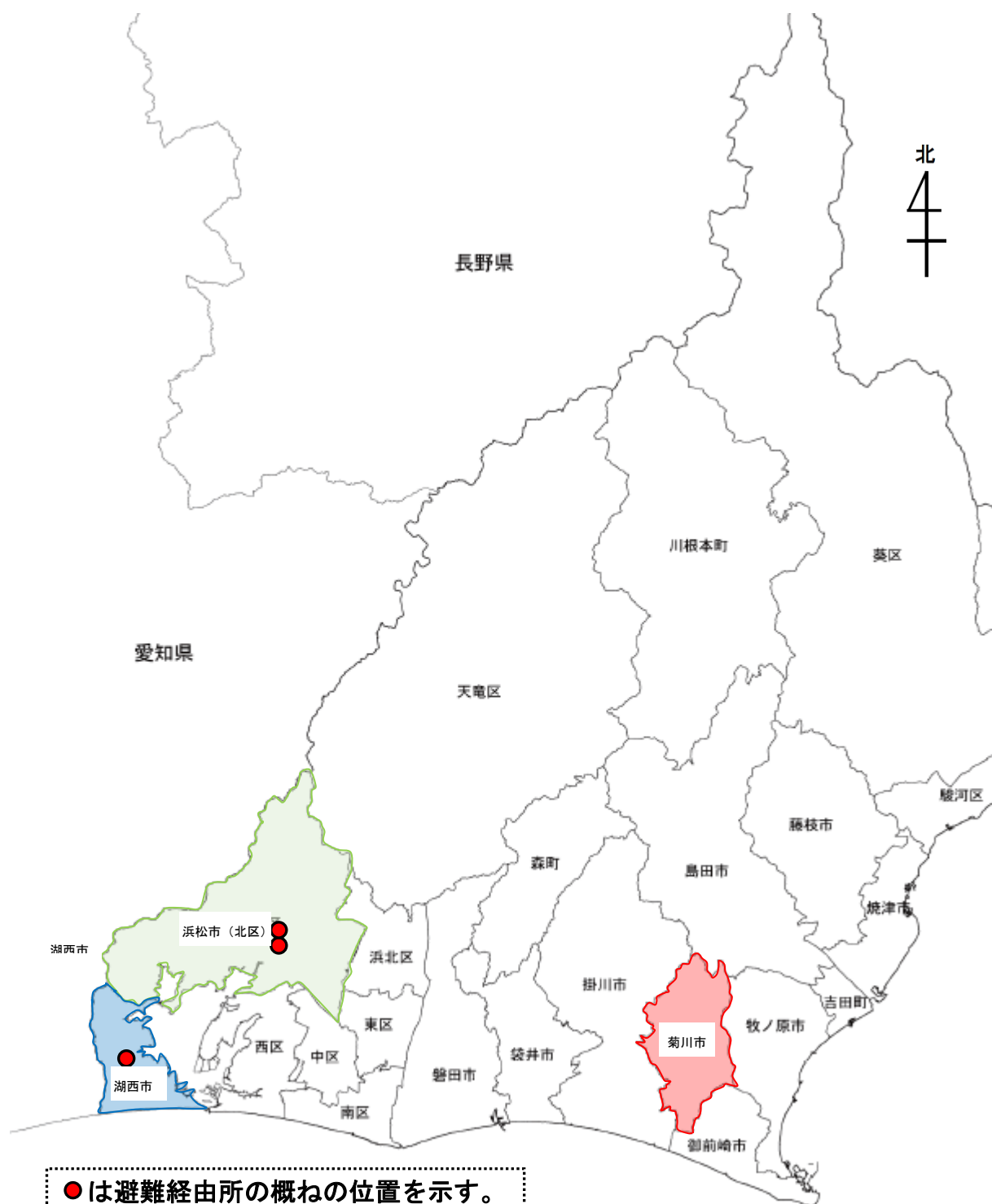
【避難先1：単独災害時の避難先】

浜松市、湖西市、愛知県豊橋市、愛知県田原市

【避難先2：複合災害時の避難先】

富山県高岡市、富山県氷見市、富山県砺波市、富山県小矢部市

別図 3－2 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（浜松市・湖西市）



●は避難経由所の概ねの位置を示す。

<浜松市避難経由所>

引佐総合公園（浜松市北区引佐町井伊谷 3858-1）

引佐運動広場（浜松市北区引佐町東黒田）

<湖西市避難経由所>

湖西運動公園（湖西市吉美 830-1）

別図 3－3 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（愛知県豊橋市・田原市）



＜豊橋市避難経由所＞

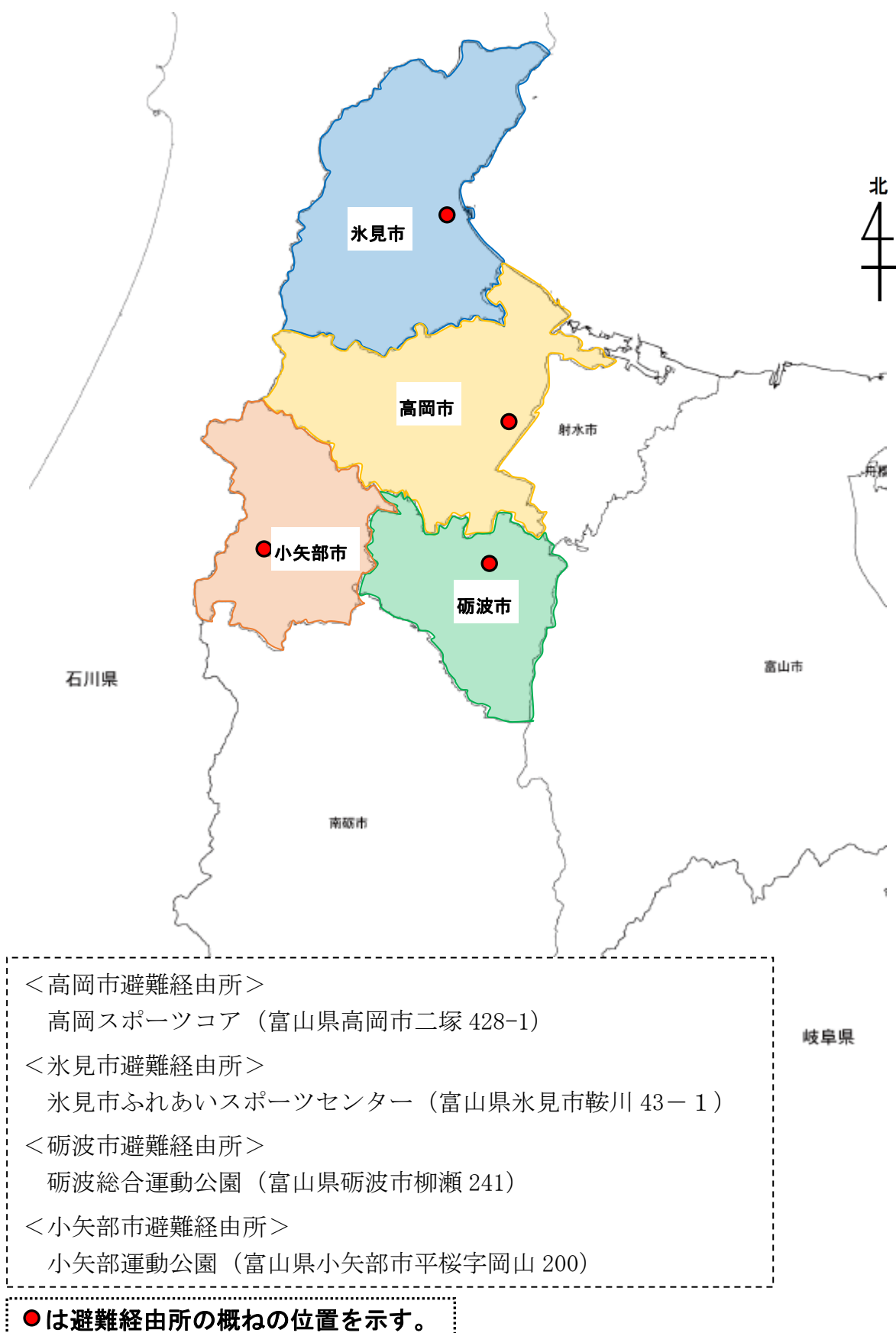
豊橋総合スポーツ公園（豊橋市神野新田町字メノ割 1－3）

＜田原市避難経由所＞

白谷海浜公園（田原市白磯 5）

● は避難経由所の概ねの位置を示す。

別図 3－4 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（富山県高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市）





菊川市 放射線防護の考え方

屋内退避と避難編：平成29年度版

菊川市では、浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、市民の皆さまが速やかな避難を実施できるよう、あらかじめ避難の方法や避難先等について決めておく「菊川市原子力災害広域避難計画」の策定を進めています。

浜岡原子力発電所は現在運転停止中ではありますが、万が一、重大事故が発生した場合に備えるため、策定中の計画案の方針を踏まえ、計画の中間報告として災害時に市民の皆さまに取っていただく行動について「菊川市放射線防護の考え方」としてまとめました。

市民の皆さまには、原子力災害時における行動や放射線防護の考え方をご理解いただくとともに、万が一の時には正確な情報に基づく冷静な行動を心がけていただければ幸いです。

＜お問い合わせ＞ 菊川市役所 危機管理課 電話 0537-35-0923

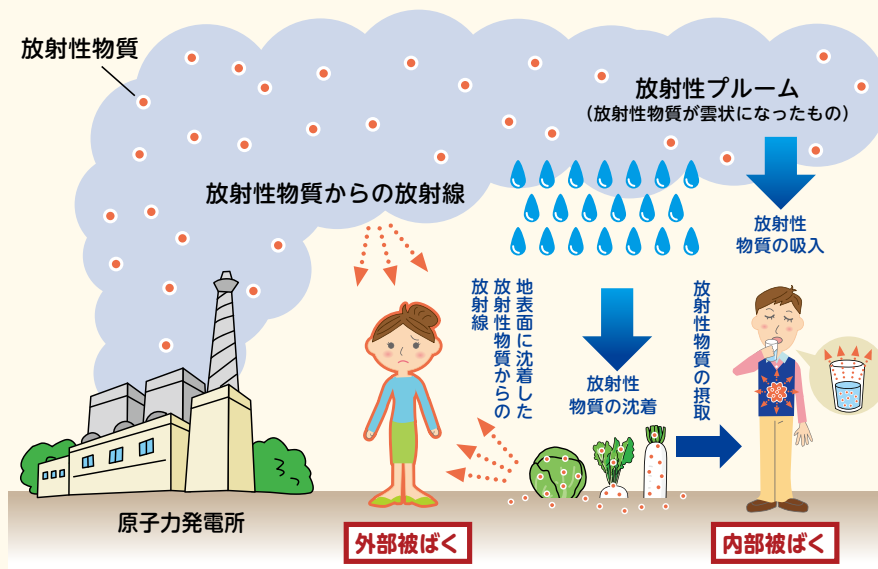
1 「原子力災害」とは

原子力災害とは、原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感じることはできませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには**屋内退避**や**避難**などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを**被ばく**といい、身体の外から被ばくする**外部被ばく**と、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする**内部被ばく**があります。

(出典：原子力防災のしおり (H29.3 静岡県))

2 「原子力災害広域避難計画」とは

菊川市は浜岡原子力発電所の **UPZ 圏内**^{※1} に立地しています。そのため、発電所における原子力災害に備え、国、静岡県及び関係機関と連携しながら原子力防災対策を進め、市広域避難計画の策定を進めています。

市広域避難計画は、静岡県が策定した「静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、浜岡原子力発電所から放射線が漏洩し市民の皆様避難が必要となった際を想定し、**災害発生時における避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等**について定めることとしています。

※1 UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) とは、浜岡原発を中心として描く同心円上の5kmから31kmの範囲に立地し、原子力災害に備え、原子力災害対策を重点的に実施する区域のことです。

＜浜岡原子力発電所と市の位置関係＞

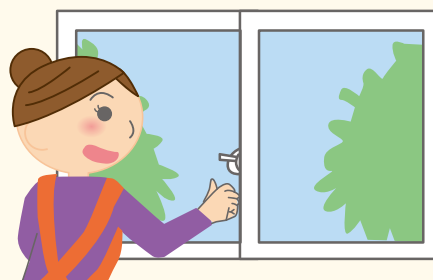


3 屋内退避と避難の判断と手順

浜岡原子力発電所で過酷事故が発生し、放射性物質が放出される恐れとなったときには、国、県及び市は、様々な防災活動を行い、**必要な情報を同報無線、インターネット、テレビやラジオなどを用いて市民の皆様にお知らせします。**

菊川市では、浜岡原子力発電所が全面緊急事態（敷地外へ放射線が放出される可能性が高くなった状態）となった段階で、全ての市民に対して**屋内退避**（※P3 参照）が指示されます。屋内退避の指示が出された際には、職場、学校、出先から速やかに帰宅し、屋内避難を開始します。

避難開始の判断については、市内8地点で観測する環境放射線量の測定値等を参考に、測定値が $20\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/時）を超過した場合には1日以内に、 $500\mu\text{Sv/h}$ 等を超過した場合は数時間以内に避難単位（※P5 表1 参照）ごとに判断されます。



屋内退避の指示が出されたらどうすれば良いの？

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(出典：原子力防災のしおり(H29.3 静岡県))

屋内退避の有効性について

全面緊急事態(放射線による影響が起こる可能性が高くなったとき)に至った場合、UPZ内(菊川市全域)の住民は屋内退避をすることになります。

これは、放出された放射性物質が通過する時に屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するためです。

屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋では4分の1程度、機密性の高いコンクリート建屋のような施設においては20分の1程度に抑えることができます。

(内閣府ホームページ原子力防災「よくある御質問」及び原子力規制委員会「原子力災害発生時の防護措置の考え方」より抜粋)

(1) 発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事 例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置 (菊川市全域)
県内で震度6弱以上の地震が観測された時など	一警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	一施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	一全面緊急事態 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

(2) 菊川市全域(UPZ)における空間放射線量率に基づく、避難指示等の判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500μSv/h超過	数時間以内を目途に区域を指定し、速やかに(1日以内を目安)避難をするよう指示が出ます。
20μSv/h超過	1週間程度内に移転する、一時移転の指示が出ます。
0.5μSv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。

※ μ Sv：マイクロシーベルト

4 避難の方法

(1) 交通手段

原則として「自家用車」で避難してください。

自家用車を所有していない世帯、高齢などの理由で避難先までの運転が困難な世帯など、**自家用車で避難ができない世帯は**、一時集合場所(地区センターなど)に集合し、**避難用のバスなどで避難します。**



(2) 避難の単位

避難の指示は市内一斉ではなく、**市内を8避難単位(※P5表1参照)に分割し、各避難単位ごとに実施する緊急時モニタリングにて測定される放射線の実測値に基づき、避難単位ごとに避難が指示されます。**(※例えば、避難単位1のみ避難指示が出て、避難単位2～8は屋内退避を継続するなど。)

※避難指示が出ている避難単位以外からも避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。**避難指示の遵守をお願いします。**

※避難指示が出ていない避難単位については、避難受入れ先での受入れ準備ができていないため、指定された避難先への避難ができません。

<表1 避難単位>

避難単位	避難単位に含まれる地区
避難単位1	小笠南地区
避難単位2	小笠東地区（布引原、丹野、古谷を除く。）
避難単位3	布引原、丹野、古谷
避難単位4	横地・平川・嶺田地区
避難単位5	加茂・内田地区
避難単位6	六郷地区
避難単位7	西方・町部地区
避難単位8	河城地区

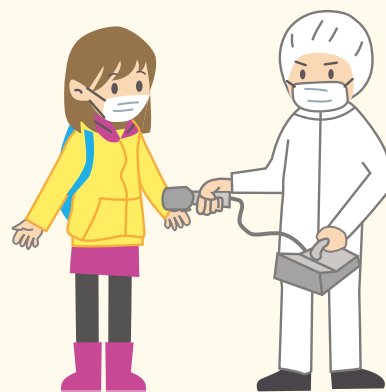
(3) 避難退域時検査の実施

避難退域時検査とは、避難などの際に放射性物質が車両や服、身体などについていないか汚染を調べる検査のことです。

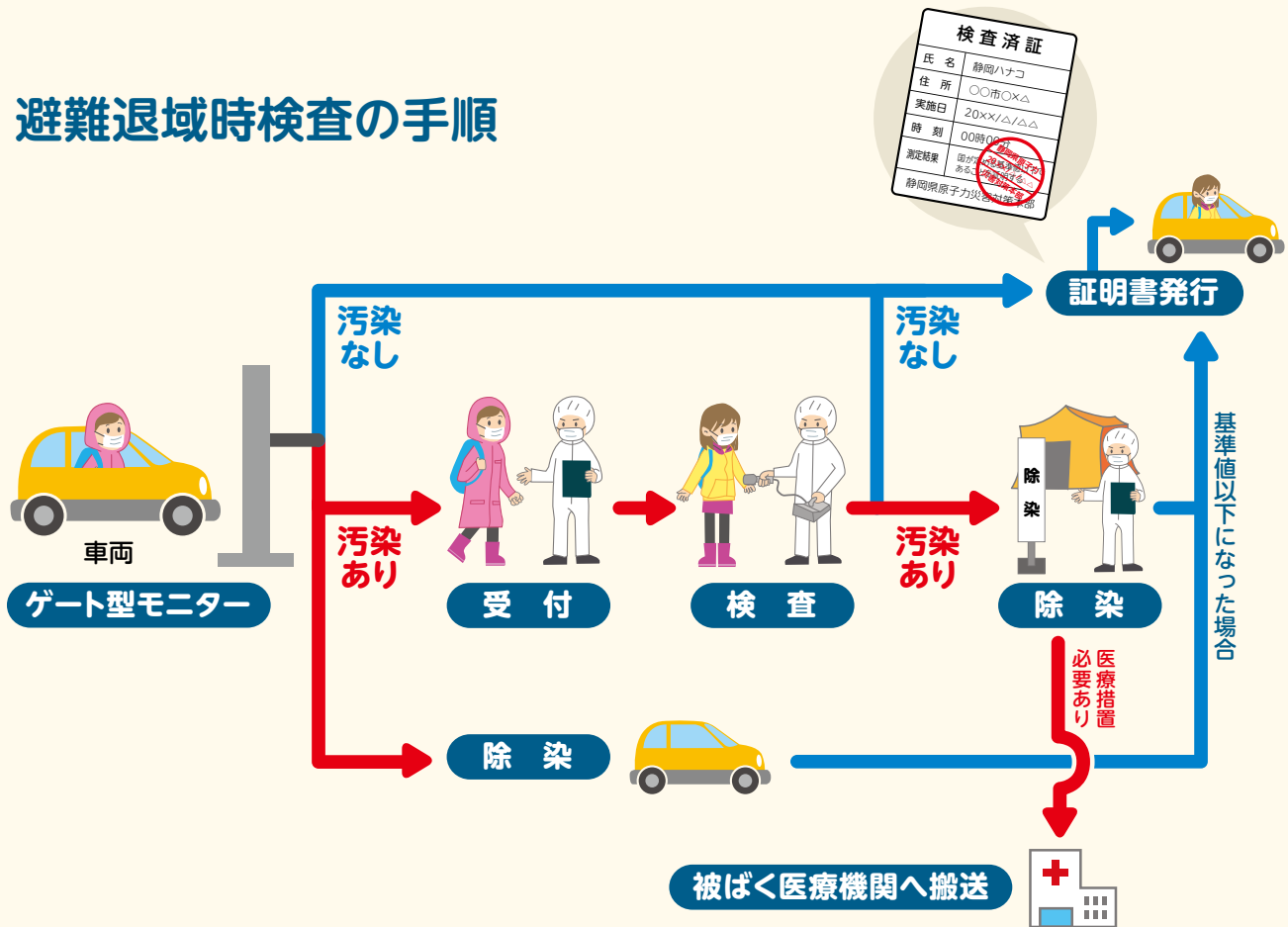
避難する際は必ず、主要な避難経路上に設けられた「避難退域時検査場所」(※P6 表2 参照)を通過し、避難者と避難車両の放射線測定を行います。**経由すべき(開設されている)避難退域時検査場所については、避難指示と併せてお伝えします。**

放射性物質がついている場合は、ふき取ったり、シャワーで洗い落としたりする除染を行います。検査済みであることの証明書が発行されますので、避難先へ持参してください。専門的な治療が必要な場合は、指定された被ばく医療機関へ搬送します。

避難退域時検査場所が発行される「検査済証」は避難先で受け入れていただく際に必ず必要です。(※注意：避難先自治体への避難のみではなく、親類や知人宅へ自主避難する際も検査済証は必要です。)



避難退域時検査の手順



(出典：原子力防災のしおり(H29.3 静岡県))

＜表2 避難退域時検査場所予定箇所＞

避難方向	避難経路	候補箇所
東 方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西 方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA 航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA
	国道1号沿道	(調整中)
	国道150号沿道	竜洋海洋公園
	県道沿道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

(4) 避難の際の注意

- 電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓などを締めましょう。
- とおり近所に声をかけ、**助け合いながら避難しましょう**
- 窓やドアに忘れずに**鍵をかけて避難しましょう**。
- 持ち物は、表面を汚染させないために袋などで包みましょう。貴重品・常備薬などを忘れないようにしましょう。
- 被ばくを防ぐため、マスク、帽子、レインコートなどで**皮膚の露出を防ぎましょう**。
- 自家用車で避難するときは、**放射性物質の侵入を防ぐ**ために、窓をしっかりと閉め、エアコンは内部循環に切り替えて避難しましょう。
- バス等で避難する人は、一時集合場所(地区センターなど)へ集合しましょう。

(5) 避難先での避難受入れ方法と避難経由所の役割

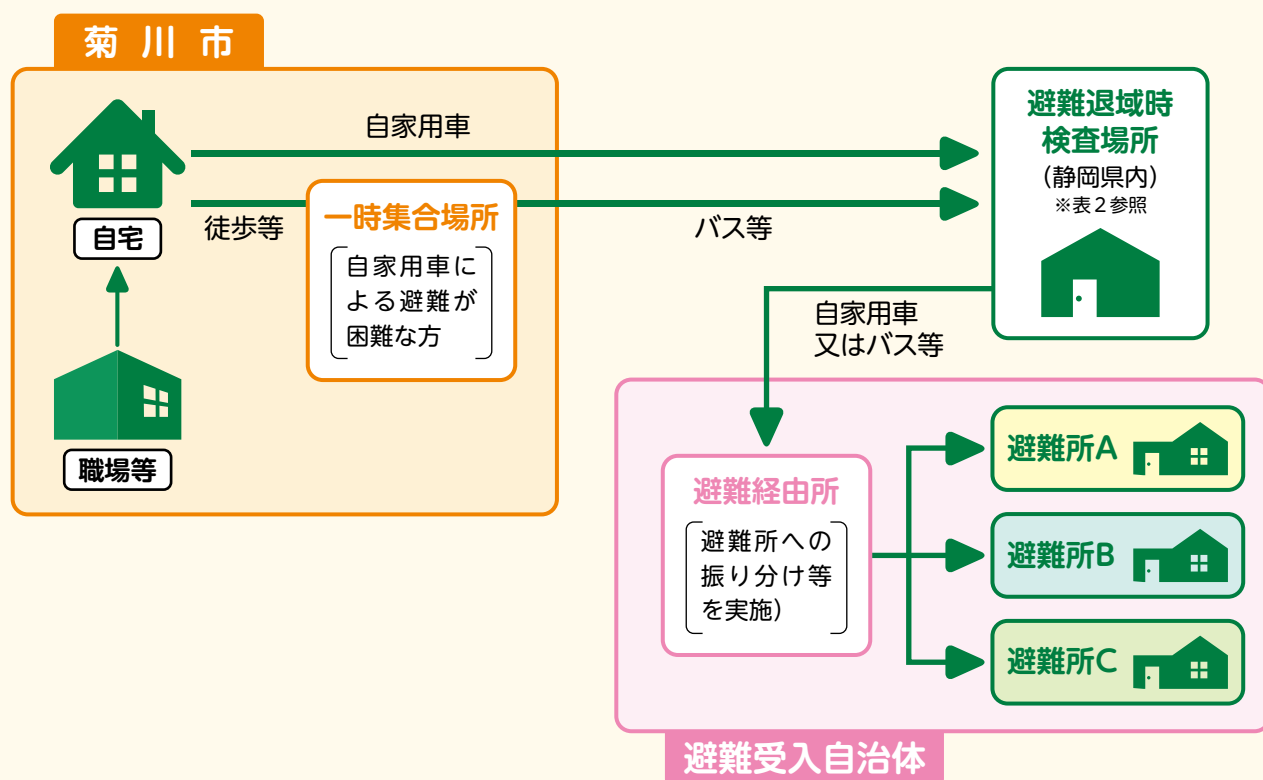
避難の際には、避難先の目印として避難受入自治体ごとに設定している「避難経由所」(※表3及び表4参照)を目的地としています。

避難経由所では、避難受入れの受付と避難所への振り分けを行います。

避難所の駐車台数の都合上、避難所から離れた場所に指定する駐車場へ車両を移動していただく場合があります。

避難生活が長期間となる可能性がある場合は、避難経由所で誘導された避難所に到着した後、過去の災害時の教訓からコミュニティ(自治会)ごとの避難生活が送れるよう、避難所を移動していただく場合があります。

<図1 避難経由所を設けた広域避難実施のイメージ>



(6) 避難生活

避難先では、避難先自治体の指定する体育館等の避難所で避難生活を送ることとなります。

避難の単位は自治会単位を予定していますので、避難所の運営は自治会(自主防災会)を中心に避難所運営委員会を立上げ、決められたルールに基づく生活を行います。(避難受入れから3日間程度までは避難受け入れ先自治体に協力していただくよう協議を進めています。)

避難生活中に必要な食料及び日用品などについては、家庭での備蓄品の持ち出しのほか、避難先で受け入れる救援物資を用いること、また、避難先は平常時(被災していない状況)であることから、避難先で購入するなどにより調達します。

屋内退避、避難行動及び避難生活の際に必要な食料品等について、7日間分を目安に備蓄を進めましょう。(ローリングストックを推奨します。詳しくは「菊川市防災ガイドブック」を参照ください。)

5 避難先

避難の原因となる事象や避難先の状況などにより避難先が変わります。

避難先の決定は内閣府及び静岡県で決定し、避難実施の際に同報無線、市ホームページ、テレビやラジオなどを用いてお知らせします。

＜表3 避難先1：原子力発電所のみで原子力災害が発生した場合＞

避難先自治体	避難単位 (※表1参照)	避難経由所	避難所
浜松市	1、2、3	＜協議中＞ ※協議が済み次第公表します。 ※公表前であっても、避難を実施する必要がある際は、同報無線・市ホームページ等を通じて速やかに公表します。	避難経由所で指示
湖西市	4 (横地地区を除く)		
豊橋市 (愛知県)	4 (横地地区のみ)、5、6		
田原市 (愛知県)	7、8		

＜表4 避難先2：大規模地震などと原子力災害が同時に発生した場合＞

避難先自治体	避難単位（※表1参照）	避難経由所	避難所
砺波市 （富山県）	1、3、4（横地地区、上平川、池村、堤、嶺田地区を除く）	＜協議中＞ ※協議が済み次第公表します。 ※公表前であっても、避難を実施する必要が生じた際は、同報無線・市ホームページ等を通じて速やかに公表します。	避難経由所で指示
小矢部市 （富山県）	2		
高岡市 （富山県）	4（横地地区、上平川、池村、堤、嶺田地区）、5、6、7（西方地区、柳町を除く）		
氷見市 （富山県）	7（西方地区、柳町）、8		

※避難先が同時に被災した場合、台風・風水害などにより避難受入れが困難である場合には、上記避難先1または2以外の避難先が指示される場合があります。

6

避難などに関する情報の取得方法

(1) 平常時の情報収集

屋内退避や避難に関する情報などについては、下記の冊子に詳しく掲載しています。（※お手元に無い場合は、市役所危機管理課窓口にてお渡しします。）



「原子力防災のしおり」

（静岡県発行、平成29年3月全戸配付）

掲載内容

- 原子力災害について知ろう
原子力災害とは、何ですか？ 他
- 緊急時の行動を確認しよう
原子力発電所で緊急事態が発生したら 他
- 万が一に備えて普段から知っておくべきこと、備えておくもの
日常生活と放射線 他

＜※静岡県ホームページにも掲載されています。＞



「菊川市防災ガイドブック」

(平成29年4月全戸配付)

掲載内容

- 対策編
 - ・ 地震 ・ 風水害 ・ 原子力災害
- 避難編
 - ・ 自主防災 ・ 避難情報 ・ 情報収集
 - ・ 避難準備 ・ まとめ

※防災について総合的に備えと対応をまとめた冊子です。1家に一冊備えておきましょう。

<※菊川市ホームページにも掲載されています>

(2) 非常時の情報収集

発災時、屋内退避や避難のために必要な情報については、下記の方法にて取得できます。

- **同報無線** (個別受信機も同時放送、同報無線音声確認サービス (Tel35-2133) で確認可)
音声により、屋内退避や避難に関する情報などをお知らせします。

- **茶こちゃんメール** (※事前登録が必要)

同報無線で放送した内容をメールで配信します。

※市内のイベント情報、火災情報など、日頃から市の様々な情報がメールで発信されますので、普段から登録しておきましょう。

茶こちゃんメール



- **菊川市ホームページ**

屋内退避や避難などに関する情報を随時掲載します。

- **静岡県原子力防災ポータル**

環境放射線の状況、避難指示が出されている地域などについてインターネットを利用して確認ができます。

原子力防災ポータル



- **テレビのdボタン** (データ放送)

避難指示の状況などがテレビのテロップで確認できます。



(3) 情報収集に関する注意事項

- 慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。
- うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
- おとなりさん・ご近所さんと情報の確認をしましょう。
- 電話の使用は極力控えましょう。

7 今後の課題

避難計画の実効性を高めるためには、計画に関連するマニュアルなどの作成や検討しなければならない課題があります。引き続き、検討及び関係機関との協議を進めてまいります。

- 要配慮者の避難対策(交通手段、移送方法、避難受入れ施設等)
- 家畜・ペットについての検討
- 安定ヨウ素剤の効果的な配付方法
- 冬季における避難の方法
- 避難先での避難所運営 など

静岡県 菊川市



©菊川市

語句の説明

放射線物質	アルファ線、ベータ線、ガンマ線などの放射線を出す物質です。
被ばく	人体が放射線にさらされることです。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではなく、原子力発電所に異常事態の発生、またはそのおそれがあるため、情報収集やPAZの要配慮者等の避難の準備などを開始する必要がある段階を指します。
施設敷地緊急事態	原子力発電所で公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階を指します。
全面緊急事態	原子力発電所で公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、PAZ全住民の避難やUPZの屋内退避などの迅速な防護措置を行う必要がある段階を指します。
避難	放射線モニタリングの値が高い、または高くなる恐れのある地点から緊急で離れることです。
一時移転	緊急ではないが、無用の被ばくを低減するため、一定期間(1週間程度)のうちにその地域から離れることです。
放射線モニタリング	放射線を定期的あるいは連続的に監視・測定することです。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他、特に配慮を要する人、及び安定ヨウ素剤の服用が不適な人のことを指します。

広域避難計画に関するQ A

Q1 浜岡原子力発電所で事故が発生したら、菊川市民が一斉に避難すれば良いのでは？

A1 一斉に避難を始めた場合、大規模な交通渋滞が発生する恐れがあり、避難中に放射性物質が放出された場合には、かえって被ばくが増すおそれがあるため、屋内退避や、放射線量の測定値に応じた多段階避難（※説明中4-(2)(P4~P5)参照)を基本としています。

Q2 浜岡原子力発電所が再稼働しなければ広域避難計画の策定はしなくて良いのでは？

A2 浜岡原子力発電所がある以上、稼働の有無に関わらず、万が一の事態を想定して策定する必要があります。

Q3 地震のときは高速道路が使えなくなるのでは？

A3 県の道路啓開に関する計画では24時間以内に復旧される計画となっています。

Q4 年寄りだけで富山県まではとても行くことができないけど？

A4 自家用車で長距離移動ができない方や困難な方には、避難用のバスなどで避難していただきます。

Q5 放射線が放出されてからだと避難が遅くなるので、自分が逃げたいタイミングで避難しても良いの？

A5 多段階避難によるスムーズな避難の実現にご協力いただきたいこと、また、避難の指示が出ていない場合には、避難先自治体の避難所が開設されていないため、避難の受入れができない状態であることを御理解ください。

Q6 東京に親戚の家があるので、指定された避難所ではないが避難をしたいんだけど？

A6 指定された避難先以外への避難の際は、地元の自主防災会に行き先を教えるなど、安否の確認方法について御配慮ください。また、避難退域時検査場所は必ず通過し、検査済証を受け取ってください。

Q7 安定ヨウ素剤の配付はどうするの？事前配付はできないのか？

A7 当市は、安定ヨウ素剤の事前配付ができる区域に含まれていないため、避難が必要となった際に配付することを予定しています。配付の方法については検討中であるため、配付方法が決まり次第、計画の中に盛り込んで行きます。

Q8 雪の降らない地域に住む菊川市民が冬に富山県に避難することは可能なの？

A8 冬季の降雪地への避難方法については、内閣府、静岡県と共に検討を進めている段階です。

Q9 避難先での避難生活はどうやって行うの？

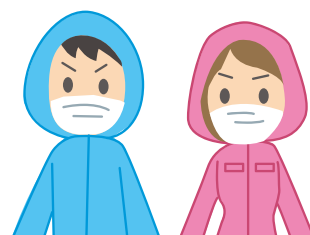
A9 避難先では、体育館などの公共施設を避難所として開放していただきます。避難所ごとに避難所運営委員会を設け、避難生活を行うことを予定しています。

Q10 避難生活はどのぐらい続けなければならないの？

A10 避難の期間はおよそ1箇月を想定していますが、災害の状況により帰宅できる期間が変動します。また、帰宅困難な場合は概ね1箇月の期間のうちに、公営住宅や民間借家(アパート)などへ避難場所が移行されることが想定されます。

Q11 屋内退避はどのぐらいの期間しなければならないの？

A11 放射線が放出される状況により期間が変わりますが、1週間程度の食料を備蓄するよう心がけましょう。



19-6 防災関係機関の情報連絡系統図（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編より）

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→	警察庁（警察局警備課） 03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付） 03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課） 03-3591-6361 気象庁（総務部企画課） 03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課） 03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課） 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 03-6910-0259	→	内閣府（内閣総理大臣）
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課） 03-5253-8639 （自動車局環境政策課） 03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付） 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局（総務企画部総務課） 052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局（健康安全課） 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部（警備救難課） 054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局（危機管理課） 0558-24-2004 東部地域局（危機管理課） 055-920-2003 中部地域局（危機管理課） 054-644-9104 西部地域局（危機管理課） 0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課） 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課） 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター 0548-29-1111		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部（緊急事態対策課） 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市（危機管理課） 0537-85-1119		
牧之原市（危機管理課） 0548-23-0058		
菊川市（危機管理課） 0537-35-0923		
掛川市（危機管理課） 0537-21-1131		
吉田町（防災課） 0548-33-2164		
袋井市（危機管理課） 0538-86-3703		
焼津市（地域防災課） 054-623-2554		
藤枝市（大規模災害対策課） 054-643-3119		
島田市（危機管理課） 0547-36-7143		
森町（防災課） 0538-85-6302		
磐田市（危機管理課） 0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁（国民保護・防災部防災課） 03-5253-7525
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-6101		
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部		
中部電力㈱東京支社		
中部電力㈱静岡支店		

※ 政府、県、市町については災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

その他連絡先（関係機関から連絡）

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（運用企画局事態対処課）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台（総務部業務課） 03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡

19－ 7 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施
状況報告書（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編より）

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書				防災機関					
情報 ル ー ト	中電 浜岡原発 関係機関 中電 静岡支店 県本部 監視 センター 所 在 市 関係周辺市町 県内 全市町 県各地域局			区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
				中 電	第 号				
				監 視 センター	第 号		月日時分		
				各地域局	第 号		月日時分		
				本 部	第 号		月日時分		
概 況									
1 原子炉の状態		月 日 時 分現在							
			1号機	2号機	3号機	4号機	5号機		
原子炉出力			%	%	%	%	%		
出力降下中			YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO		
原子炉 停止日時			月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
2 災害予防対策実施状況		完了 ・ 実施中							
3 発電所地震警戒本部等		3－（1） 地震警戒本部設置日時 月 日 時 分 3－（2） 応急復旧資機材の確保 YES NO 3－（3） 対外通信連絡手段の確保 YES NO							
特記事項									
添付資料 有（ 枚） 無									

19－ 8 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果
報告書（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編より）

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書					防災機関						
情報 報 ル ー ト	中電 浜岡原発 関係機関 中電 静岡支店 県本部 監視センター 所在市 関係周辺市町 県内 全市町 県各地域局 所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、 焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市				区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	
					中 電	第 号					
					監 視 センター	第 号		月日時分			
					各地域局	第 号		月日時分			
					本 部	第 号		月日時分			
概 況											
1 原子炉の状態		月 日 時 分現在									
		1号機		2号機		3号機		4号機		5号機	
		停止日時		日 時 分		日 時 分		日 時 分		日 時 分	
		地震発生時の 原子炉出力		%		%		%		%	
		ECCS作動		YES・NO		YES・NO		YES・NO		YES・NO	
2 発電所の状況		2－（1） 発電所施設・設備の状況									
		2－（2） 事務建屋他構内建築物等の状況									
3 放射線測定、監視結果		3－（1） 排気筒ガスモニタ指示値				異常無		異常有			
		3－（2） モニタリングポスト指示値				異常無		異常有			
4 発電所災害対策本部		4－（1） 災害対策本部設置日時				月 日 時 分					
		4－（2） 対外通信連絡手段の確保				YES		NO			
特記事項											
添付資料 有（ 枚） 無											

19-9 被災地住民登録様式（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

1ページ	2ページ																																																								
被災地住民登録票	第 号 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">明大昭平令</td> <td style="width: 30%;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> <td>年令</td> <td>満 才</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故発生時の場所</td> <td colspan="3">屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事故発生直後の行動</td> <td>0時間～1時間</td> <td>1時間～2時間</td> <td>2時間～3時間</td> <td>3時間～6時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>6時間～9時間</td> <td>9時間～12時間</td> <td>12時間～18時間</td> <td>18時間～24時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>除 染</td> <td>衣 服</td> <td colspan="2">A. B(携行、支給)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身 体</td> <td colspan="2">A. B. C. D</td> </tr> <tr> <td>措置状況</td> <td>医療措置</td> <td colspan="2">A. B. C. D. E</td> </tr> <tr> <td>被ばく当時の急性症状</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	ふりがな氏名		明大昭平令	年 月 日生	職 業		年令	満 才	居住地				事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外			事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10			事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	汚染の程度				除 染	衣 服	A. B(携行、支給)		そ の 他	身 体	A. B. C. D		措置状況	医療措置	A. B. C. D. E		被ばく当時の急性症状			
ふりがな氏名		明大昭平令	年 月 日生																																																						
職 業		年令	満 才																																																						
居住地																																																									
事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外																																																								
	事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																								
事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間																																																					
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																					
	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間																																																					
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																					
汚染の程度																																																									
除 染	衣 服	A. B(携行、支給)																																																							
そ の 他	身 体	A. B. C. D																																																							
措置状況	医療措置	A. B. C. D. E																																																							
被ばく当時の急性症状																																																									
令和 年 月 日 市町名																																																									

3ページ	4ページ										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">退避所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退避期間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: middle;">その他参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>〇〇市町長 氏 名 印</td> </tr> </table>	退避所名		退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日	その他参考事項		発行年月日	年 月 日	発行者	〇〇市町長 氏 名 印	この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
退避所名											
退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日										
その他参考事項											
発行年月日	年 月 日										
発行者	〇〇市町長 氏 名 印										

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体 の 欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

（１）集落別人口構成（方位別）

令和４年４月１日現在

市町名	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等（総数）				要配慮者等（人）					避難行動要支援者（人）	年齢別人口（人）					備考
					世帯数	男	女	計	0～6歳 未就学児	妊婦	高齢者 75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳 未満	7歳～13歳 未満	13歳～40歳 未満	40歳以上	
菊川市	原磯部	10km圏	北	1	53	81	87	168	2	0	27	5	0	7	2	0	10	37	115	
菊川市	サンライズ	10km圏	北	1	63	87	91	178	10	0	13	8	8	10	3	7	0	46	122	
菊川市	布引原	10km圏	北	3	74	117	118	235	10	0	34	10	1	13	4	6	10	55	160	
菊川市	丹野	10km圏	北	3	117	196	162	358	17	0	66	19	16	30	4	13	13	86	244	
菊川市	古谷	10km圏	北	3	70	112	102	214	7	0	46	11	6	18	2	5	7	45	155	
菊川市	川東	10km圏	北	2	64	65	70	135	4	0	30	6	8	20	0	4	6	24	101	
菊川市	牛渕	20km圏	北	6	82	135	125	260	11	0	49	15	3	13	2	9	15	42	192	
菊川市	牧之原上	20km圏	北	6	115	172	168	340	9	0	63	15	37	28	4	5	15	78	238	
菊川市	牧之原下	20km圏	北	6	151	204	210	414	15	0	64	18	34	36	4	11	18	98	283	
菊川市	吉沢	20km圏	北	8	119	150	175	325	17	0	60	11	40	31	10	7	6	87	215	
菊川市	上倉沢	20km圏	北	8	177	209	212	421	13	0	88	17	48	42	6	7	30	93	285	
菊川市	下倉沢	20km圏	北	8	90	145	154	299	27	1	53	14	4	32	7	20	25	68	178	
菊川市	六本松	20km圏	北	8	15	20	19	39	4	0	2	3	10	2	0	4	4	13	18	
菊川市	友田	20km圏	北	8	129	172	174	346	15	3	53	13	54	24	4	11	15	102	218	
菊川市	東富田	20km圏	北	8	79	116	123	239	4	0	44	9	6	17	1	3	9	56	170	
菊川市	沢水加	20km圏	北	8	63	100	90	190	13	0	36	15	6	20	4	9	7	42	128	
菊川市	下新道	10km圏	北北西	2	34	40	37	77	0	0	32	4	0	12	0	0	0	4	73	
菊川市	本町	10km圏	北北西	2	71	78	78	156	13	2	0	4	132	2	5	8	15	73	55	
菊川市	岳洋	10km圏	北北西	2	285	354	344	698	20	0	117	34	21	65	7	13	18	132	527	
菊川市	五反通	10km圏	北北西	2	161	185	199	384	19	0	72	25	15	50	4	15	11	70	284	
菊川市	志茂組	10km圏	北北西	2	200	249	245	494	25	3	68	11	3	39	10	15	19	118	330	
菊川市	河東西	10km圏	北北西	1	175	199	212	411	24	1	46	8	14	27	8	16	30	125	231	
菊川市	東河東	10km圏	北北西	1	134	105	156	261	8	0	77	12	14	15	3	5	12	55	186	
菊川市	南町	10km圏	北北西	1	38	34	42	76	5	1	12	5	33	11	3	2	6	17	48	
菊川市	山西	10km圏	北北西	1	70	88	98	186	0	1	29	19	2	25	0	0	2	46	138	
菊川市	高橋口	10km圏	北北西	1	82	136	137	273	2	0	11	6	2	11	0	2	28	93	150	
菊川市	高橋中	10km圏	北北西	1	94	142	136	278	3	0	61	10	7	18	0	3	16	60	199	
菊川市	大門	10km圏	北北西	1	230	329	333	662	43	5	104	24	4	50	21	22	34	210	375	
菊川市	川中	10km圏	北北西	2	159	166	191	357	9	1	61	14	4	27	4	5	16	71	261	
菊川市	川西	10km圏	北北西	2	159	252	256	508	42	2	74	18	3	40	16	26	25	142	299	
菊川市	三協	10km圏	北北西	2	139	198	194	392	13	1	78	11	1	31	3	10	17	79	283	
菊川市	棚草	10km圏	北北西	2	37	50	57	107	3	0	8	3	0	4	2	1	2	34	68	
菊川市	赤土上	10km圏	北北西	2	105	120	104	224	10	0	33	13	25	11	3	7	13	56	145	
菊川市	赤土下	10km圏	北北西	2	62	84	98	182	10	1	23	5	0	5	3	7	10	56	106	
菊川市	赤土団地	10km圏	北北西	2	297	365	379	744	30	2	121	36	60	67	15	15	31	201	483	
菊川市	城山下	10km圏	北北西	2	52	70	58	128	3	0	26	5	21	20	1	2	7	32	86	
菊川市	花水木	10km圏	北北西	2	88	134	112	246	24	1	19	11	46	14	10	14	21	90	111	
菊川市	公文名	20km圏	北北西	7	53	80	68	148	15	0	13	5	11	7	11	4	3	64	66	
菊川市	沢田	20km圏	北北西	7	69	115	119	234	18	0	44	8	5	14	6	12	20	49	147	
菊川市	島川	20km圏	北北西	7	53	52	47	99	1	1	24	10	8	13	1	0	2	12	83	
菊川市	田ヶ谷	20km圏	北北西	7	216	255	228	483	26	2	68	25	90	40	8	18	20	141	297	
菊川市	堀田	20km圏	北北西	7	167	223	203	426	48	6	9	5	64	7	21	27	49	167	163	
菊川市	堀之内	20km圏	北北西	7	222	308	273	581	18	1	87	21	87	52	6	12	37	173	353	
菊川市	日吉町	20km圏	北北西	7	198	287	259	546	25	2	80	23	92	32	7	18	36	151	334	
菊川市	宮前	20km圏	北北西	7	199	290	286	576	22	0	75	20	49	29	10	12	27	141	386	
菊川市	西通り	20km圏	北北西	7	84	127	118	245	15	1	41	7	3	18	7	8	15	53	162	
菊川市	新通	20km圏	北北西	7	27	43	42	85	2	0	10	5	9	7	0	2	8	21	54	
菊川市	初咲町	20km圏	北北西	7	137	135	161	296	7	1	45	12	65	23	1	6	11	112	166	
菊川市	日之出町一丁目	20km圏	北北西	7	72	97	101	198	4	0	40	12	15	13	1	3	8	38	147	
菊川市	緑ヶ丘	20km圏	北北西	7	98	125	126	251	13	0	39	11	37	18	3	10	23	48	167	
菊川市	柳町	20km圏	北北西	7	66	96	96	192	4	0	31	5	6	10	1	3	13	43	132	
菊川市	本通り上	20km圏	北北西	7	82	111	114	225	9	0	39	11	9	25	1	8	14	47	154	
菊川市	本通り下	20km圏	北北西	7	51	64	54	118	5	0	37	7	0	17	1	4	2	26	85	
菊川市	白岩下	20km圏	北北西	5	369	548	508	1,056	134	13	77	31	39	42	49	85	111	352	459	
菊川市	白岩段	20km圏	北北西	5	81	106	118	224	4	0	33	12	3	15	2	2	10	56	154	
菊川市	西袋	20km圏	北北西	5	614	766	680	1,446	146	20	98	31	98	54	66	80	81	611	608	
菊川市	三軒家	20km圏	北北西	5	530	604	553	1,157	70	7	125	26	32	57	26	44	60	402	625	
菊川市	小川端	20km圏	北北西	5	349	407	388	795	65	11	75	22	107	42	30	35	31	307	392	
菊川市	長池	20km圏	北北西	5	276	389	388	777	75	7	70	21	19	34	34	41	76	252	374	
菊川市	白岩東	20km圏	北北西	5	563	692	709	1,401	119	10	94	39	77	58	49	70	115	508	659	
菊川市	森	20km圏	北北西	5	88	147	145	292	10	0	51	11	6	21	3	7	20	65	197	
菊川市	御門	20km圏	北北西	5	147	177	187	364	18	2	59	18	33	26	9	9	11	103	232	
菊川市	杉森	20km圏	北北西	5	43	66	68	134	15	0	29	7	4	16	4	11	7	29	83	
菊川市	政所	20km圏	北北西	5	98	153	128	281	18	1	46	14	25	19	7	11	16	84	163	

市町名	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等（総数）				要配慮者等（人）					避難行動要支援者(人)	年齢別人口（人）					備考
					世帯数	男	女	計	0～6歳 未就学児	妊婦	高齢者 75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳 未満	7歳～13 歳未満	13歳～40 歳未満	40歳以上	
菊川市	月岡	20km圏	北北西	5	26	46	44	90	5	0	17	2	0	2	0	5	5	20	60	
菊川市	東平尾	20km圏	北北西	5	60	87	101	188	8	0	38	5	0	11	1	7	10	37	133	
菊川市	高田	20km圏	北北西	5	131	186	195	381	14	0	63	12	13	26	5	9	24	79	264	
菊川市	段平尾	20km圏	北北西	5	106	154	164	318	16	1	48	19	8	22	5	11	22	78	202	
菊川市	平尾	20km圏	北北西	5	212	313	321	634	19	1	39	21	6	28	7	12	39	197	379	
菊川市	奥横地	20km圏	北北西	4	97	150	145	295	8	1	57	15	13	25	6	2	9	72	206	
菊川市	段横地	20km圏	北北西	4	120	165	172	337	27	1	38	13	25	22	9	18	15	88	207	
菊川市	川島	20km圏	北北西	4	93	116	109	225	20	0	35	9	17	22	6	14	7	70	128	
菊川市	西横地	20km圏	北北西	4	86	123	126	249	17	1	53	10	14	20	5	12	13	53	166	
菊川市	土橋	20km圏	北北西	4	62	104	107	211	9	0	25	6	6	7	3	6	11	59	132	
菊川市	奈良野	20km圏	北北西	4	138	166	136	302	18	0	41	20	5	20	6	12	18	78	188	
菊川市	三沢	20km圏	北北西	4	78	111	127	238	9	0	51	12	0	25	3	6	3	51	175	
菊川市	横地雇用促進	20km圏	北北西	4	45	60	59	119	9	2	2	1	97	1	6	3	15	57	38	
菊川市	星ヶ丘	20km圏	北北西	4	98	160	148	308	10	1	18	12	7	9	1	9	17	105	176	
菊川市	五丁目上	20km圏	北北西	6	118	122	146	268	6	1	81	12	2	40	0	6	6	44	212	
菊川市	五丁目下	20km圏	北北西	6	342	384	398	782	48	5	125	39	73	70	18	30	45	231	458	
菊川市	打上	20km圏	北北西	6	262	324	251	575	38	3	88	21	3	42	12	26	25	191	321	
菊川市	日之出町二丁目	20km圏	北北西	6	193	205	213	418	20	1	78	16	25	48	9	11	16	128	254	
菊川市	上本所	20km圏	北北西	6	421	498	521	1,019	69	9	190	39	35	95	37	32	32	312	606	
菊川市	島	20km圏	北北西	6	238	310	260	570	36	4	71	27	67	41	15	21	35	176	323	
菊川市	下本所	20km圏	北北西	6	456	506	454	960	49	12	100	29	146	50	24	25	61	347	503	
菊川市	下半済	20km圏	北北西	6	127	184	180	364	31	2	51	16	20	18	10	21	31	103	199	
菊川市	小出	20km圏	北北西	6	34	51	55	106	6	1	24	5	4	7	2	4	6	25	69	
菊川市	神尾	20km圏	北北西	6	148	241	222	463	23	0	74	26	7	37	8	15	24	107	309	
菊川市	上本所団地	20km圏	北北西	6	87	55	101	156	8	0	27	19	5	26	2	6	5	43	100	
菊川市	雇用促進第 1	20km圏	北北西	6	40	29	26	55	2	1	0	0	24	1	1	1	3	28	22	
菊川市	宮下	20km圏	北北西	6	34	40	37	77	0	0	28	3	0	13	0	0	0	5	72	
菊川市	雇用促進第 2	20km圏	北北西	6	76	79	87	166	19	1	0	3	140	1	8	11	12	88	47	
菊川市	青葉台一丁目	20km圏	北北西	6	286	359	353	712	20	3	106	37	18	55	6	14	20	139	533	
菊川市	青葉台二丁目	20km圏	北北西	6	162	184	201	385	18	0	63	26	16	37	4	14	10	71	286	
菊川市	青葉台三丁目	20km圏	北北西	6	202	259	255	514	36	1	65	21	2	38	16	20	20	129	329	
菊川市	仲島一丁目	20km圏	北北西	6	162	194	200	394	24	2	39	8	17	18	8	16	29	116	225	
菊川市	仲島二丁目	20km圏	北北西	6	138	109	159	268	10	0	76	13	16	10	5	5	16	58	184	
菊川市	県営住宅	20km圏	北北西	6	39	31	40	71	4	0	9	7	33	9	2	2	5	18	44	
菊川市	虹の丘	20km圏	北北西	6	68	87	103	190	1	0	27	17	2	23	0	1	1	49	139	
菊川市	つつじヶ丘	20km圏	北北西	6	81	137	138	275	3	0	10	5	2	10	0	3	30	92	150	
菊川市	西富田	20km圏	北北西	8	94	148	140	288	9	0	61	10	6	17	0	9	13	59	207	
菊川市	和田	20km圏	北北西	8	233	339	331	670	47	6	105	23	4	40	17	30	29	213	381	
菊川市	潮海寺上	20km圏	北北西	8	157	171	192	363	10	0	58	16	5	19	3	7	15	72	266	
菊川市	潮海寺中	20km圏	北北西	8	153	244	252	496	34	5	66	17	6	33	15	19	33	132	297	
菊川市	潮海寺下	20km圏	北北西	8	141	208	207	415	21	1	81	18	1	31	4	17	15	87	292	
菊川市	富士見台	20km圏	北北西	8	39	53	59	112	3	0	7	2	0	4	2	1	1	36	72	
菊川市	上平川	20km圏	北北西	2	103	119	112	231	11	1	32	10	25	11	4	7	13	64	143	
菊川市	池村	20km圏	北北西	2	64	83	100	183	12	1	21	5	0	5	3	9	12	56	103	
菊川市	堤	20km圏	北北西	2	300	378	391	769	33	2	119	42	58	66	17	16	37	206	493	
菊川市	志瑞	20km圏	北北西	2	57	75	65	140	8	0	25	4	23	16	3	5	7	39	86	
菊川市	石原	20km圏	北北西	2	82	129	112	241	33	0	20	8	37	14	14	19	23	86	99	
菊川市	八幡谷	20km圏	北北西	2	53	76	67	143	12	1	15	5	11	7	8	4	5	61	65	
菊川市	東組	20km圏	北北西	2	67	113	117	230	19	0	39	8	0	9	6	13	17	47	147	
菊川市	奥の谷	20km圏	北北西	2	54	54	52	106	1	0	23	11	9	14	1	0	2	15	88	
菊川市	新道	20km圏	北北西	2	223	262	236	498	22	1	68	32	89	38	8	14	18	146	312	
菊川市	平ノ都	20km圏	北北西	2	156	207	185	392	48	3	7	6	41	4	21	27	44	155	145	
菊川市	東嶺田	10km圏	北西	4	211	299	275	574	20	1	84	26	71	43	8	12	39	164	351	
菊川市	中嶺田	10km圏	北西	4	204	295	267	562	29	0	76	20	102	32	10	19	37	164	332	
菊川市	西嶺田	10km圏	北西	4	195	305	291	596	23	2	72	22	42	23	9	14	26	159	388	
菊川市	大石	10km圏	北西	4	88	134	124	258	16	1	39	9	3	17	8	8	14	64	164	
菊川市	西ヶ崎	10km圏	北西	4	25	41	39	80	2	0	9	6	3	8	1	1	7	22	49	
菊川市	堂山	10km圏	北西	4	127	137	160	297	9	0	44	13	56	23	1	8	16	99	173	
菊川市	河東中	10km圏	北西	1	75	100	105	205	5	0	41	12	10	14	4	1	6	41	153	
菊川市	南ニュータウン	10km圏	北西	1	100	130	137	267	18	0	32	10	40	15	6	12	27	56	166	
菊川市	西平尾	20km圏	北西	5	65	95	100	195	4	0	29	7	2	10	0	4	15	41	135	
菊川市	稲荷部	20km圏	北西	5	80	107	115	222	8	0	31	12	9	18	2	6	15	47	152	

・避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方をいいます。

19－11 ヘリポートに関する資料（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

令和5年4月1日現在

防災ヘリポート名	所在地	避難 単位	施設管理者	電話番号	機種別			備考(広さ) 巾m×長さm
					大 型	中 型	小 型	
菊川運動公園ヘリポート1 (ローンゲーム場)	西方898	7	市長	<0537> 35-2111			○	50 × 50
菊川運動公園ヘリポート2 (多目的広場)	西方898	7	〃	<0537> 35-2111	○			100 × 177
消防防災ヘリポート	東横地385	4	〃	<0537> 35-0119		○		20 × 20
岳洋中学校グラウンド	下平川5430	4	校長	<0537> 73-2400	○			80 × 140
小笠北小学校グラウンド	嶺田59	4	〃	<0537> 73-2054		○		80 × 120
小笠南小学校グラウンド	高橋3503	1	〃	<0537> 73-2220		○		60 × 110
小笠東小学校グラウンド	川上1348-2	2	〃	<0537> 73-2050		○		75 × 110
おがさセントラルパーク	下平川1676-1	4	市長	<0537> 35-2111		○		55 × 75
小笠グラウンドゴルフ場	下平川531-11	4	〃	<0537> 35-2111		○		77 × 75

19-12 被ばく医療活動実施機関（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編より）

救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話
静 岡 赤 十 字 病 院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
浜 松 赤 十 字 病 院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1111

原子力災害医療協力機関

病 院 名	所 在 地	電 話
市 立 御 前 崎 総 合 病 院	御前崎市池新田2060	0537-86-8511
榛 原 総 合 病 院	牧之原市細江2887-1	0548-22-1131
菊 川 市 立 総 合 病 院	菊川市東横地1632	0537-35-2135
藤 枝 市 立 総 合 病 院	藤枝市駿河台4-1-11	054-646-1111
焼 津 市 立 総 合 病 院	焼津市道原1000	054-623-3111
島田市立総合医療センター	島田市野田1200-5	0547-35-2111
磐 田 市 立 総 合 病 院	磐田市大久保512-3	0538-38-5000
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555

原子力災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電 話
静 岡 県 立 総 合 病 院	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1	053-435-2111

高度被ばく医療支援センター

病 院 名	所 在 地	電 話
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-206-3103
公立大学法人 福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

19－13
原子力災害避難施設
（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

避難所等施設
注：建物構造記号（W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート）

市町名	自治区等の名	発電所の からの 距離	方位	施設 区分	施設名称	所在地	収容可 能人数 （人）	建物 面積 （㎡）	構 造	電話番号	備考	避難 単位
菊川市	牧之原上	20km圏	北	その他	牧之原農村婦人の家	牧之原227-5	191	382	RC	<0548> 27-2838		6
菊川市	吉沢	20km圏	北	学校	河城小学校	吉沢556	2,032	878 3,043 144	RC RC S	<0537> 35-3330		8
菊川市	吉沢	20km圏	北	その他	河城地区センター	吉沢451-1	319	639	RC	<0537> 36-0681		8
菊川市	友田	20km圏	北	幼稚園 保育園	(私)河城保育園	友田15-3	282	565	S	<0537> 36-4667		8
菊川市	河東中	10km圏	北西	学校	菊川南陵高校	河東5442-5	2,853	1,971	RC	—		1
菊川市	東嶺田	20km圏	北西	学校	小笠北小学校	嶺田59	2,976	1,032 4,887 34	S RC S	<0537> 73-2054		4
菊川市	東嶺田	20km圏	北西	幼稚園 保育園	(市)小笠北幼稚園	嶺田85	553	1,107	S	<0537> 73-2004		4
菊川市	大石	20km圏	北西	その他	市営保養センター 「小菊荘」	大石88	903	1,245 561	RC S	<0537> 73-2460		4
菊川市	中嶺田	20km圏	北西	その他	嶺田地区 コミュニティセンター	嶺田1273	236	472	RC	<0537> 73-3737	防護対策	4
菊川市	南町	10km圏	北北西	学校	小笠南小学校	高橋3503	1,977	894 3,060	S RC	<0537> 73-2220		1
菊川市	川中	20km圏	北北西	学校	小笠東小学校	川上1348-2	2,183	912 3,455	S RC	<0537> 73-2050		2
菊川市	岳洋	20km圏	北北西	学校	岳洋中学校	下平川5430	3,286	1,337 4,449 787	S RC S	<0537> 73-2400		2
菊川市	高橋口	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 みなみこども園	高橋3691	129	1,244	S	<0537> 73-4360		1
菊川市	川中	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 ひがしこども園	川上1410-1	851	1,739	S	<0537> 73-5312		2
菊川市	赤土下	20km圏	北北西	その他	市民総合体育館	赤土1070-1	1,843	3,687	RC	<0537> 73-5600		2
菊川市	赤土下	20km圏	北北西	その他	菊川市 家庭医療センター	赤土1055-1	743	1,487	RC	<0537> 73-2267		2
菊川市	南町	20km圏	北北西	その他	小笠南地区 コミュニティセンター	高橋3669-1	238	476	RC	<0537> 73-6330	防護対策	1
菊川市	川中	20km圏	北北西	その他	小笠東地区 コミュニティセンター	川上1371-2	284	569	S	<0537> 73-6566		2
菊川市	高橋口	20km圏	北北西	福祉施設	(社)和松会（松秀園） 特別養護老人ホーム	高橋2774-1	20	2,539	S	<0537> 63-1100	デイ：防護対策	1
菊川市	棚草	20km圏	北北西	福祉施設	(社)和松会（清松園）	棚草1258	50	1,706	RC	<0537> 73-3741		2
菊川市	段横地	20km圏	北北西	学校	横地小学校	東横地1886	1,551	753 556 1,794	RC S RC	<0537> 35-3552		4
菊川市	川島	20km圏	北北西	学校	(県)小笠高校体育館	東横地1222-3	1,333	2,667	RC	<0537> 35-3181		4
菊川市	段平尾	20km圏	北北西	学校	内田小学校	下内田1637	1,677	755 108 2,491	S S RC	<0537> 35-2632		5
菊川市	高田	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	おおぞら認定こども園	下内田832	1,228	2,457	S	<0537> 35-2323		5
菊川市	下本所	20km圏	北北西	学校	六郷小学校	本所2200	3,013	793 144 5,090	S S RC	<0537> 35-3147		6
菊川市	西袋	20km圏	北北西	学校	加茂小学校	加茂5114	2,103	773 644 2,789	RC S RC	<0537> 35-3347		5
菊川市	白岩東	20km圏	北北西	学校	菊川西中学校	加茂38	3,497	1,362 297	RC S	<0537> 35-3546		5

避難所等施設

注：建物構造記号（W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート）

市 町 名	自治区等の 名 称	発 電 所 か ら の 距 離	方 位	施 区 設 分	施設名称	所 在 地	収 容 可 能 人 数 (人)	建 物 面 積 (m ²)	構 造	電 話 番 号	備 考	避 難 単 位
菊川市	打上	20km圏	北北西	学校	(私) 常葉学園 菊川中・高校	半済1550	1,907	5,336 1,569	RC RC	<0537>		6
菊川市	上本所	20km圏	北北西	学校	菊川東中学校	本所670	3,327	1,089 280 5,285	RC S RC	<0537> 35-2335		6
菊川市	堀田	20km圏	北北西	学校	堀之内小学校	西方2140	2,334	919 3,749	S RC	<0537> 35-2108		7
菊川市	西通り	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 堀之内幼稚園	堀之内69	330	661	RC	<0537> 35-2504		7
菊川市	上本所	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園菊川中央こども園 菊川中央こども園	本所27	573	760	RC	<0537> 35-2493		6
菊川市	石原	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	(私) ひかり保育園	下平川2115-2	304	843	S 木造	<0537> 73-2471		2
菊川市	段横地	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	(私) 横地保育園	東横地1729	398	797	S	<0537> 36-3318		4
菊川市	政所	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	(私) なかうちだのぞみ 保育園	内田4744-1	397	795	S	<0537> 28-7870		5
菊川市	下本所	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 双葉こども園	本所2227-1	389	779	S	<0537> 36-5031		6
菊川市	西通り	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 愛育保育園	堀之内69	613	1,227	S	<0537> 28-8311		7
菊川市	潮海寺下	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	(私) 菊川保育園	潮海寺41-2	408	816	S	<0537> 35-2562		8
菊川市	堀田上	20km圏	北北西	幼稚園 保育園	認定こども園 西方保育園	西方1457	359	719	S	<0537> 36-4133		7
菊川市	下新道	20km圏	北北西	その他	中央公民館	下平川6225	964	1,929	RC	<0537> 73-1130		2
菊川市	奥の谷	20km圏	北北西	その他	協和会館	下平川4125-9	118	237	RC	<0537> 73-4107		2
菊川市	新道	20km圏	北北西	その他	平川コミュニティ 防災センター	下平川1835	238	476	RC	<0537> 73-1010		2
菊川市	土橋	20km圏	北北西	その他	横地地区センター	土橋28	213	427	RC	<0537> 35-3352		4
菊川市	段平尾	20km圏	北北西	その他	内田地区センター	下内田1730	320	641	RC	<0537> 36-5499		5
菊川市	西袋	20km圏	北北西	その他	加茂地区センター	加茂5112	207	414	RC	<0537> 36-0487		5
菊川市	下本所	20km圏	北北西	その他	六郷地区センター	本所2406	266	533	S	<0537> 35-3459		6
菊川市	青葉台一丁	20km圏	北北西	その他	青葉台 コミュニティセンター	青葉台1-12-2	250	501	S	<0537> 35-0202		6
菊川市	西通り	20km圏	北北西	その他	町部地区センター	堀之内1500	301	603	S	<0537> 36-0455		7
菊川市	島川	20km圏	北北西	その他	西方地区センター	西方2300-1	230	460	RC	<0537> 36-0682		7
菊川市	上平川	20km圏	北北西	福祉施設	通所系(知的障がい者) (社)草笛の会草笛共同作業所	上平川7-1	50	650 331 496	S S S	<0537> 73-5239	共同作業所 新作業場 上平川作業棟	2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	福祉施設	通所系(知的障がい者) (社) 草笛の会かすが	上平川7-1	40	551	RC	<0537> 73-5580		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	福祉施設	入所系(知的障がい者) (社) 草笛の会菊川寮	東横地133	55	1,549 789	RC RC	<0537> 73-6202	Aユニット Aユニット	2
菊川市	仲島	20km圏	北北西	福祉施設	(社) 白翁会（喜久の園） 特別養護老人ホーム	仲島2-4-16	30	3,281	RC	<0537> 37-1231		6
菊川市	潮海寺上	20km圏	北北西	福祉施設	(社) 白翁会（光陽荘） 重複障害者施設	潮海寺682-1	59	2,108	RC	<0537> 36-5051		8

19－14 原子力災害避難施設（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）
（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

（１） 幼稚園、小学校、特別支援学校

市 町 名	自 治 区 等 の 名 称	発電所 からの 距離	方 位	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	教 員 数 (人)	幼 児 ・ 童 児 ・ 生 徒 数 人 (人)	建 物 造 構 造	備 考	避 難 単 位
菊川市	吉沢	20km圏	北	河 城 小 学 校	吉沢556	0537-35-3330	20	256	R C S		8
菊川市	東嶺田	20km圏	北西	小 笠 北 小 学 校	嶺田59	0537-73-2054	30	392	R C S		4
菊川市	東嶺田	20km圏	北西	小 笠 北 幼 稚 園	嶺田85	0537-73-2004	13	67	S		4
菊川市	南町	10km圏	北北西	小 笠 南 小 学 校	高橋3503	0537-73-2220	16	142	R C S		1
菊川市	川中	10km圏	北北西	小 笠 東 小 学 校	川上1348-2	0537-73-2050	18	212	R C S		2
菊川市	段横地	20km圏	北北西	横 地 小 学 校	東横地1886	0537-35-3552	12	99	R C S		4
菊川市	段平尾	20km圏	北北西	内 田 小 学 校	下内田1637	0537-35-2632	14	177	R C S		5
菊川市	下本所	20km圏	北北西	六 郷 小 学 校	本所2200	0537-35-3147	30	462	R C S		6
菊川市	西袋	20km圏	北北西	加 茂 小 学 校	加茂5114	0537-35-3347	30	471	R C S		5
菊川市	堀田	20km圏	北北西	堀 之 内 小 学 校	西方2140	0537-35-2108	24	416	R C S		7
菊川市	合 計						207	2,694			

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、R C：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

19－14 原子力災害避難施設（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）
（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

（２） 保育所

市町名	自治区等 の名称	発電所 からの 距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職 員数 (人)	児・童 生徒 数 (人)	建 物 造 構	備 考	避難 単位
菊川市	高橋口	10km圏	北北西	認定こども園 みなみこども園	高橋3691	0537-73-4360	34	112	S		1
菊川市	川中	10km圏	北北西	認定こども園 ひがしこども園	川上1410-1	0537-73-5312	35	148	S		2
菊川市	石原	20km圏	北北西	ひかり保育園	下平川2115-2	0537-73-2471	27	97	S		7
菊川市	段横地	20km圏	北北西	横地保育園	東横地1729	0537-36-3318	32	132	S		4
菊川市	高田	20km圏	北北西	おおぞら認定こども園	下内田832-1	0537-35-2323	51	223	S		5
菊川市	下本所	20km圏	北北西	認定こども園双葉こども園	本所2227-1	0537-36-5031	34	141	S		6
菊川市	西通り	20km圏	北北西	認定こども園愛育保育園	堀之内69	0537-28-8311	39	100	S		7
菊川市	西通り	20km圏	北北西	認定こども園 堀之内幼稚園	堀之内69	0537-35-2504	34	155	S		7
菊川市	潮海寺下	20km圏	北北西	菊川保育園	潮海寺41-2	0537-35-2562	22	106	S		8
菊川市	上本所	20km圏	北北西	認定こども園 菊川中央こども園	本所27	0537-35-2493	28	158	RCS		6
菊川市	堀田上	20km圏	北北西	認定こども園西方こども園	西方1477-1	0537-36-4133	32	112	S		7
菊川市	友田	20km圏	北北西	河城保育園	友田15-3	0537-36-4667	20	61	S		8
菊川市	段平尾	20km圏	北北西	なかうちだのぞみ保育園	下内田4744-1	0537-28-7870	8	12	S		5
菊川市	合 計						396	1,557			

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

19－14 原子力災害避難施設（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）
（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

（３） 中学校、高等学校

市町名	自治区等 の名称	発電所 からの 距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職 員数 (人)	生徒 数 (人)	建物 構造	備考	避難 単位
菊川市	河東中	10km圏	北西	(私) 菊川南陵高校	河東5442-5	0537-73-5141	10	15	R C	休職・育休含めず、非常勤含む。 休校中	1
菊川市	岳洋	10km圏	北北西	岳 洋 中 学 校	下平川5430	0537-73-2400	28	368	S R C		2
菊川市	川島	20km圏	北北西	(県) 小 笠 高 校	東横地1222-3	0537-35-3181	83	580	R C	休職・育休含めず、非常勤含む	4
菊川市	白岩東	20km圏	北北西	菊 川 西 中 学 校	加茂38	0537-35-3546	36	556	R C S		5
菊川市	打上	20km圏	北北西	(私) 常 葉 学 園 菊 川 中 学 校 (常 葉 大 学 附 属 菊 川 中 学 校)	半済1550	0537-35-3171	20	176	S	休職・育休含めず、非常勤含む	6
菊川市	打上	20km圏	北北西	(私) 常 葉 学 園 菊 川 高 校 (常 葉 大 学 附 属 菊 川 高 校)	半済1550	0537-35-3171	91	1, 202	R C S	休職・育休含めず、非常勤含む	6
菊川市	上本所	20km圏	北北西	菊 川 東 中 学 校	本所670	0537-35-2335	28	344	R C S		6
菊川市	合 計						296	3, 241			

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、R C：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

19－14 原子力災害避難施設（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

（４） 福祉施設

市 町 名	自 治 区 等 の 名 称	発電所か らの距離	方位	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	職 員 数 (人)	入所者数 (人)	通所者数 (人)	建 物 造 構	備 考	避 難 単 位
菊川市	高橋口	10km圏	北北西	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (社) 和 松 会 (松 秀 園)	高橋2774-1	0537-63-1100	34	40		S		1
菊川市	高橋口	10km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 た か は し の 家	高橋2860-1	0537-73-1767	1		5	W		1
菊川市	赤土下	10km圏	北北西	通所系（精神障がい者） M ネット工房オアシス	赤土1660-1	0537-73-1033	9		19	S		2
菊川市	棚草	10km圏	北北西	軽 費 老 人 ホ ー ム (社) 和 松 会 (和 松 園)	棚草1256	0537-73-3741	16	54		R C		2
菊川市	棚草	10km圏	北北西	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (社) 和 松 会 (松 寿 園)	棚草1261	0537-73-5230	41	50		R C		2
菊川市	棚草	10km圏	北北西	入所系（身体障がい者） (社) 和 松 会 (清 松 園)	棚草1284	0537-73-2662	46		50	R C		2
菊川市	下新道	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 ほ ん ま ち の 家	下平川1527-3	0537-73-2540	1		5	S		2
菊川市	志茂組	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 お が さ の 家	下平川841-3	0537-73-1224	1		5	S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 コ ロ ボ ッ ク ル の 家	上平川1185-2	0537-73-0120	1		4	S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	認知症グループホーム グループホーム小笠2号館	上平川201	0537-75-0135	19	18		R C		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	通所系（障がい児） ふ れ ん ず つ ば さ	上平川87-1	0537-73-0151	7		32	S	(社) 草笛の会	2
菊川市	堤	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 城 山 の 家	下平川2386-1	0537-73-4931	1		6	S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	住宅型有料老人ホーム ふ る さ と ホ ー ム 菊 川	上平川139-3	0537-73-1521	19	35		R C		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	認知症グループホーム グループホーム小笠	上平川201	0537-75-0133	25	18		R C		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	入所系（知的障がい者） (社) 草 笛 の 会 菊 川 寮	東横地133	0537-73-6202	42		55	R C		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	相談（知的障がい者） (社) 草 笛 の 会 地域生活支援センターカレント	上平川87-1	0537-73-4778	11			S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	訪問系（知的障がい者） (社) 草 笛 の 会 アフターケアセンターくさぶね	上平川87-1	0537-73-0127	6			S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 若 草 の 家	上平川75-3	0537-73-6880	1		4	S・W		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 春 日 の 家	上平川77-3	0537-73-6995	1		5	S・W		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	通所系（知的障がい者） (社) 草 笛 の 会 草 笛 共 同 作 業 所	上平川7-1	0537-73-5239	16		54	S		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	通所系（知的障がい者） (社) 草 笛 の 会 か す が	上平川7-1	0537-73-5580	14		42	R C		2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 カ レ ン ト の 家	上平川212-3	0537-73-6001	1		10	S	1階：共用廊：カレント2階：カレント	2
菊川市	上平川	20km圏	北北西	通所系（障がい児） (株) リ カ バ リ ー リ カ バ リ ー き く が わ	上平川106-1	0537-29-7135	5		8	S		2
菊川市	土橋	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 つ ち は し の 家	土橋322-1	0537-36-2574	1		6	W		4
菊川市	土橋	20km圏	北北西	グループホーム・ケアハウス (知 的 障 が い 者) (社) 草 笛 の 会 つ ち は し の 家2	土橋322-2	0537-36-2574	1		4	W		4
菊川市	西平尾	20km圏	北北西	住 宅 型 有 料 老 人 ホ ー ム ひ ま わ り	中内田5017-6	0537-35-3284	17	24		S		5
菊川市	仲島	20km圏	北北西	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (社) 白 翁 会 (喜 久 の 園)	仲島2-4-16	0537-37-1231	102	120		R C		6

(4) 福祉施設

市 町 名	自 治 区 等 の 名 称	発電所か らの距離	方位	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	職 員 数 (人)	入所者数 (人)	通所者数 (人)	建 物 造 構 造	備 考	避 難 単 位
菊川市	五丁目下	20km圏	北北西	通所系（精神障がい者） （社）Mネット東遠 きくがわ作業所	本所1407-4	0537-28-9711	7		32	S		6
菊川市	下本所	20km圏	北北西	通所系（障がい者） （株）ことぶき郷 やすらぎの郷	本所1519	0537-28-8329	7		16	S		6
菊川市	下本所	20km圏	北北西	訪問系（身体障がい者） ぞうさん企業組合	仲島1-12-1	0537-35-8303	4			R C		6
菊川市	西通り	20km圏	北北西	認知症グループホーム 愛の家グループホーム菊川	堀之内1464	0537-37-3200	17	18		R C		7
菊川市	仲島	20km圏	北北西	通所系（障がい児） しずおか教育開発研究所（株） ジョブステーションしずおか	仲島2-5-2	0537-36-6662	16		30	S・W		6
菊川市	本所	20km圏	北北西	通所系（障がい児） しずおか教育開発研究所（株） ジョブステーションしずおか	本所1105-1	0537-36-6662	15		30	S・W		6
菊川市	仲島	20km圏	北北西	通所系（障がい者） しずおか教育開発研究所（株） ジョブステーションしずおか	半済1870	0537-36-6662	5		20	R C		6
菊川市	仲島	20km圏	北北西	通所系（障がい児） ジョブステーションしずおか第 2	仲島2-5-3	0537-36-6662	5		10	S・W		6
菊川市	仲島	20km圏	北北西	通所系（障がい者） しずおか未来カレッジ	半済1890	0537-36-6662	8		20	S・W		6
菊川市	潮海寺上	20km圏	北北西	入所系（身体障がい者） 光陽荘	潮海寺682-1	0537-36-5051	60		55	R C		8
菊川市	島川	20km圏	北北西	入所系（知的障がい児） 東遠学園児童部	西方4345-2	0537-35-2753	14		20	S		7
菊川市	島川	20km圏	北北西	入所系（知的障がい者） 東遠学園青年部	西方4345-2	0537-35-2753	18		12	S		7
菊川市	沢田	20km圏	北北西	通所系（知的障がい者） 東遠学園なかやまホーム	西方5373	0537-35-3814	3		10	S・W		7
菊川市	島川	20km圏	北北西	訪問系・相談 （知的障がい者） 東遠地区生活支援センター	西方4345-2	0537-37-3995	14			S		7
菊川市	沢田	20km圏	北北西	老人保健施設 さわだの庄	西方5511	0537-35-8889	78	100		R C		7
菊川市	島川	20km圏	北北西	通所系（知的しょうがい児） たんぽぽ	西方4345-2	0537-37-3995				S		7
菊川市	島川	20km圏	北北西	通所系（知的障がい児） こども発達センターきためばえ	西方4345-2	0537-25-7031				S		7
菊川市	合 計						710	477	569			

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、R C：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

19－15 原子力災害避難施設（静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より）

市町名	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	病院・有床診療所名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
菊川市	段横地	20km圏	北北西	4	菊川市立総合病院	東横地1632	内・小・外・整・脳神外・産婦・眼・耳・皮・ひ・精・リハ・麻・形・リウ	260	0537-35-2135
菊川市	三軒家	20km圏	北北西	5	松下産婦人科医院	加茂1990	産婦	19	0537-36-3221

19-16 周辺地域の気象に関する資料

資料6

周辺地域の気象に関する資料(平年値)

(1)-1 御前崎測候所における気象観測データ(平年値)

(御前崎測候所資料1991-2020資料年数30)

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温	(℃)	6.9	7.5	10.5	14.7	18.6	21.5	25	26.7	24.4	19.9	14.8	9.4	16.7
日最高気温の平均	(℃)	10.7	11.5	14.4	18.3	21.9	24.4	27.9	29.8	27.4	23	18.2	13.1	20.1
日最低気温の平均	(℃)	3.3	3.5	6.5	11.2	15.6	19.3	22.9	24.5	21.9	17	11.4	5.8	13.6
日平均気温 $\geq 25.0^{\circ}\text{C}$	(日)	0	0	0	0	0	0.6	16.7	27.9	13.3	0.4	0	0	58.8
日平均気温 $< 0.0^{\circ}\text{C}$	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均風速	(m/s)	6.4	6	5.6	5.1	4.3	4	4	3.8	4.1	4.5	5	6	4.9
最大風速	(m/s)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最大風速風向		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最多風向		西	西	西	西	西	西南西	西南西	西南西	北東	北東	西	西	西
降水量	(mm)	78.7	105.4	167.5	200.9	213.4	257	221.6	146.6	237.5	255.7	134.3	76.2	2094.8
日降水量 $\geq 1.0\text{mm}$	(日)	5.7	6.8	9.8	9.6	9.9	12	9.9	7.3	11.4	9.7	7.4	5.9	105.3
日降水量 $\geq 10.0\text{mm}$	(日)	2.5	3.2	4.9	5.4	5.5	6.7	5	3.4	5.6	5.6	4	2.6	54.4
日降水量 $\geq 30.0\text{mm}$	(日)	0.6	1	1.9	2.2	2.4	3	2.5	1.4	2.5	2.6	1.3	0.6	21.9
日照時間	(h)	204.1	187.9	198.2	201.2	203.4	148.4	188	237.1	174.2	162.3	171.4	196.6	2272.8
平均海面気圧	(hPa)	1016.2	1016.2	1015.1	1013.8	1011.9	1009	1009	1010	1012.3	1015.7	1017.9	1017.4	1013.7

資料6

周辺地域の気象に関する資料(5年平均)

(1)-2 御前崎測候所における気象観測データ(5年平均)

(御前崎測候所資料2018-2022資料年数5)

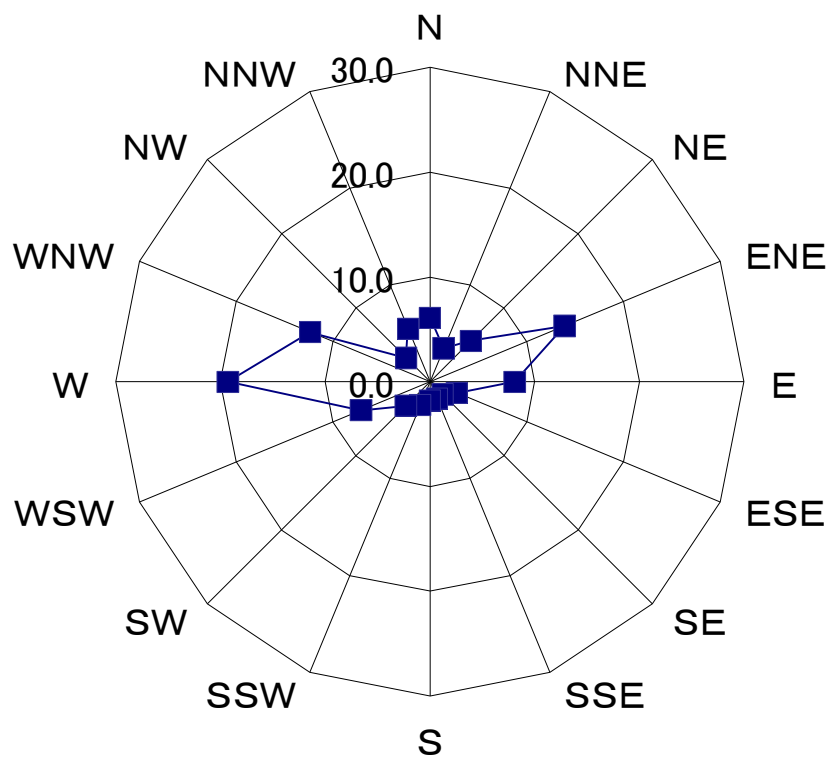
要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温	(℃)	7.3	8.2	12.5	15.4	19.1	22.4	25.7	27.7	25.3	20.4	16.1	10.1	17.5
日最高気温の平均	(℃)	11.2	12.0	16.2	18.8	22.4	25.3	28.3	30.8	28.0	23.3	19.4	13.6	20.8
日最低気温の平均	(℃)	3.8	4.5	8.7	11.9	16.3	20.0	23.6	25.4	22.8	17.6	12.7	6.6	14.5
日平均気温 $\geq 25.0^{\circ}\text{C}$	(日)	0	0	0	0	0	1.6	21.0	29.2	16.4	1.2	0	0	69.4
日平均気温 $< 0.0^{\circ}\text{C}$	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
平均風速	(m/s)	6.3	6.0	5.4	5.0	4.3	4.2	3.8	4.3	4.3	4.6	4.5	5.9	4.9
最大風速	(m/s)	14.9	14.6	15.7	14.7	13.6	14.3	14.4	12.9	16.6	17.3	13.3	14.9	14.8
最大風速風向		西	西南西	北西	南	南西	南南東	南西	南西	南東	北北東	西	西	西南西
最多風向		西	西	西	北西	西	西北西	西南西	西南西	北東	北北東	西	西	西北西
降水量	(mm)	53.6	73.8	152.5	189.5	230.8	299.3	397.1	177.0	259.6	201.5	98.1	83.6	184.7
日降水量 $\geq 1.0\text{mm}$	(日)	5.6	6.2	9.2	9.2	11.0	12.4	14.4	9.4	15.6	9.0	6.8	6.6	9.6
日降水量 $\geq 10.0\text{mm}$	(日)	2.0	2.4	4.0	6.2	5.2	7.0	7.6	4.4	7.2	4.4	3.0	2.4	4.7
日降水量 $\geq 30.0\text{mm}$	(日)	0.8	0.0	0.4	2.2	2.0	2.8	3.2	5.0	1.8	2.6	1.2	1.0	1.9
日照時間	(h)	206.9	192.2	207.3	228.4	208.4	172.0	171.8	246.0	166.5	160.9	188.0	196.6	195.4
平均海面気圧	(hPa)	1016.5	1017.6	1015.1	1014.8	1011.9	1009.0	1009.6	1009.8	1013.0	1016.3	1018.1	1017.6	1014.1

(2)年間風配図

(静岡県環境放射線監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

年間(令和4年1月～12月)

(静穏(0.5m/s未満)の割合:1.8%)

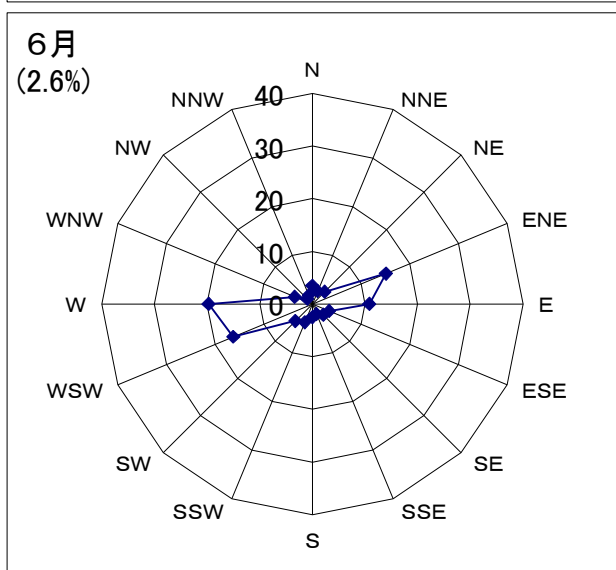
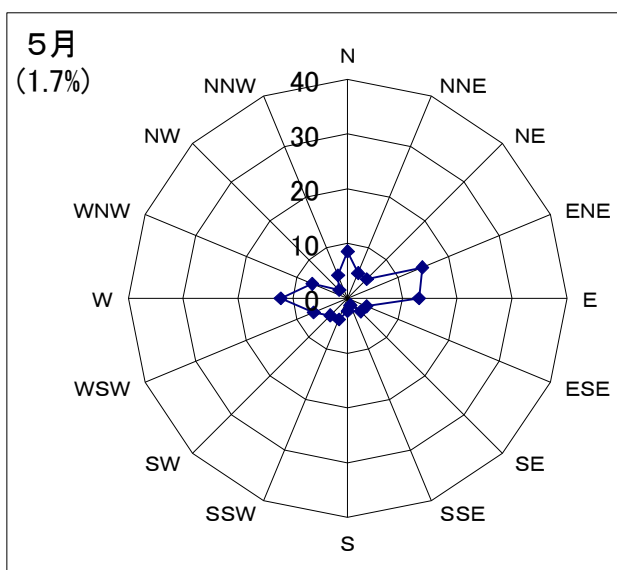
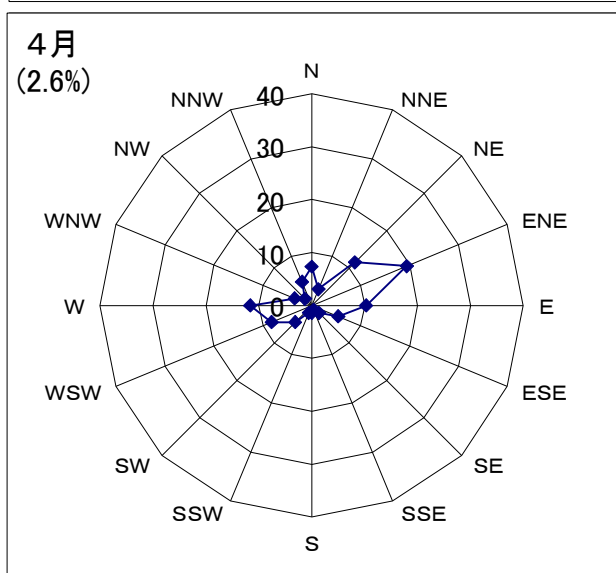
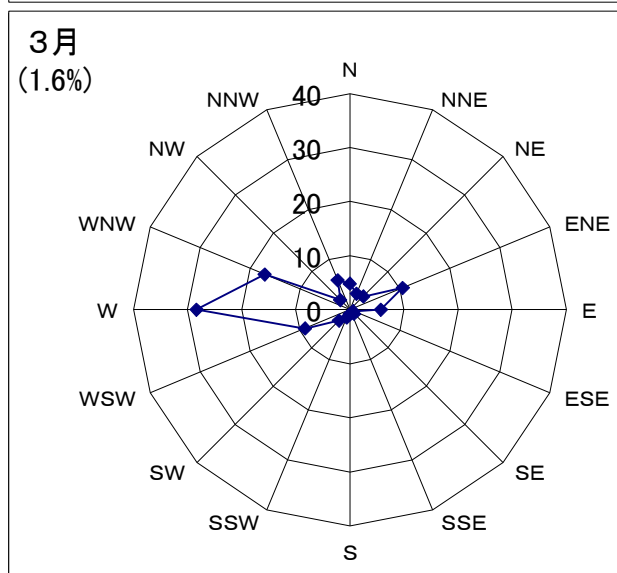
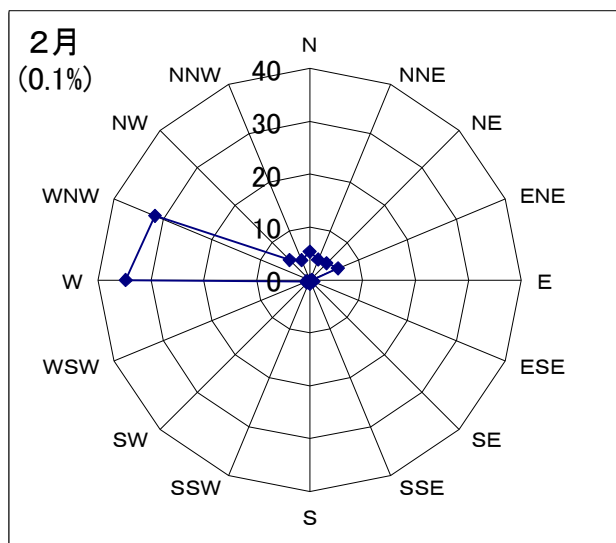
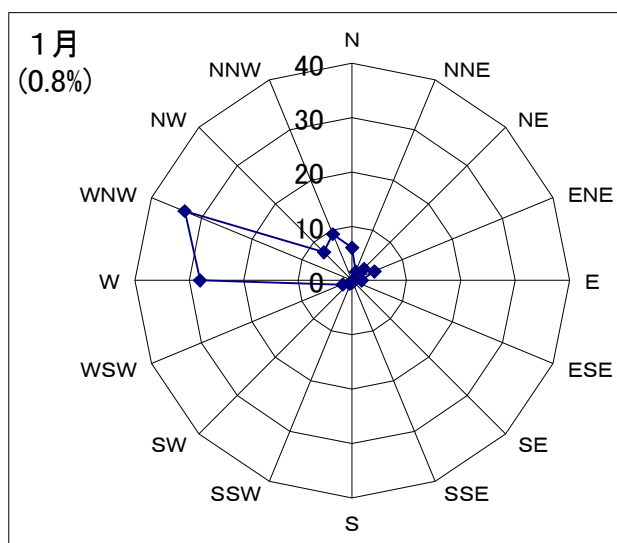


(3)月間風配図

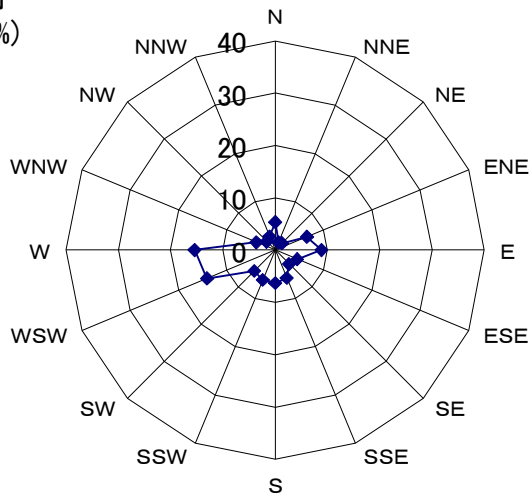
(静岡県環境放射線監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

令和4年1月～12月の観測データによる。

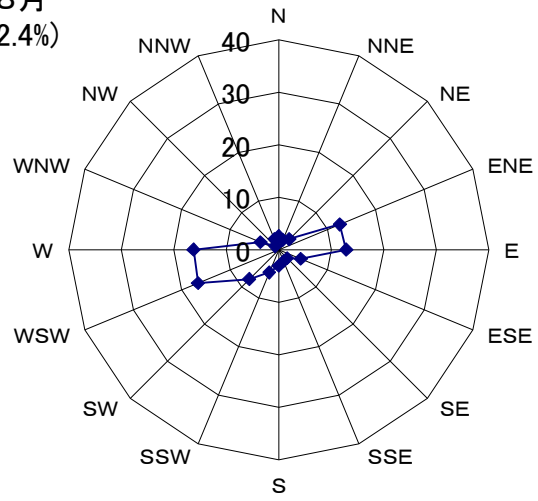
各月下の()内数字は、静穏(0.5m/s未満)の割合を示す。



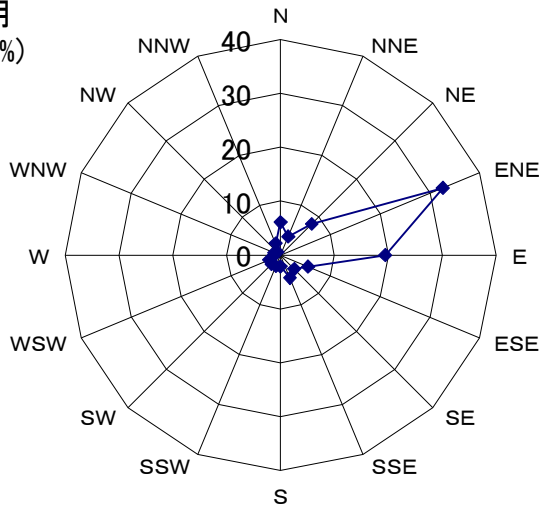
7月
(5.0%)



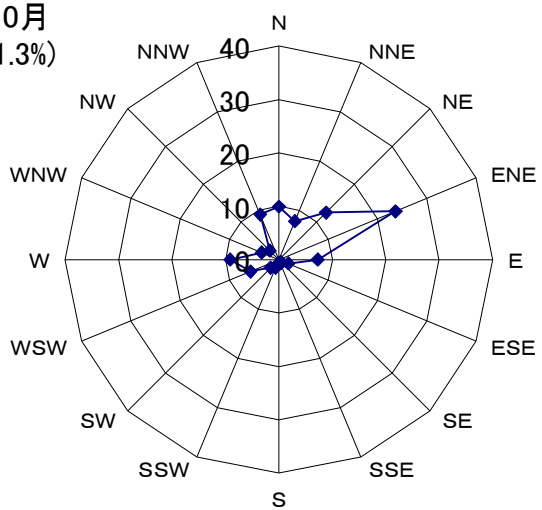
8月
(2.4%)



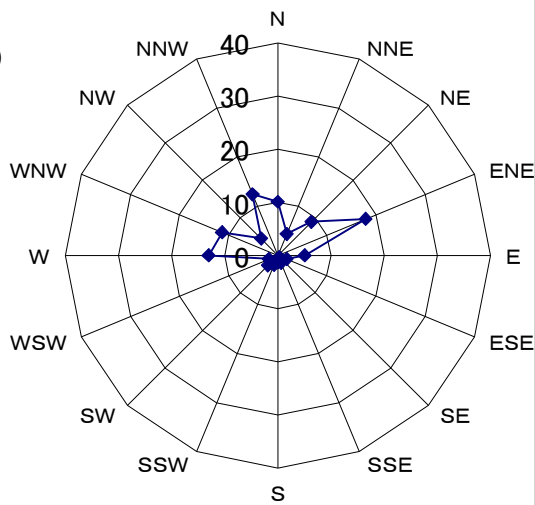
9月
(1.7%)



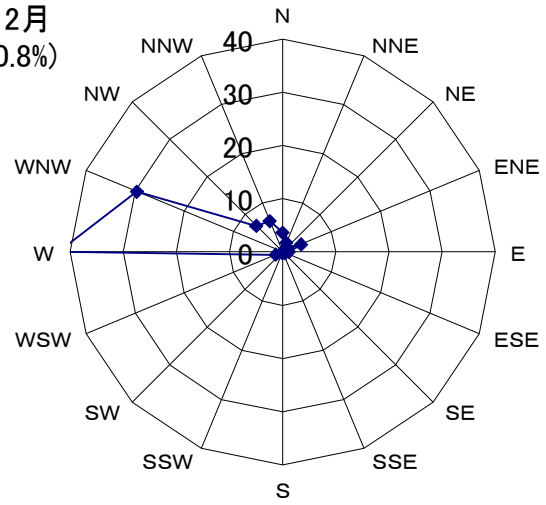
10月
(1.3%)



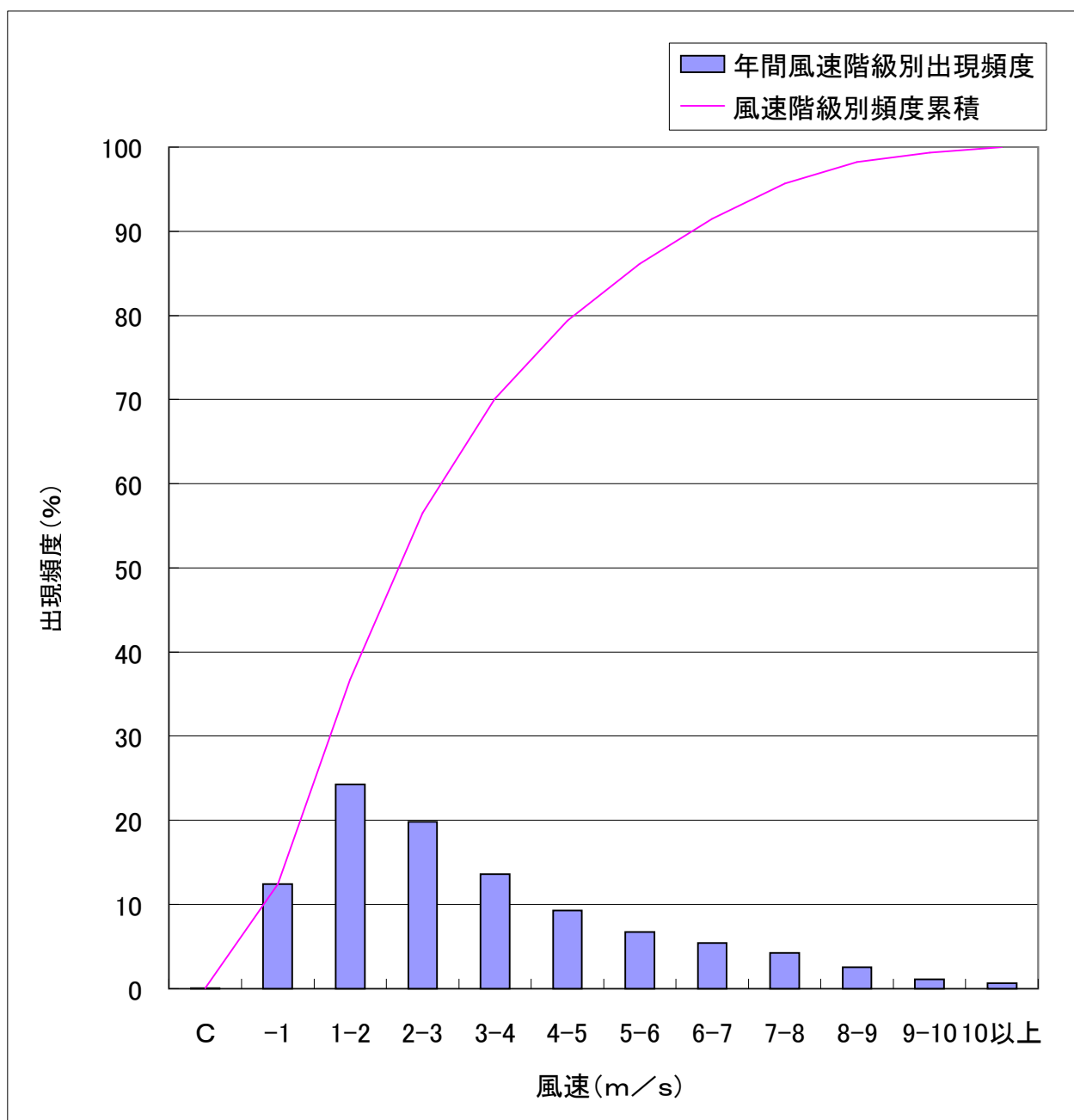
11月
(1.0%)



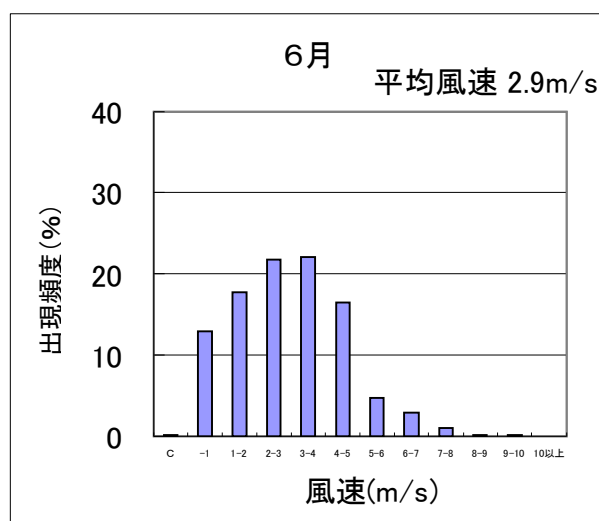
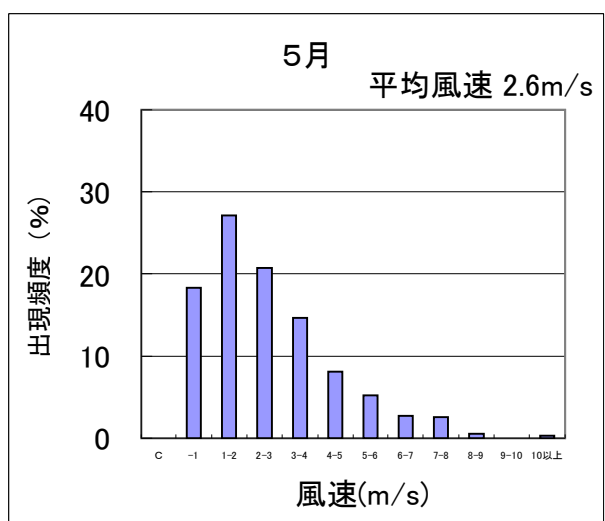
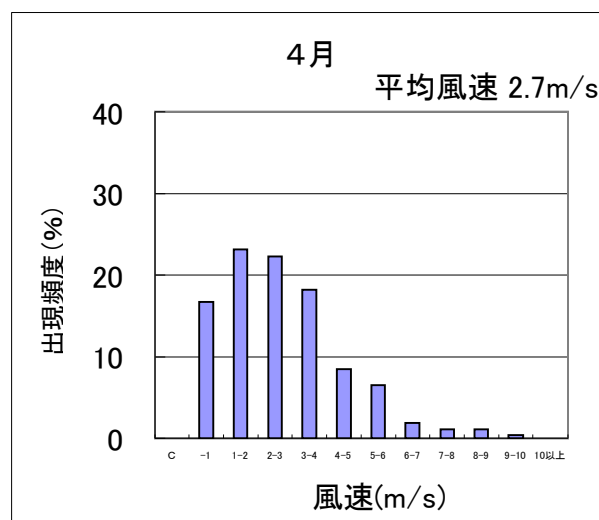
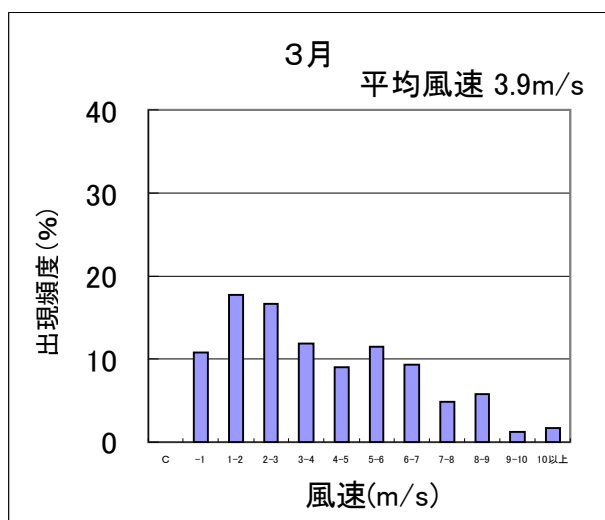
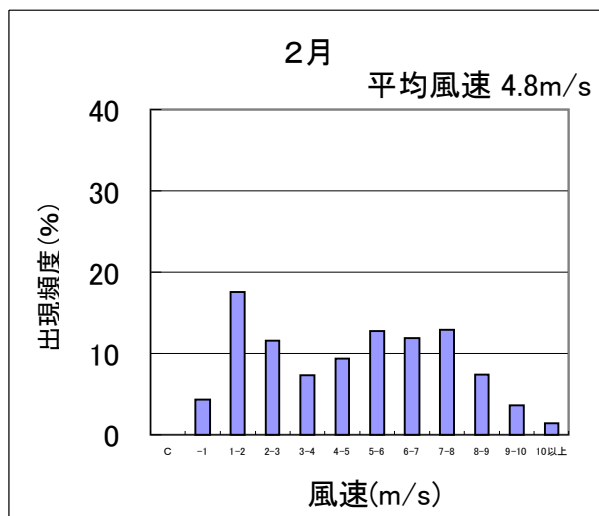
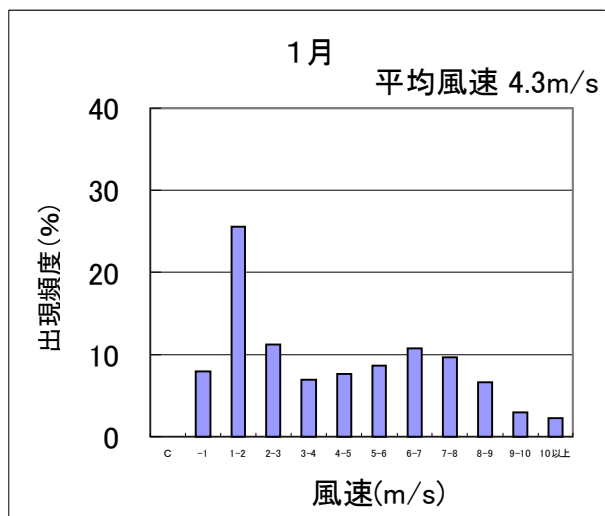
12月
(0.8%)

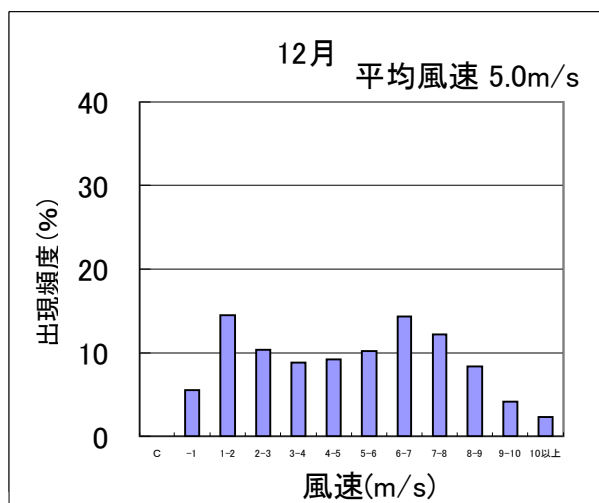
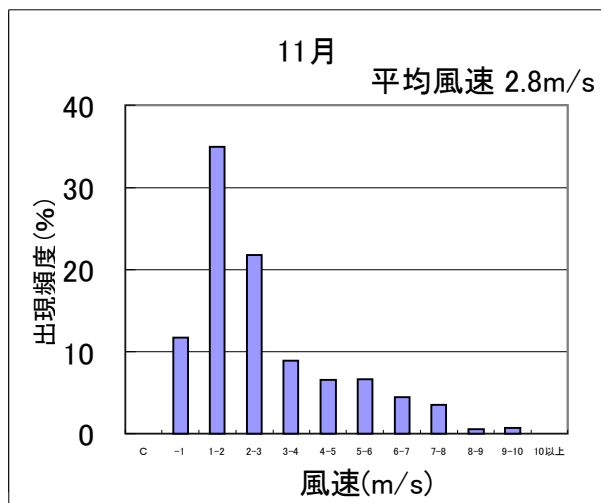
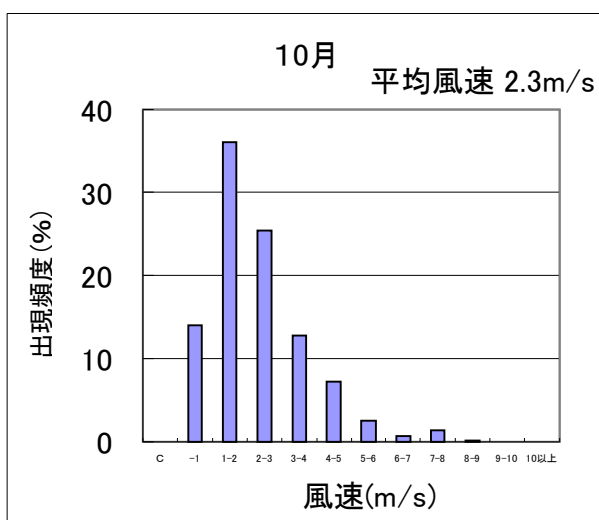
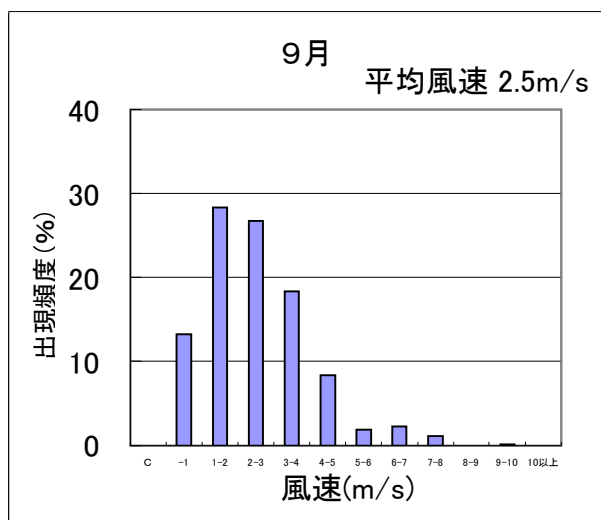
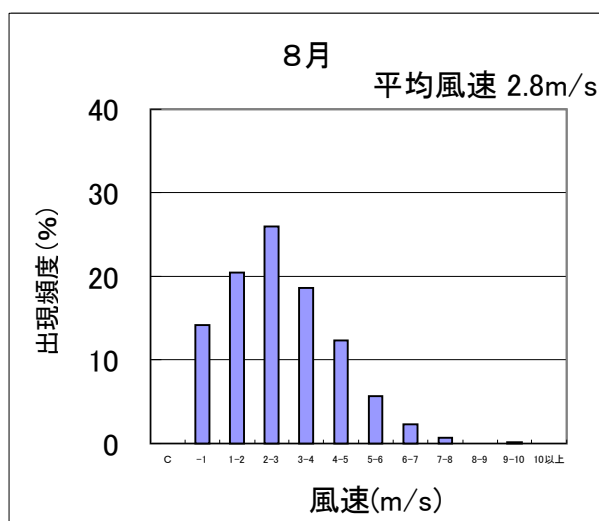
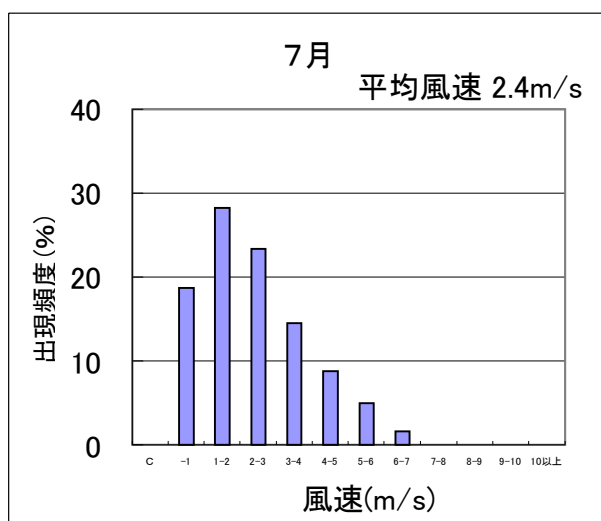


(4)年間風速階級別出現頻度及び風速階級別頻度累積
(静岡県環境放射線監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)
令和4年1月～12月の観測データによる。

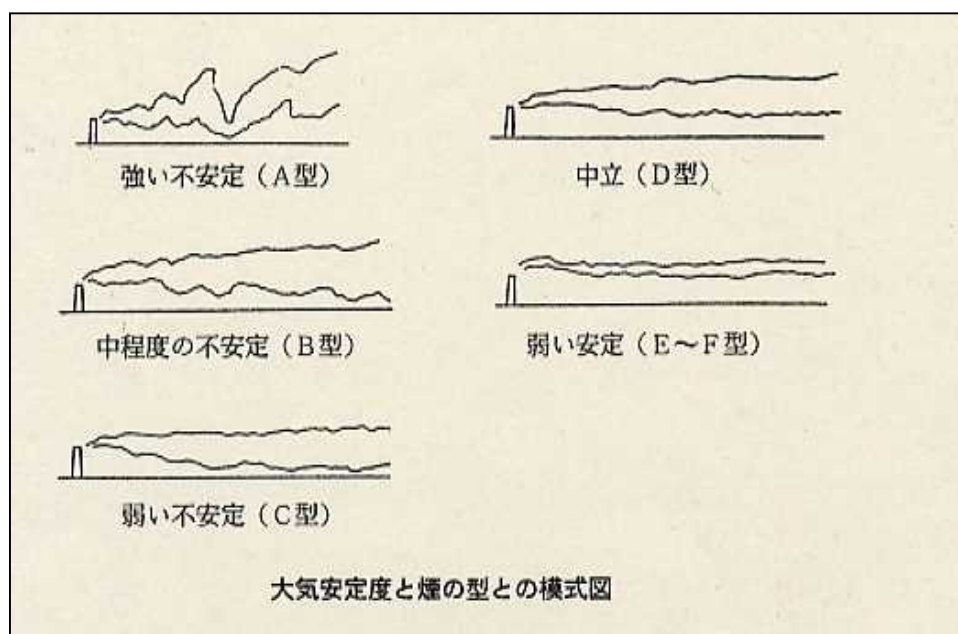
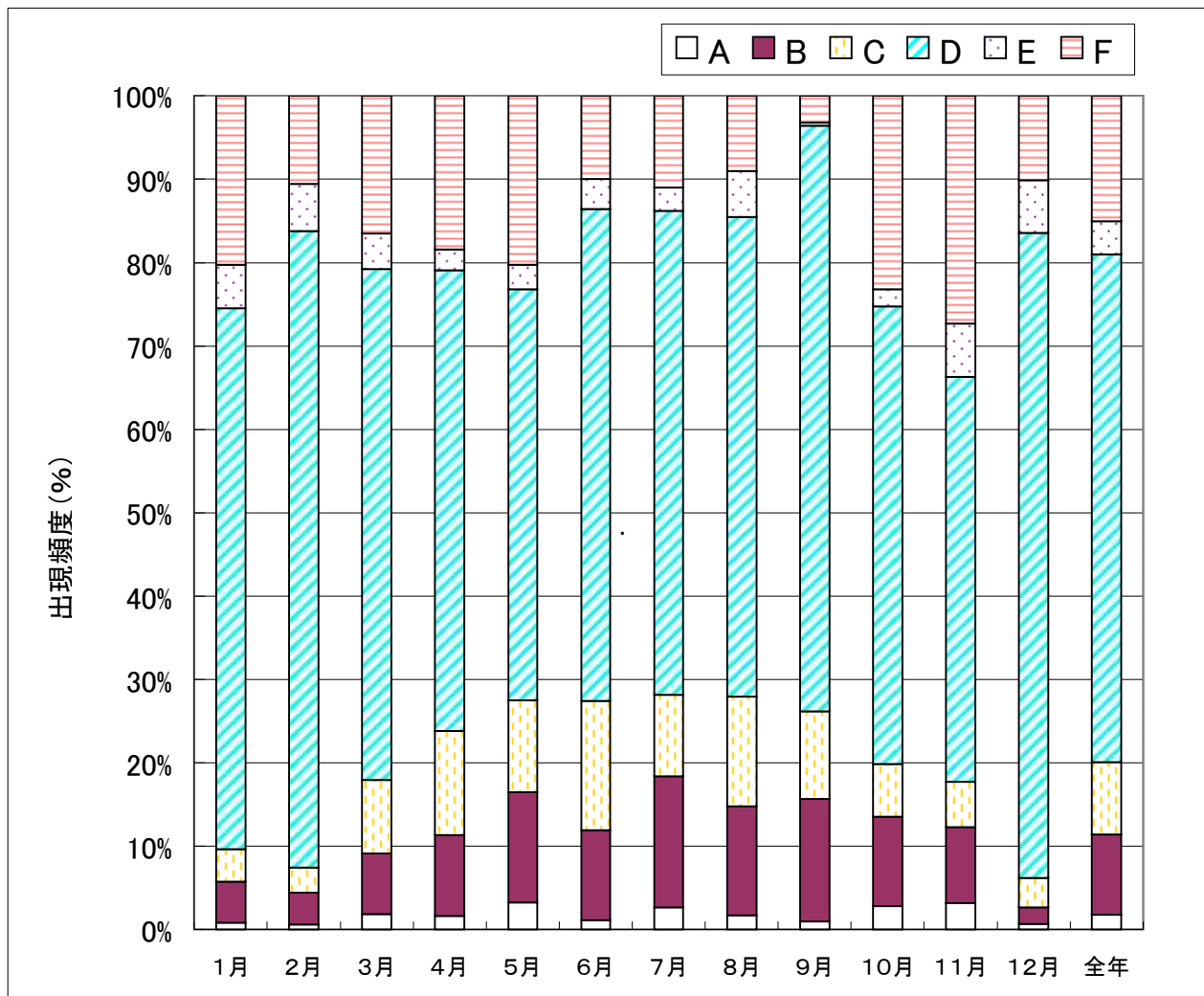


(5)月別風速階級別出現頻度
 (静岡県環境放射線監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)
 令和4年1月～12月の観測データによる。





(6)年間及び月別大気安定度出現頻度
 (静岡県環境放射線監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)
 令和4年1月～12月の観測データによる。



19-17 線量の推定及び評価に関する資料

線量の推定及び評価に関する資料

周辺住民等の線量の推定及び評価については、モニタリング（実測）の結果に基づき、「環境放射線モニタリング指針（平成20年3月原子力安全委員会）」に記載の方法により行う。

1 外部被ばくによる実効線量

RPLDによる積算線量の測定結果により評価する。

外部被ばくによる実効線量（mSv）＝測定期間の積算線量（mGy）×1

1：空気吸収線量から実効線量への換算係数（緊急時）

2 内部被ばくによる預託線量

(1) 預託実効線量

① 経口摂取による預託実効線量（mSv）

＝経口摂取による実効線量係数（mSv/Bq）

× Σ （飲食物中の毎日の核種濃度（Bq/kg・ ℓ ））

×その飲食物の毎日の摂取量（kg・ ℓ /日）

経口摂取による実効線量係数：別表1による。放射性ヨウ素については、年齢に応じて別表2の値に読み替える。

その飲食物の毎日摂取量（kg・ ℓ /日）：別表6による。

② 吸入摂取による預託実効線量（mSv）

＝吸入摂取による実効線量係数（mSv/Bq）

× Σ （空気中の毎日の核種濃度（Bq/cm³））

×空気の毎日摂取量（cm³/日）

吸入摂取による実効線量係数：別表1による。放射性ヨウ素については、年齢に応じて別表3の値に読み替える。

空気の毎日摂取量（cm³/日）：別表7による。

(2) 甲状腺の預託等価線量（放射性ヨウ素）

① 経口摂取による預託等価線量（mSv）

＝経口摂取による等価線量係数（mSv/Bq）

× Σ （飲食物中の毎日の核種濃度（Bq/kg・ ℓ ））

×その飲食物の毎日の摂取量（kg・ ℓ /日）

経口摂取による等価線量係数：別表4による。

その飲食物の毎日摂取量（kg・ ℓ /日）：別表6による。

② 吸入摂取による預託等価線量（mSv）

＝吸入摂取による等価線量係数（mSv/Bq）

× Σ （空気中の毎日の核種濃度（Bq/cm³））

×空気の毎日摂取量（cm³/日）

吸入摂取による等価線量係数：別表5による。

空気の毎日摂取量（cm³/日）：別表7による。

別表1 経口又は吸入摂取した場合の成人の実効線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取	吸入摂取
H-3	4.2×10^{-8} (有機物)	2.6×10^{-7} (エアロゾル)
	1.8×10^{-8} (水)	1.8×10^{-8} (水)
C-14	5.8×10^{-7} (有機物)	5.8×10^{-6} (エアロゾル)
		6.2×10^{-9} (二酸化物)
Cr-51	3.8×10^{-8}	3.7×10^{-8}
Mn-54	7.1×10^{-7}	1.5×10^{-6}
Fe-59	1.8×10^{-6}	4.0×10^{-6}
Co-58	7.4×10^{-7}	2.1×10^{-6}
Co-60	3.4×10^{-6}	3.1×10^{-5}
Zn-65	3.9×10^{-6}	2.2×10^{-6}
Sr-89	2.6×10^{-6}	7.9×10^{-6}
Sr-90	2.8×10^{-5}	1.6×10^{-4}
Zr-95	9.5×10^{-7}	5.9×10^{-6}
Nb-95	5.8×10^{-7}	1.8×10^{-6}
Ru-103	7.3×10^{-7}	3.0×10^{-6}
Ru-106	7.0×10^{-6}	6.6×10^{-5}
I-129	7.2×10^{-5}	6.6×10^{-5}
I-131	1.6×10^{-5}	1.5×10^{-5}
I-133	3.1×10^{-6}	2.9×10^{-6}
Cs-134	1.9×10^{-5}	2.0×10^{-5}
Cs-137	1.3×10^{-5}	3.9×10^{-5}
Ba-140	2.6×10^{-6}	5.8×10^{-6}
La-140	2.0×10^{-6}	1.1×10^{-6}
Ce-144	5.2×10^{-6}	5.3×10^{-5}
Ra-226	2.8×10^{-4}	9.5×10^{-3}
Th-232	2.3×10^{-4}	1.1×10^{-1}
U-235	4.7×10^{-5}	8.5×10^{-3}
U-238	4.5×10^{-5}	8.0×10^{-3}
Pu-238	2.3×10^{-4}	1.1×10^{-1}
Pu-239	2.5×10^{-4}	1.2×10^{-1}

別表2 放射性ヨウ素を経口摂取した場合の幼児及び乳児
の実効線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取	
	幼児	乳児
I-131	7.5×10^{-5}	1.4×10^{-4}

別表3 放射性ヨウ素を吸入摂取した場合の幼児及び乳児
の実効線量係数 (mSv/Bq)

核種	吸入摂取	
	幼児	乳児
I-131	6.9×10^{-5}	1.3×10^{-4}

別表4 放射性ヨウ素を経口摂取した場合の成人、幼児及び乳児の
甲状腺の等価線量に係る線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取		
	成人	幼児	乳児
I-131	3.2×10^{-4}	1.5×10^{-3}	2.8×10^{-3}

別表5 放射性ヨウ素を吸入摂取した場合の成人、幼児及び乳児の
甲状腺の等価線量に係る線量係数 (mSv/Bq)

核種	吸入摂取		
	成人	幼児	乳児
I-131	2.9×10^{-4}	1.4×10^{-3}	2.5×10^{-3}

※ 幼児：～4才、乳児：～1才

別表6 食品摂取量(成人)

食品	1日当り摂取量
菜葉	100g
牛乳	0.2L
魚	200g
無脊椎動物	20g
海藻類	40g

別表7 呼吸率

評価対象	活動時[cm ³ /h]	日平均[cm ³ /d]
乳児	0.19×10^6	2.86×10^6
幼児	0.37×10^6	8.72×10^6
成人	1.2×10^6	22.2×10^6

令和5年度浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定計画

令和5年2月28日
静岡県環境放射能測定技術会

浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書第4条第1項の測定計画を次のとおり定める。

1 目的

浜岡原子力発電所周辺の環境放射能の測定は、次に掲げる目的の下、実施するものとする。

(1) 周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価

浜岡原子力発電所の周辺住民等の健康と安全を守るため、平常時から、環境における浜岡原子力発電所起因の放射性物質又は放射線による周辺住民等の被ばく線量を推定し、評価する。

(2) 環境における放射性物質の蓄積状況の把握

浜岡原子力発電所からの影響の評価に資するため、平常時から、浜岡原子力発電所の運転により放出された放射性物質の環境における蓄積状況を把握する。

(3) 浜岡原子力発電所からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価

浜岡原子力発電所から敷地外への予期しない放射性物質又は放射線の放出を検出することにより、浜岡原子力発電所の異常の早期発見に資する。

また、浜岡原子力発電所から予期しない放射性物質又は放射線の放出があった場合に、その影響を的確かつ迅速に評価するため、平常時モニタリングの結果を把握しておく。

(4) 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

緊急事態が発生した場合に、緊急事態におけるモニタリングへの移行に迅速に対応できるよう、平常時から緊急事態を見据えた環境放射線モニタリングの実施体制を備えておく。

(5) 補足参考測定

(1)から(4)までの目的を達成する上で参考となるもの、浜岡原子力発電所からの影響を判断する上で参考となるもの、環境中の経時変化を把握する上で有効なもの又は測定技術の維持が必要と考えられるものについては、平常時から測定を行い、その結果を把握しておく。

2 対象範囲

測定を行う範囲は、陸上については浜岡原子力発電所を中心とした概ね半径10kmの地域とし、海上については浜岡原子力発電所の前面海域で概ね半径10kmの海域とする。

3 実施機関

測定は次に掲げる機関が行うものとし、御前崎市、牧之原市、掛川市及び菊川市は試料採取等において協力する。

- (1) 静岡県環境放射線監視センター
- (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

4 実施内容

1 の目的ごとに実施する内容は、別記 1 に掲げるとおりとする。

5 測定方法等

測定方法等は、原子力規制庁が作成する「放射能測定法シリーズ」等を参考に別に定めるものとする。

6 実施計画

令和 5 年度の実施計画は、別記 2 に掲げるとおりとする。

7 測定結果の報告

技術会は、原則として四半期ごとに、各実施機関から測定結果の報告を受けることとする。

8 測定結果の評価

技術会は、実施機関から報告を受けた測定結果について、別に定める方法により評価を行うものとする。

9 調査結果のまとめ

技術会は、測定結果及び評価結果をとりまとめ、調査結果書を作成する。

別記1 目的ごとの実施項目等

目 的	実 施 項 目	測 定 対 象	測 定 方 法	備 考	
① 周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価	空間放射線量率の測定	γ線 1時間平均値 ¹⁾	NaI シンチレーション検出器等による連続測定		
	環境試料中の放射能の測定 ²⁾	大気中浮遊塵	γ線放出核種 ³⁾	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析	ダストモニタ採取試料
		陸水	γ線放出核種 ³⁾⁴⁾ Sr-90	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析 放射性ストロンチウム分析	
② 環境における放射性物質の蓄積状況の把握	農畜産物 海産生物	γ線放出核種 ³⁾⁴⁾ Sr-90	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析 放射性ストロンチウム分析		
		土壌	γ線放出核種 ³⁾	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析	
	海底土				
③ 原子炉施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価	空間放射線量率の測定	γ線 10分間平均値 ¹⁾	NaI シンチレーション検出器等による連続測定		
	環境試料中の放射能の測定	大気中浮遊塵	α線及びβ線 集塵中の全α・全β放射能比（1時間平均値） ¹⁾ 集塵中の全β放射能（1時間平均値） ¹⁾ 集塵終了6時間後の全β放射能（1時間平均値） ^{1) 5)}	ダストモニタによる連続測定	
		排水	γ線 10分間平均値	放水ロモニタによる連続測定	
	環境試料中の放射能の測定 ²⁾	農畜産物 海産生物	γ線放出核種 ³⁾	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析	
		陸水	γ線放出核種 ³⁾ H-3 Sr-90	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析 トリチウム分析 放射性ストロンチウム分析	
④ 緊急事態が発生した場合の平常時からの備え	土壌	γ線放出核種 ³⁾ Sr-90 Pu-238, Pu-239+240	ゲルマニウム半導体検出器による機器分析 放射性ストロンチウム分析 プルトニウム分析		
	海水	H-3	トリチウム分析		

⑤ 補足参考測定	積算線量の測定		γ線 3か月間積算値	蛍光ガラス線量計による積算線量測定
	環境試料中の放射能の測定 ²⁾	降下物		
		指標生物(松葉)		
		海水		
		大気中水分	H-3	トリチウム分析

注1) テレメータシステムによる演算値とする。

注2) 試料及び採取地点の選定にあたり、次の点を考慮する。

- ・ 測定の目的に適したものか。
- ・ 毎年実施するものについては、継続的に採取が可能であるか。
- ・ 農畜産物及び海産生物については、生産量や漁獲量から地域の代表性があるか。
- ・ 採取計画全体における採取時期等のバランスがとれているか。
- ・ 地域の要望があるか。

注3) Co-60、Cs-134、Cs-137、その他検出された人工放射性核種を報告対象とする。また、測定のため、K-40、Be-7などの自然放射性核種についても、試料の種類に応じ報告対象に加えるが、評価の対象としない。

注4) 陸水、大根の葉部、原乳、藻類及び松葉については、I-131を報告対象に加える。

注5) 集塵終了6時間後の全β放射能については、集塵中の全α・全β放射能比及び集塵中の全β放射能の測定結果を評価する場合の参考とする。

令和5年度実施計画

1 空間放射線量

(1) 空間放射線量率

地点名		測定機関	地点数	測定期間	備考
市名	モニタリングステーション名				
御前崎市	白砂	県	14	通年 (連続測定)	
	中町	中部電力			
	桜ヶ池公民館				
	上ノ原				
	佐倉三区				
	平場	県			
	白羽小学校	中部電力			
	旧監視センター	県			
	草笛				
	浜岡北小学校				
	新神子				
牧之原市	地頭方小学校	中部電力			
掛川市	大東支所	県			
菊川市	菊川市水道事務所				

(2) 積算線量

地点名		測定機関	地点数	測定期間	年測定数	備考
市名	名称					
御前崎市	芹沢	県 中部電力	12	4～6月 7～9月 10～12月 1～3月	96	※1
	西山					
	上比木					
	合戸東前					
	門屋石田					
	中尾					
	朝比奈原公民館					
	旧地頭方中学校					
牧之原市	菅山保育園					
	鬼女新田公民館					
掛川市	千浜小学校					
菊川市	東小学校					

※1 「1 目的」の(5)による補足参考測定

2 環境試料中の放射能

(1) 陸上試料

分類	試料名	地点名		測定機関	地点数	測定時期	年測定数 ※1					備考					
		市名	地名・名称				γ	Sr-90	I-3	Pu	計						
大気	大気中 浮遊塵	御前崎市	白砂	県	5	通年 (連続測定)						全α・全β放射能					
			中町	中部電力													
			平場	県													
			白羽小学校	中部電力													
		牧之原市	地頭方小学校	中部電力													
大気	大気中 浮遊塵	御前崎市	白砂	県	5	毎月	60				60	ろ紙を回収し測定					
			中町	中部電力													
			平場	県													
			白羽小学校	中部電力													
		牧之原市	地頭方小学校	中部電力													
陸水	上水	御前崎市	市役所	県 中部電力	2	4, 7, 10, 1月	16	8 ^{注)}			24	注) 2地点を交互に年2回					
	上水	御前崎市	(市役所) (新神子)			(R6)				※2 5年に1回							
土壌	土壌	御前崎市	下朝比奈	県 中部電力	4	6, 9, 12, 3月	32				32						
			新神子														
			比木														
		牧之原市	等名														
	土壌	御前崎市	(1地点)	県 中部電力	1	(R7)						※2 5年に1回 (Puは最初の1回のみ。)					
			大沢			7月 (R6⇒R5)	2	2		2	6						
掛川市 (1地点)			(R9)														
	菊川市 (1地点)	(R8)															
	菊川市 (1地点)	(R5⇒R6)															
農畜産物	玄米	御前崎市	下朝比奈	県 中部電力	2	10月	4	4			8	穀類					
		牧之原市	等名														
	玄米	掛川市	(1地点)	県 中部電力	1	(R8)						穀類 ※2 5年に1回					
			中			10月	2				2						
		菊川市	(1地点)			(R7)											
			(1地点)			(R9)											
		菊川市	(1地点)	(R6)													
	すいか	御前崎市	八千代	県 中部電力	2	7月	4				4	うり類					
			中原														
	キャベツ	御前崎市	合戸	県 中部電力	1	2月	2	2			4	葉菜類					
	白菜	御前崎市	雨垂	県 中部電力	3	12月	6				6						
			上ノ原														
		牧之原市	等名														
	レタス	菊川市	(1地点)	県 中部電力	1	(R8)						葉菜類 ※2 5年に1回					
			(1地点)			(R9)											
		御前崎市	小笠南			4月	2				2						
			池新田			5月											
	たまねぎ	御前崎市	白浜	県 中部電力	3	1月	6				6	鱗菜類					
			堀野新田										2月				
白ねぎ	御前崎市	合戸	県 中部電力	1	12月	2				2							
かんしょ	御前崎市	新神子	県 中部電力	1	9月	2				2	いも類						
大根	御前崎市	洗井	県 中部電力	3	1月	6	6			12	根菜類						
		白浜															
	牧之原市	堀野新田															
みかん	牧之原市	堀野新田	県 中部電力	1	11月	2				2	かんきつ類						
茶葉	御前崎市	朝比奈	県 中部電力	5	4月	10	2			16							
		新野															
		新谷															
		笠名															
	菊川市	川上															
		(1地点)		(R9)									※2 5年に1回				
		小笠南		4月	2				2								
		(1地点)		(R6)													
原乳	掛川市	下土方	県 中部電力	2	4, 7, 10, 1月	16	8			24							
	菊川市	嶺田															
雨水・ちり	降下物	御前崎市	池新田	県 中部電力	1	毎月	24				24	※3					
指標生物	松葉	御前崎市	池新田	県 中部電力	3	6, 9, 12, 3月	24				24	※3					
			平場前														
			白砂														
大気	大気中 水分	御前崎市	白砂	県	4	毎月			48		48	※3					
			平場	県													
			中町	中部電力													
			上ノ原	中部電力													
合計							224	36	48	2	310						

※1 県と中電の測定数の合計

※2 「1 目的」の(4)によるバックグラウンドの把握のみを目的とした測定

※3 「1 目的」の(5)による補足参考測定

(2) 海洋試料

分類	試料名	地点名	測定機関	地点数	測定時期	年測定数 ※1				備考
						γ	Sr-90	H-3	計	
海底土	海底土 (表層土)	菊川河口	県 中部電力	10	5, 8, 11, 2月	80			80	
		高松沖								
		尾高漁場								
		中根礁								
		御前崎港								
		浅根漁場								
		1, 2号機放水口付近								
		取水口付近								
		3号機及び4号機放水口付近								
		5号機放水口付近								
海産生物	しらす	周辺海域	県 中部電力	1	4, 8, 10月	6	6		12	魚類
	ひらめ			1	1月	2			2	
	あじ			1	4, 11月	4			4	
	かさご			1	11月	2	2		4	
	さざえ			1	1月⇒7月	2	2		4	貝類
	はまぐり			1	1月	2			2	
	かき			1	7月	2			2	甲殻類
	いせえび			1	10月	2	2		4	
	たこ⇒あおりいか			1	5月	2			2	頭足類
	なまこ			1	1月	2			2	棘皮類
	わかめ			1	2月	2	2		4	海藻
海水	海水 (表層水)	菊川河口	県 中部電力	10	5, 8, 11, 2月	80			80	※3
		高松沖								
		尾高漁場								
		中根礁								
		御前崎港								
		浅根漁場								
		1, 2号機放水口付近								
		取水口付近								
		3号機及び4号機放水口付近								
		5号機放水口付近								
海水	海水 (表層水)	(菊川河口)	県 中部電力	10	(R7)					※2 5年に1回
		(高松沖)			(R8)					
		(尾高漁場)			(R9)					
		(中根礁)								
		(御前崎港)								
		(浅根漁場)								
		1, 2号機放水口付近			8月			4	4	
		取水口付近								
		(3号機及び4号機放水口付近)			(R6)					
		(5号機放水口付近)								
合計						188	14	4	206	

※1 県と中電の測定数の合計

※2 「1 目的」の(4)によるバックグラウンドの把握のみを目的とした測定

※3 「1 目的」の(5)による補足参考測定

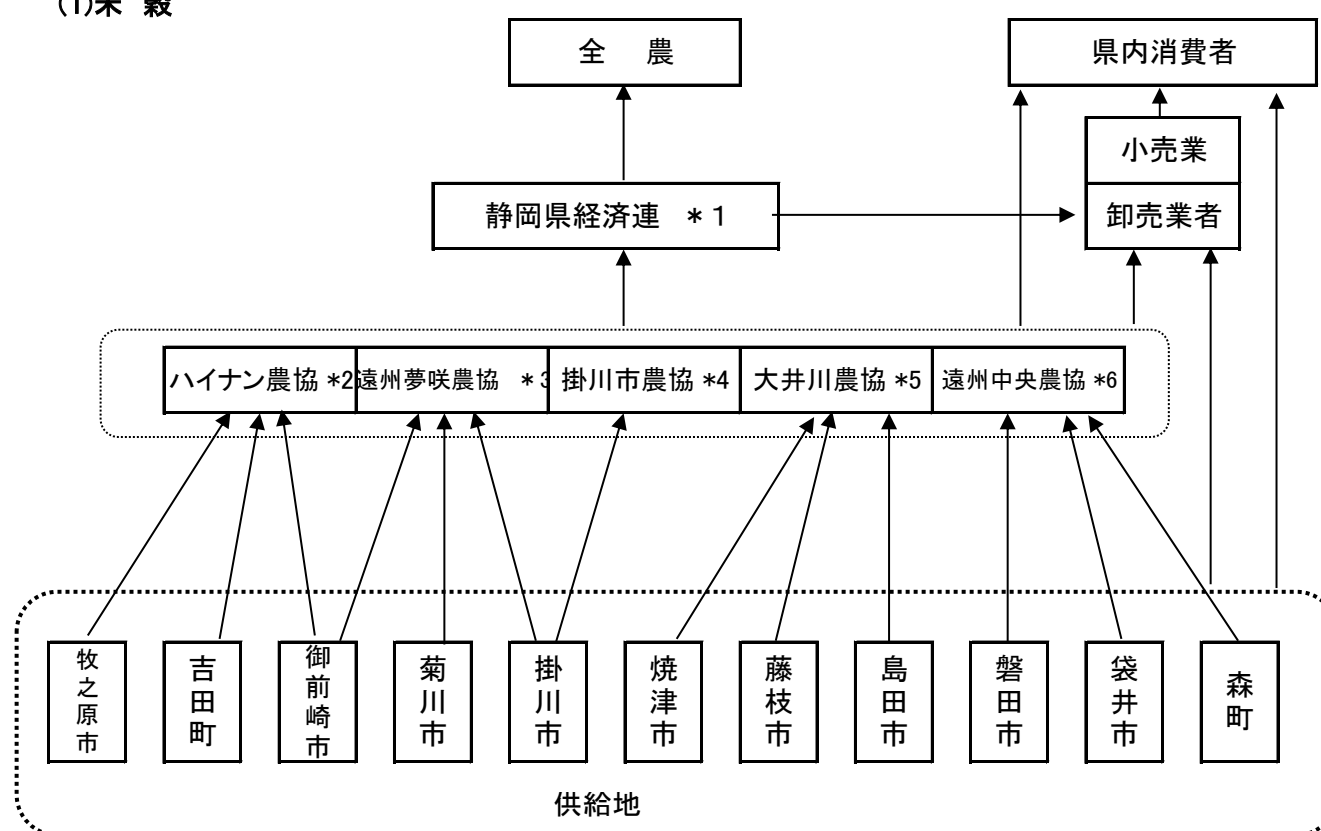
3 排水の全計数率

地点名	測定機関	地点数	測定期間	備考
1, 2号機放水口モニタ	中部電力	4	通年 (連続測定)	
3号機放水口モニタ				
4号機放水口モニタ				
5号機放水口モニタ				

通番	市町等	事業名	給水地域	種 別	水 源	水源の所在地	発電所からの		人 口 (人)	計画給水	現在給水	年 間
							方 位	距 離 (m)		人 口 (人)	人 口 (人)	給水量 (千㎡)
3	菊川市	菊川市 上水道事業	倉沢、沢水加、牛渕及び 高橋及び河東の一部を除く 全域	用水供給 上水道	表流水 湖沼水 浅井戸	島田市 西方 富田	北 北北西 北北西	33,000 19,000 17,500	47,553	48,260	46,546	6,819
		大井上水 企業団	倉沢、沢水加、牛渕の一部	上水道	浅井戸	島田市	北東	22,500		440	385	-
		御前崎市 上水道事業	高橋の一部	用水供給	表流水	島田市	北	33,000		50	31	-
		掛川市 上水道事業	河東の一部	用水供給	表流水	島田市	北	33,000		50	22	-

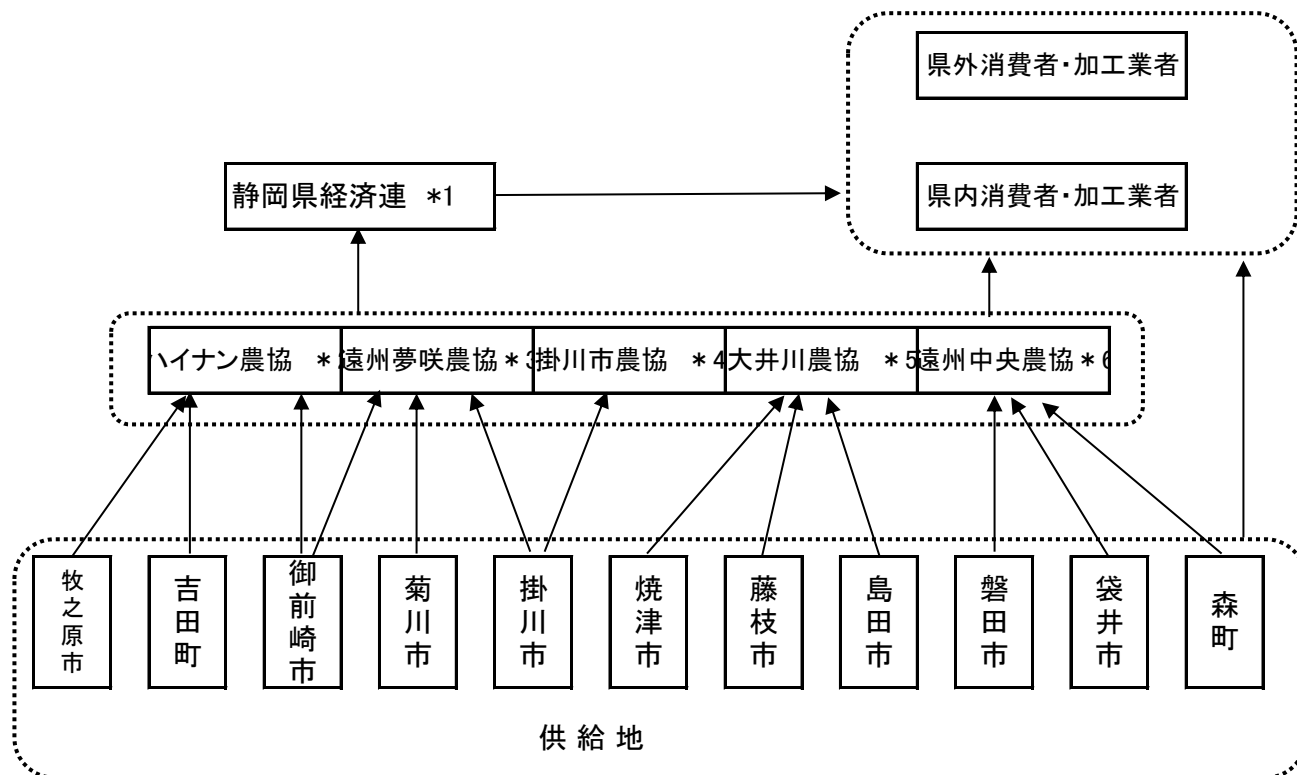
2 農林水産物の出荷状況

(1)米 穀



通番	団体(名称)	郵便番号・住所	電話番号
*1	静岡県経済農業協同組合連合会(食糧課)	422-8620 静岡市駿河区曲金3-8-1	054-284-9737
*2	ハイナン農業協同組合	421-0422 牧之原市静波73-5	0548-22-9522
*3	遠州夢咲農業協同組合	437-1593 菊川市下平川6265	0537-73-5550
*4	掛川市農業協同組合	436-0008 掛川市千羽100-1	0537-20-0809
*5	大井川農業協同組合	426-8661 藤枝市緑の丘1-1	054-646-5127
*6	遠州中央農業協同組合	438-0086 磐田市見付3599-1	0538-36-7016

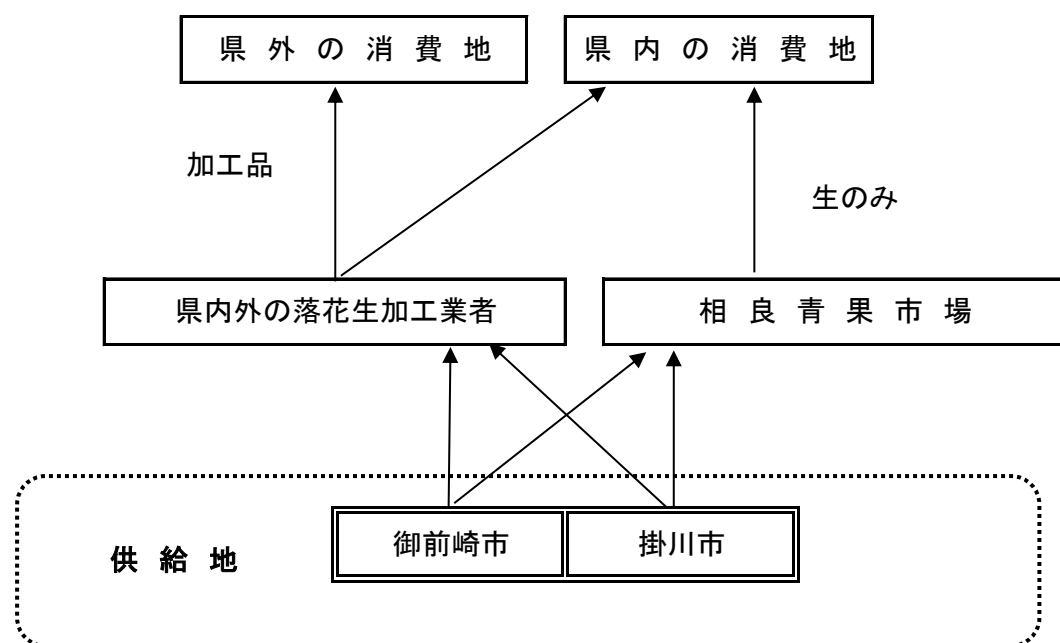
(2) 穀 類(かんしょ、ばれいしょ、大豆、麦)



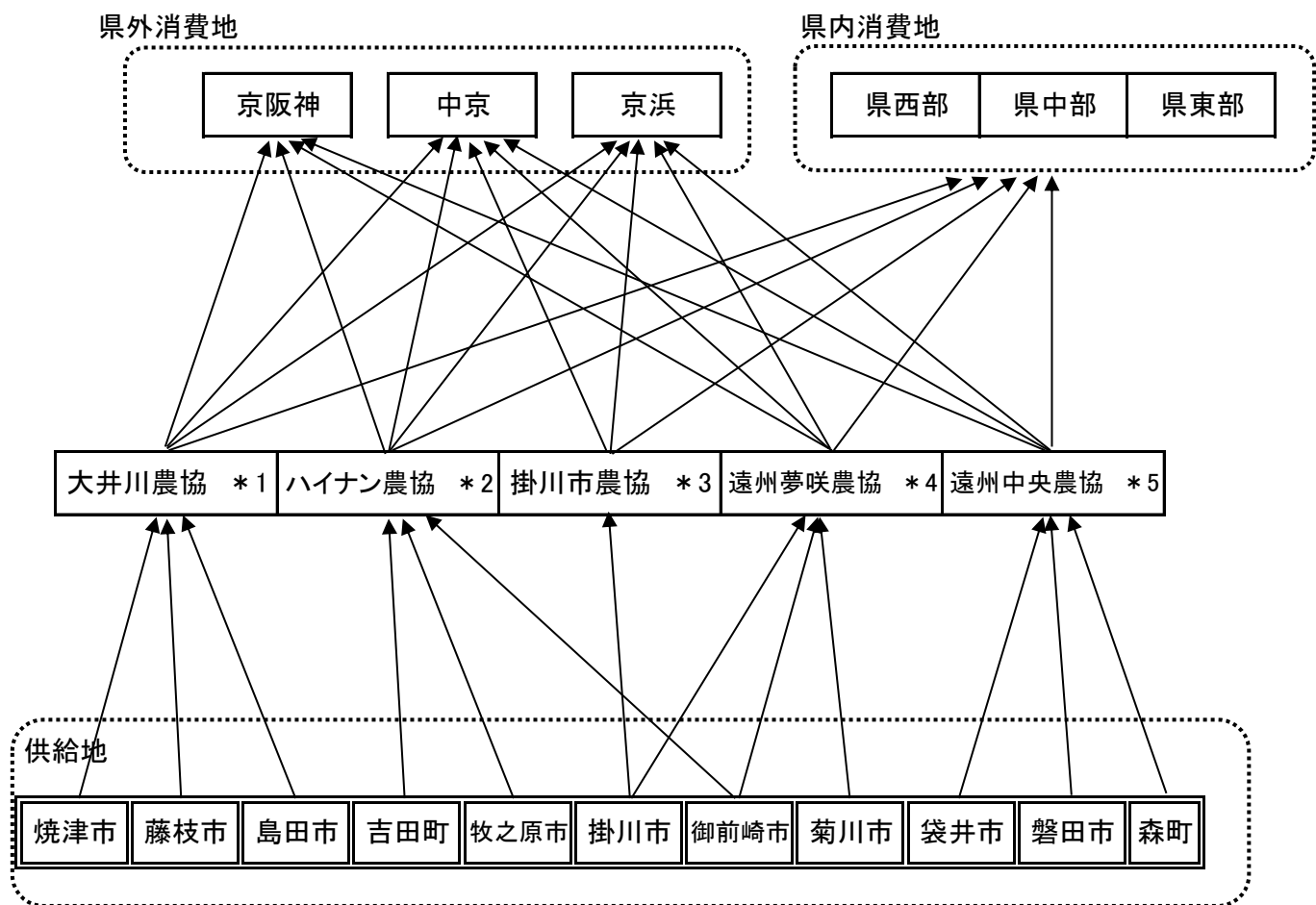
(かんしょ、ばれいしょ、大豆、麦)

通番	団体(名称)	郵便番号・住所	電話番号
*1	静岡県経済連	422-8620 静岡市駿河区曲金3-8-1	054-284-9737
*2	ハイナン農業協同組合	421-0422 牧之原市静波73-5	0548-22-9522
*3	遠州夢咲農業協同組合	437-1593 菊川市下平川6265	0537-73-5550
*4	掛川市農業協同組合	436-0008 掛川市千羽100-1	0537-20-0809
*5	大井川農業協同組合	426-8661 藤枝市緑の丘1-1	054-646-5127
*6	遠州中央農業協同組合	438-0086 磐田市見付3599-1	0538-36-7016

(3) 穀 類(落花生)

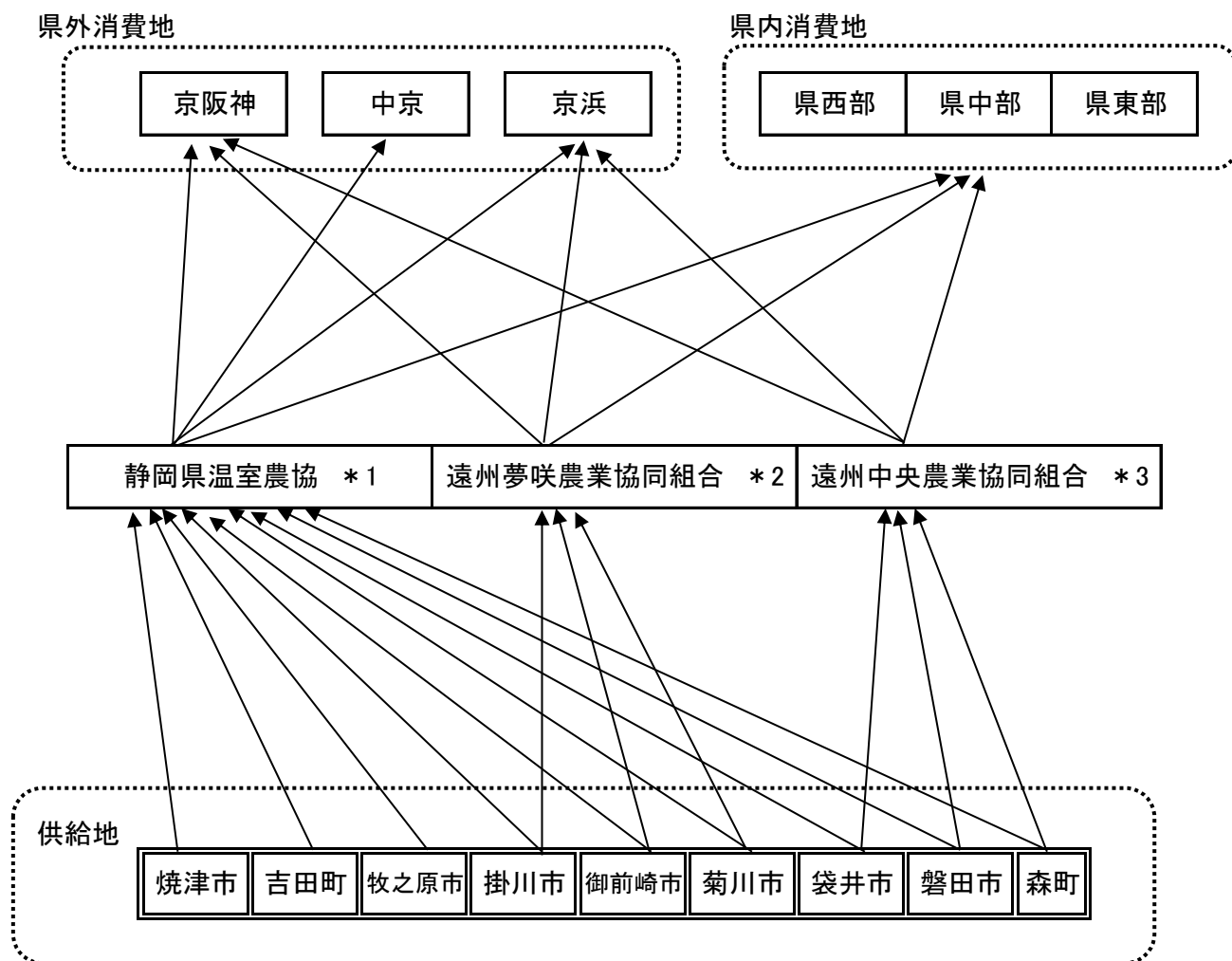


(4)野菜類〔トマト、いちご、レタス、メキャベツ、ねぎ、だいこん、にんじん、
たまねぎ、ハウスメロン、すいか、えだまめ、はくさい、きゅうり
チンゲンサイ、ほうれんそう、キャベツ、さといも等〕



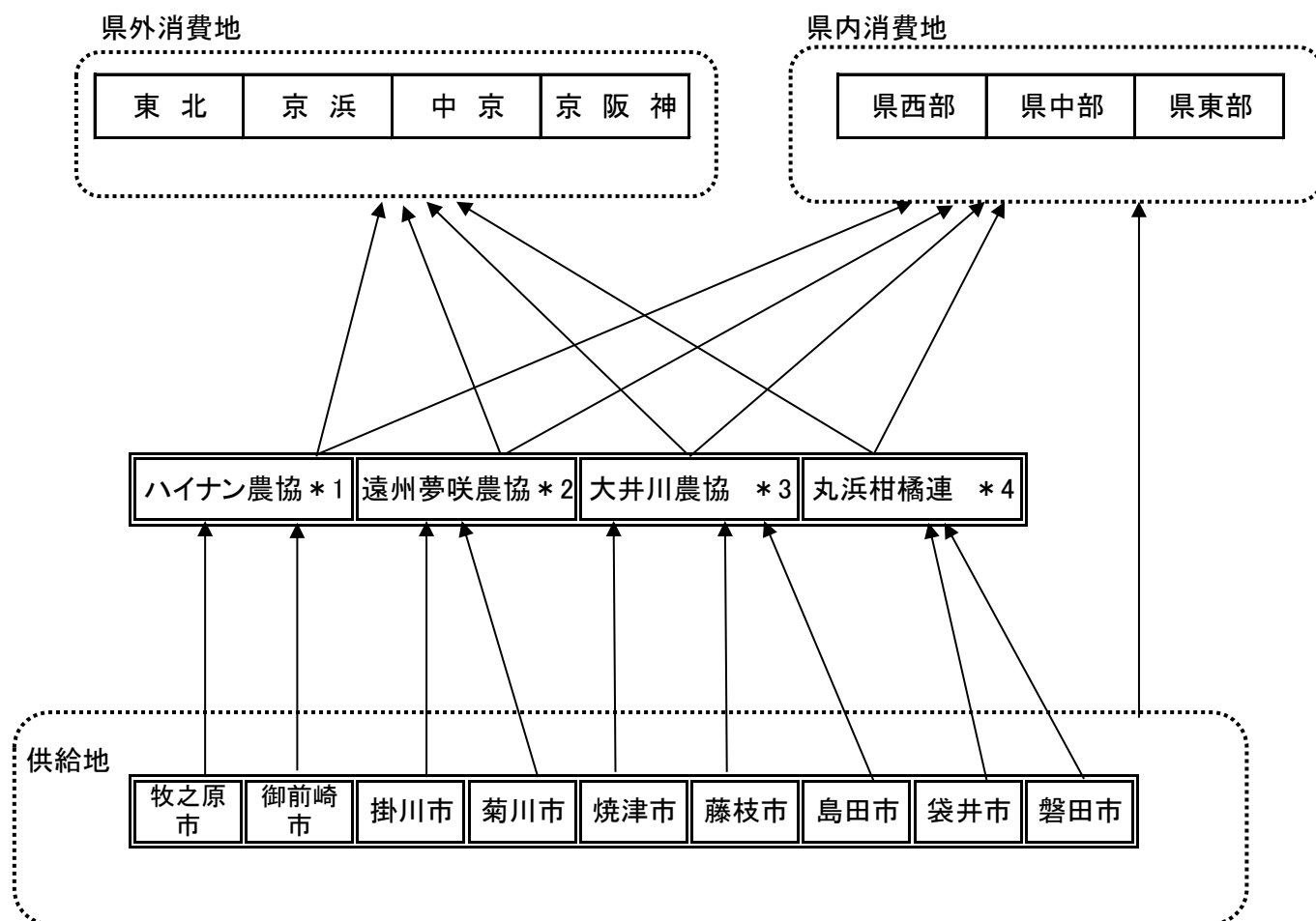
通番	団体(名称)	郵便番号・住所	電話番号
*1	大井川農業協同組合	426-8661 藤枝市緑の丘1-1	054-646-5127
*2	ハイナン農業協同組合	421-0422 牧之原市静波73-5	0548-22-9522
*3	掛川市農業協同組合	436-0008 掛川市千羽100-1	0537-20-0809
*4	遠州夢咲農業協同組合	437-1593 菊川市下平川6265	0537-73-5550
*5	遠州中央農業協同組合	438-0086 磐田市見付3599-1	0538-36-7016

(5) 温室メロン



通番	団体(名称)	郵便番号・住所	電話番号
*1	静岡県温室農業協同組合	437-1114 袋井市西同笠115	0538-23-4711
*2	遠州夢咲農業協同組合	437-1593 菊川市下平川6265	0537-73-5550
*3	遠州中央農業協同組合	438-0086 磐田市見付3599-1	0538-36-7016

(6) みかん



通番	団体(名称)	郵便番号・住所	電話番号
* 1	ハイナン農業協同組合	421-0422 牧之原市静波73-5	0548-22-9522
* 2	遠州夢咲農業協同組合	437-1593 菊川市下平川6265	0537-73-5550
* 3	大井川農業協同組合	426-8661 藤枝市緑の丘1-1	054-646-5127
* 4	丸浜柑橘農業協同組合連合会	431-2102 浜松市北区都田町778-5	053-428-2226

19-21 原子力防災資機材（貸与品）一覧表

○原子力防災資機材台帳（静岡県による原子力防災資機材棚卸業務の結果資料より）

配備先No.	配備先名称	保管場所名称	製品No.	製品名	製品名（備考）	製品型番	製造番号	サイズ	数量（単位）	使用期限	備考
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	1	電離箱式サーベイメータ		ICS-323C	R03390		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	1	電離箱式サーベイメータ		ICS-323C	R03389		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	2	GM管式サーベイメータ		TGS-146B	R09782		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	2	GM管式サーベイメータ		TGS-146B	R09781		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	2	GM管式サーベイメータ		TGS-1146	GRX22L0514		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	2	GM管式サーベイメータ		TGS-1146	GRX22L0514		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	3	NaIシンチレーション式サーベイメータ		TCS-171B	202G8626		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	3	NaIシンチレーション式サーベイメータ		TCS-171B	202G8627		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	3	NaIシンチレーション式サーベイメータ		TCS-1172	GR00080522		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20452996		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20452997		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20452998		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20452999		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453000		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453001		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453002		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453003		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453004		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	20453005		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	203T7500		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	203T7501		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	203T7502		1 台		

[illegible]

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	205X4442		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	205X4443		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	205X4444		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9546		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9547		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9548		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9549		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9550		1 台		
21	菊川市危機管理課	嶺田地区センター	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9551		1 台		
21	菊川市危機管理課	嶺田地区センター	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9552		1 台		
21	菊川市危機管理課	小笠南地区センター	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9553		1 台		
21	菊川市危機管理課	小笠南地区センター	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9554		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	204Z9555		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101828		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101829		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101830		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101831		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101832		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101833		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101834		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101835		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101836		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101837		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR101838		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3328		1 台		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3329		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3330		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3331		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3332		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3333		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3334		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3335		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3336		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3337		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3338		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3339		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3340		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3341		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	警報付個人線量計		ADM-112	B3342		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR007790		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR007788		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR007789		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	4	マイドーズミニA アラーム付シリーズ		PDM-222VC	GR007791		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1			1 個		製造年月：2009/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1			1 個		製造年月：2009/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1			1 個		製造年月：2009/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1			1 個		製造年月：2009/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		L	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		S	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	10 個		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		S	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		L	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	5 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		S	5 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	5 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	3 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		L	7 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク	エラストマタイプ	DR-175L4N			9 個		製造年月：2004/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク	エラストマタイプ	DR-175L4N			10 個		製造年月：2001/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク	エラストマタイプ	DR-175L4N			10 個		製造年月：2004/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	5	全面防護マスク		GM-185-1		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF			1 個		製造年月：2015/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF			1 個		製造年月：2015/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF			1 個		製造年月：2015/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF			1 個		製造年月：2015/3
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		L	10 個		製造年月：2017/1
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		L	10 個		製造年月：2017/1
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		L	10 個		製造年月：2017/1
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		M	10 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	6	半面防護マスク		GM83SF		L	5 個		

[illegible]

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	7	マスク（防塵マスク）					110 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	9	防護マスクフィルタ		L4N			120 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-L4RI			3 組	2018/10/22	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			8 組	2021/12/27	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			2 組	2021/12/27	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			2 組	2021/12/27	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			30 組	2021/11/22	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			30 組	2022/11/14	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			12 組	2022/11/14	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			12 組	2021/11/22	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			63 組	2027/11/24	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	10	防護マスク吸収缶		CA-N4RI			17 組	2028/12/21	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/1
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					12 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2015/12
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					7 個		製造年月：2016/5
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	11	ゴーグル					10 個		製造年月：2017/6
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	3 着		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				4L (XXXL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	5 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	13 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	32 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				S	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	10 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	10 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				S	10 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	20 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	25 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	10 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	6 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	12 着		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	27 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				子供用	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				子供用	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				子供用	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				子供用	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	1 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				2L (XL)	27 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				L	12 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				M	3 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				3L (XXL)	32 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	13	防護服（不織布）				4L (XXXL)	2 着		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	4 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	2 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	4 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	2 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	2 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	2 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	2 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	1 着		上

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	2 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	5 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	5 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	10 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	32 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	32 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	30 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	14 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	20 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	20 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	30 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	22 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	22 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	25 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	25 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				L	25 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	15 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	32 着		下
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	15 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				2L (XL)	32 着		上
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	14	防護服（EVA・上下セット）				M	15 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					10 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					10 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					10 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					10 枚		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					10 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	18	防護帽（布帽子）					8 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					100 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					100 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					100 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					100 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					5 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					5 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					5 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					5 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					30 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					80 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					80 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	19	防護帽（紙帽子）					80 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	20	防護手袋（ポリ手袋）					10 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	20	防護手袋（ポリ手袋）					10 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	20	防護手袋（ポリ手袋）					10 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	20	防護手袋（ポリ手袋）					10 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				8	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				8	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				8	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				8	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				L	25 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				L	25 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	21	ゴム手袋				L	25 双		

[illegible]

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					L	9 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	22	綿手袋					2L (XL)	12 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					26	1 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					27	1 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					26	1 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					24	3 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					24	2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					24. 5	2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					26	2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）					27	1 足		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	6 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	3 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				29	1 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25	3 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				26	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	10 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				26	10 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				26. 5	10 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				29	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				29	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				24. 5	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				24	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				28	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25. 5	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25. 5	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25. 5	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				25. 5	5 足		

[illegible]

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	24	靴（長靴）				27	5 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					24 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					15 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					25 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					61 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	25	靴カバー					24 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					2 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					36 足		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					10 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					10 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	26	軍足					117 足		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					2 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					30 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					30 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					21 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					30 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					30 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					25 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					17 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					43 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	28	目張りテープ					50 巻		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	34	整理棚		JOIFA・801			1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	37	パソコン		FMVNB16C	R3129287		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	38	カメラ		COOLPIX L14	20108355		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	38	カメラ		DSC-S85			1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	38	カメラ		FINEPIX Z200 f d	8T222833		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	39	ビデオカメラ		DCR-HC40	4724		1 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	47	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）丸剤 1000/箱		058438			30 箱	2025/03/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	47	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）丸剤 1000/箱		058438			57 箱	2026/01/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	47	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）丸剤 1000/箱		058438			93 箱	2027/01/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	47	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）丸剤 1000/箱		058438			54 箱	2028/12/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	48	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）散剤 25g/瓶		XD-20			2 本	2021/04/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	49	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤16/3mg 20包/箱					22 箱	2024/08/01	

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	49	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤16/3mg 20包/箱					14 箱	2025/08/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	49	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤16/3mg 20包/箱					16 箱	2026/11/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	50	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤32/5mg 100包/箱					14 箱	2024/11/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	50	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤32/5mg 100包/箱					10 箱	2025/11/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	50	安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）内服ゼリー剤32/5mg 100包/箱					6 箱	2026/11/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	51	単シロップ 500m l /瓶					12 本	2019/12/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	51	単シロップ 500m l /瓶					4 本	2019/12/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	51	単シロップ 500m l /瓶					4 本	2021/02/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	52	注射用水 500m l /瓶					16 本	2022/01/01	
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	53	メスシリンダー 1000m l					8 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	54	メスシリンダー 栓付 500m l					8 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	56	ポリ容器 5L					11 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	57	ポリ容器 500mL					5 箱		12本入
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	57	ポリ容器 500mL					1 箱		50ヶ入
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	58	ロート					6 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	58	ロート					11 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	59	ベローズピペット				1ml	30 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	59	ベローズピペット				2ml	16 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	59	ベローズピペット				2ml	29 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	61	スポイト				3ml	100 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	61	スポイト				3ml	200 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	61	スポイト				3ml	4500 本		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	62	カップ（1000個入り）ポリスチレン製					14 箱		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	63	薬さじステンレス 3 本組		6-522-01			4 組		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	64	バランストレイ					100 枚		

21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	64	バランストレイ					100 枚		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	65	薬包紙 小 500枚入		2021			5 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	66	上皿天秤		MS-100			4 台		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	68	ディスペンサー可変型0/5～5m l	kartell dosipet 5ml				1 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	68	ディスペンサー可変型0/5～5m l	kartell dosipet 5ml				1 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	68	ディスペンサー可変型0/5～5m l	kartell dosipet 5ml				6 個		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	69	アズフィット検査用手袋				M	50 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	69	アズフィット検査用手袋				M	50 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	69	アズフィット検査用手袋				M	50 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	69	アズフィット検査用手袋				M	50 双		
21	菊川市危機管理課	消防本部倉庫	76	防災用毛布					2 枚		

(2) 静岡県バス協会会員乗合・貸切旅客自動車の保有車両

(令和5年4月1日現在・静岡県バス協会)

輸 送 機 関	所 在 地	輸送台数 (台)	輸送能力 (人)	座席概算
(株)東海バス 熱海営業所	熱海市紅葉ヶ丘18-41	38	2,139	1,130
(株)東海バス 伊東営業所	伊東市萩1-1	53	3,144	1,728
(株)東海バス 下田営業所	下田市吉佐美1395	39	2,333	1,346
(株)東海バス 松崎営業所	賀茂郡松崎町江奈174-3	27	1,511	795
(株)東海バス 修善寺営業所	伊豆市年川70-1	34	1,925	1,167
(株)東海バス 沼津営業所	沼津市大平1791	82	4,537	2,636
富士急行モビリティ(株)	御殿場市新橋999	41	2,347	1,759
山梨交通(株) 静岡営業所	富士宮市源道寺町1164	17	927	751
伊豆箱根バス(株) 三島営業所	三島市多呂56-1	124	6,653	4,518
富士急静岡バス(株) 鷹岡営業所	富士市厚原771-1	0	0	0
富士急静岡バス(株) 富士宮営業所	富士宮市ひばりヶ丘307-12	0	0	0
富士急静岡バス(株) 富士営業所	富士市吉原4丁目10-9	0	0	0
信興バス(株)	富士市五貫島550番地	33	1,235	1,189
富士急シティバス(株)	沼津市東椎路475	107	5,946	3,644
(株)萩原自動車商会	伊豆の国市南江間1507-1	5	187	187
ホノルル急行(株)	富士市厚原592-1	11	485	485
シンフジハイヤー(株)	富士市三ツ沢253-1	42	1,900	1,900
(株)ニコー	熱海市下多賀567-1	7	238	238
(株)平安自動車	沼津市下香貫前原1474-3	4	112	112
(株)アクト	沼津市東間門144	14	468	468
(株)恋路企画	裾野市深良字恋池向3684-1	7	334	334
清観光(株)	富士宮市上条486-1	7	347	347
(有)ドリーム観光バス	駿東郡清水町畑中26-13	30	1,458	1,458
みやび(有)	伊豆市熊坂362-1	6	196	196
小田急ハイウェイバス(株) 御殿場営業所	御殿場市東田中1138-13	12	624	312
(株)御殿場観光バス	御殿場市神場964-17	10	390	390
東富士観光自動車(株) 静岡営業所	駿東郡小山町須走365-3	6	159	159
(株)伊豆バス	賀茂郡松崎町道部60-2	9	391	391
(株)それいゆ観光	田方郡函南町平井18-8	2	52	52
トウブ急行(株)	沼津市岡宮字中ノ土手1349-14	0	0	0
長岡運輸(株)	伊豆の国市長岡399-2	7	234	234
(株)ふじよし	御殿場市板妻582-16	10	367	367
韮山観光(株)	伊豆の国市南条919	3	73	73
富士交通(株)	富士市瓜島町100番地	5	148	148
しずてつジャストライン(株) 西久保営業所	静岡市清水区高橋町2187-6	81	5,293	2,730
しずてつジャストライン(株) 鳥坂営業所	静岡市清水区鳥坂1292	94	6,607	3,406
しずてつジャストライン(株) 小鹿営業所	静岡市駿河区小鹿2丁目25-57	52	3,923	2,108
しずてつジャストライン(株) 唐瀬営業所	静岡市葵区岳美12-57	51	3,536	1,915
しずてつジャストライン(株) 丸子営業所	静岡市駿河区丸子4丁目2-60	74	4,635	2,400
しずてつジャストライン(株) 岡部営業所	藤枝市岡部町内谷700-1	61	3,821	1,937
しずてつジャストライン(株) 相良営業所	牧之原市菅ヶ谷1026-1	57	3,465	1,757
しずてつジャストライン(株) 浜岡営業所	御前崎市池新田5454-1	39	2,701	1,430
ジェイアール東海バス(株) 静岡支店	静岡市駿河区中村町428-1	25	1,027	627
静鉄ジョイステップバス(株) 焼津営業所	焼津市塩津294-5	44	2,086	2,086
静鉄ジョイステップバス(株) 掛川営業所	掛川市葛川字山崎452-1	13	678	678
(株)アンビ・ア	焼津市栄町2-2-21	24	1,212	1,212
丸勇交通(株)	静岡市清水区高橋5-11-49	6	339	339
レジャー開発(株)	静岡市葵区西草深町21-7	5	171	171
イハラ観光(株)	静岡市清水区八坂東2-15-25	19	763	763
セイシン観光バス(株)	静岡市葵区瀬名4-7-77	21	811	811
吉田観光(株)	榛原郡吉田町神戸790-5	25	1,120	1,021

(2) 静岡県バス協会会員乗合・貸切旅客自動車の保有車両

(令和5年4月1日現在・静岡県バス協会)

輸 送 機 関	所 在 地	輸送台数 (台)	輸送能力 (人)	座席概算
ミナト商事(株)	焼津市田尻2890-2	3	139	139
スルガ観光(株)	榛原郡吉田町神戸3001-1	13	532	532
静岡交通株式会社 本社営業所	静岡市清水区由比572-3	7	265	48
静岡交通株式会社 静岡営業所	静岡市駿河区広野4-8-21	3	159	159
つかさ観光バス株式会社	静岡市清水区下野緑町8-7	3	84	84
(株)カナヤ観光	島田市金谷栄町348-20	5	134	134
中部観光バス(株)	焼津市岡当目86-3	3	83	83
(株)大鉄アドバンス 金谷自動車営業所	島田市金谷東2丁目34-10	20	939	939
(株)大鉄アドバンス 静岡自動車営業所	静岡市駿河区西脇1163-3	11	570	570
(株)大鉄アドバンス 千頭営業所	榛原郡川根本町千頭1236-35	7	384	190
ミズノグループ(株)	牧之原市静谷2545-98	6	288	288
(株)KMSバス	静岡市駿河区下川原6-26-1 2F北	5	212	212
(有)アリガガステム	静岡市駿河区中田本町62-10	0	0	0
ハトリ観光バス(株)	静岡市葵区羽鳥大門町25-67	4	130	130
中央バス(株)	藤枝市大手2-11-1	8	210	210
(株)中央観光静岡バス	静岡市駿河区西脇389-5	0	0	0
(有)中特観光	静岡市葵区唐瀬2-9-48	4	116	116
遠州鉄道(株) 三方原営業所	浜松市北区初生町1107-1	76	4,010	2,750
遠州鉄道(株) 浜松東営業所	浜松市東区豊町2253	59	3,203	2,063
遠州鉄道(株) 浜松西営業所	浜松市西区雄踏町山崎3472-2	68	3,915	2,205
遠州鉄道(株) 細江営業所	浜松市北区細江町気賀414-8	39	2,166	1,296
遠州鉄道(株) 磐田営業所	磐田市岩井2190-1	86	4,472	2,236
掛川バスサービス(株)	掛川市葛川字山崎452-1	11	546	271
ラビット急行(株)	浜松市南区鶴見町539-2	24	1,155	1,155
アクト観光(株)	浜松市東区下石田町1038-1	14	642	642
ジーネット(株)	掛川市梅橋351-1	4	231	115
ニュー浜名湖バス(株)	浜松市中区小豆餅1-19-32	5	154	154
秋葉バスサービス(株)	周智郡森町森2368-1	24	1,618	808
(株)栄和交通 静岡営業所	袋井市山科3300-3	8	407	407
鯪バス(株)静岡さくら営業所	袋井市下山梨2384-3	23	1,026	1,026
浜松バス(株) 本社営業所	浜松市浜北区内野2423-1	67	3,016	2,878
浜松バス(株) 湖西営業所	湖西市新居町中之郷1599-8	5	154	76
(株)平野工業	掛川市上内田1255	9	388	388
(株)オーワ 浜松営業所	浜松市西区伊左地町字北原8773	17	719	719
(有)高田興業	掛川市高田178-3	0	0	0
なゆた観光自動車(有)	浜松市浜北区平口5535-1	10	470	470
(株)第一通商	掛川市大池812-1	7	262	262
(株)エポック	御前崎市塩原新田1269	0	0	0
外山タクシー(株)	浜松市浜北区横須賀271	5	104	104
(有)水窪タクシー	浜松市天竜区水窪町奥領家2955-1	12	219	138
巴観光株式会社	浜松市西区入野町9582	7	280	280
合 計		2,165	116,450	78,182

※輸送台数は乗合バスと貸切バスの合計。

※乗合車両の輸送定員については、立ち席を含む。座席数は輸送定員のおおよそ半数。

19－23 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料
(静岡県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編より)

安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料

1 安定ヨウ素剤配備状況 (単位 丸剤:錠、ゼリー剤:包、散剤:グラム)

市町名等	人口(PAZ・UPZ内)	形態	配備数	連絡先
御前崎市	30,547	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	348,000 1,040 2,200	0537-85-1119
牧之原市	43,803	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	322,000 1,020 2,900	0548-23-0058
菊川市	47,553	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	234,000 1,160 3,700	0537-35-0923
掛川市	115,589	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	529,000 2,660 8,400	0537-21-1131
吉田町	29,217	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	208,000 680 2,100	0548-33-2164
袋井市	88,278	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	492,000 2,280 7,200	0538-86-3703
焼津市	136,623	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	924,000 2,780 8,900	054-623-2554
藤枝市	107,686	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	727,000 2,900 9,100	054-643-3119
島田市	91,598	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	482,000 1,900 6,100	0547-36-7320
森町	3,308	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	36,000 60 200	0538-85-6302
磐田市	123,499	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	838,000 2,740 87,000	0538-37-2114
西部健康福祉センター	-	丸剤	75,000	0538-37-2550
中部健康福祉センター	-	丸剤	75,000	054-644-9273
西部健康福祉センター掛川支所	-	丸剤	75,000	0537-22-3263
中部健康福祉センター榛原分庁舎	-	丸剤	75,000	0548-22-1151
県立総合病院	-	丸剤	76,000	054-247-6111
計	817,701	丸剤 ゼリー剤(16.3mg) ゼリー剤(32.5mg)	5,516,000 19,220 137,800	

市町の連絡先は、防災担当部局とした。
人口:令和5年4月1日現在
各健康福祉センターへの連絡は、県庁地域医療課にまず連絡し、つながらない場合に直接電話するものとする。
県庁地域医療課電話:054-221-2348
配備数は服用対象人数により算出

2 医療活動用資機材配備状況

資機材名称	数量	保管場所
ポケット線計量	100	静岡県立総合病院ほか
電離箱式サーベイメータ	16	静岡県立総合病院ほか
GM式サーベイメータ	99	静岡県立総合病院ほか
NaIシンチレーション式サーベイメータ	18	静岡県立総合病院ほか
傷口モニタ	1	静岡県立総合病院
ホールボディカウンタ	1	静岡県立総合病院
血中γ測定装置	1	静岡県立総合病院

素

平	年	月	日
平	年	月	日
平	年	月	日
平	年	月	日
平	年	月	日
平	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

目次

1. はじめに	1
2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項	1
(1) 効能又は効果	1
(2) 服用方法	2
①服用量.....	2
②服用のタイミング	3
③服用回数.....	3
(3) 服用対象者	4
①服用を優先すべき対象者	4
②40 歳以上の者への効果.....	4
(4) 副作用	5
①副作用の可能性	5
②副作用への対応	6
3. 事前準備	6
(1) 区域別の基本的な枠組み	6
a. PAZ	7
①施設敷地緊急事態で優先的に避難させる者への対応	7
②事前配布対象者	7
③事前配布方法	7
④その他.....	8
b. UPZ.....	8
(2) 情報の伝達手段の確保	9
(3) 調達及び備蓄	9
①備蓄量.....	9
②備蓄場所.....	10
(4) 住民への周知	11
①保管方法.....	11
②更新及び回収	11
③その他.....	12
(5) 緊急配布の準備.....	12
①配布対象者	12
②配布場所及び配布方法.....	12
(6) 訓練.....	13
4. 緊急事態での対応	13
(1) 施設敷地緊急事態.....	13
(2) 全面緊急事態	13

a. PAZ	13
b. UPZ.....	14
5. 地方公共団体職員が屋外で防災関連業務に従事する場合の対応.....	14
参考資料.....	16
安定ヨウ素剤についての Q & A.....	16
検討会資料 1.....	18
検討会資料 2.....	19
報告書別添 1.....	20
報告書別添 2-1.....	21
報告書別添 2-2.....	22
報告書別添 2-3.....	23
引用文献	24
「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合 報告書（概要版）	26

1. はじめに

平成25年(2013年)7月に原子力規制庁は、原子力災害対策指針（平成24年原子力規制委員会告示第5号）に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、「緊急被ばく医療に関する検討チーム」での議論等を踏まえ、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（以下「解説書」という。）を取りまとめた。

他方、緊急防護措置としての安定ヨウ素剤の服用等に関する国際的なガイドラインについては、世界保健機関（WHO）が1986年のチェルノブイリ原子力発電所事故後の1989年に取りまとめ、その後、小児甲状腺がんのリスクに関する知見に基づき1999年に改正した(Guidelines for iodine prophylaxis following nuclear accidents)^[1]。さらに本ガイドラインは、2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故に対する2015年のIAEA報告書において安定ヨウ素剤の服用等における新たな指針の必要性が明らかにされたことを受け、安定ヨウ素剤の服用等に関して明らかとなった課題に対し、放射線災害における公衆衛生対策を支援することを目的として2017年に改正された（Iodine thyroid blocking: Guidelines for use in planning for and responding to radiological and nuclear emergencies）（以下「WHOガイドライン2017年版」という。）^[2]。

また、その他にも関係する地方公共団体から安定ヨウ素剤の事前配布方法の簡便化に係る要望が挙がっているところである。

このような状況を踏まえ、平成30年(2018年)11月21日の第42回原子力規制委員会において、「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置することが了承された。検討チームにおいては、WHOガイドライン2017年版に示された内容等を踏まえ、安定ヨウ素剤の効能又は効果、適切な服用のタイミング、服用を優先すべき者への配慮、副作用等について、医学的見地等に基づき解説書の記載内容の確認を行い課題を抽出するとともに、関係する地方公共団体の実情等を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布方法等に係る課題について検討することとされた。

検討チームでは、平成30年(2018年)12月から計3回にわたり、公開の場において医学的見地等に基づいた所要の議論を行い、「WHOガイドライン2017年版及びそれを踏まえた課題」及び「安定ヨウ素剤の配布方法等に係る課題」について、報告書を取りまとめた。原子力規制庁では、この報告書を基に解説書の改正を行った。今後、新たな知見等を踏まえ、必要に応じて解説書を見直すものとする。

なお、この解説書に示す内容の適用対象者は住民であり、一部の記載（14ページ）を除き、防災業務関係者に対するものではない。また、読者は地方公共団体職員、公衆衛生の専門家等を想定している。

2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項

(1) 効能又は効果

原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する^[3, 4, 5, 6]。また、その影響は年齢が低いほど大きい^[6, 7]。

安定ヨウ素剤とは、放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムである。放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中のヨウ素濃度が高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される¹⁰⁾。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。ただし、安定ヨウ素剤の効能又は効果は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではない。安定ヨウ素剤は甲状腺以外の内部被ばく及び希ガス等による外部被ばくには全く効果がなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要である。

(2) 服用方法

①服用量

安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量（1 回分）を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。

表 安定ヨウ素剤の適切な服用量（1 回分）

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後 1 か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1 包
生後 1 か月以上 3 歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2 包 又は ゼリー剤（32.5mg）1 包
3 歳以上 13 歳未満	38	50	丸剤（50mg）1 丸
13 歳以上	76	100	丸剤（50mg）2 丸

生後 1 か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1 包、生後 1 か月以上 3 歳未満の者はゼリー剤(16.3mg) 2 包又はゼリー剤(32.5mg)1 包を服用する。

3 歳以上 13 歳未満の者は丸剤 1 丸、13 歳以上の者については 2 丸を服用することとする。7 歳以上 13 歳未満の者はおおむね小学生に、13 歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学 1～6 年生に対しては丸剤 1 丸、中学生以上に対しては丸剤 2 丸を配布することが適当である。

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な 3 歳以上 13 歳未満の者はヨウ化カリウム 50mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1 包＋ゼリー剤（32.5mg）1 包」）を服用し、丸剤の服用が困難な 13 歳以上の者はヨウ化カリウム 100mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2 包＋ゼリー剤（32.5mg）2 包」、「ゼリー剤（32.5mg）3 包」）を服用する。

参考までに、WHO ガイドライン 2017 年版においては安定ヨウ素剤の適切な服用量（1 回分）は、ヨウ素量として 3 歳～12 歳までは 50mg、12 歳を超えると 100mg とされているが、表に示されたヨウ素量で十分な効能又は効果が得られることは過去の文献からも明らかである^[9]。

なお、消毒液やうがい薬として市販されているヨウ素含有医薬品は経口摂取時の安全性が確認されておらず、ヨウ素含有量が高い食品については消化吸収等に時間を要する^[10]ことから、原子力災害時の防護措置として、安定ヨウ素剤の代わりにヨウ素含有医薬品及び食品で摂取することは不適切である（検討会資料 1）。

②服用のタイミング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより^[11]、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる^[12]。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後 8 時間であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている^[12]。なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも 24 時間は持続することが認められている^[11]。

また、甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ素にばく露後 24 時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積した放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある^[13, 14]。

このように、安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要であり、平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある。また、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急時の配布手段の設定等の平時からの準備が必要となる。

③服用回数

服用回数は原則 1 回とし、複数回の服用をしなくてよいように住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの可能性が 24 時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24 時間の間隔を空けて服用することとする。複数回の服用についても、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合のみ服用する。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく健康影響を受けやすい妊婦、授乳婦及び新生児も含めて、状況によっては複数回の服用が必要となる可能性もある。妊婦、授乳婦及び新生児は WHO ガイドライン 2017 年版において複数回の服用を避けるべき対象者とされているものの、このような状況においても、特に妊婦、授乳婦及び新生児が、服用指示が出された際に服用をちゅうちょすることがないように、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

なお、特に新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症の確認については配慮が必要であり、2. (4) ②副作用への対応に記載している。

(3) 服用対象者

①服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく¹の健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦¹、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大 1/4 程度が母乳に移行するとされているため^[15, 16, 17, 18]、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が18歳未満の者では成人の3倍であるという報告があり^[19]、年齢が18歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に6歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる^[3, 20, 21, 22]。

なお、妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等は、一般的に薬剤服用に対する抵抗感を持っていると考えられるため、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であることを周知する必要がある。

②40 歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず^[23]、チェルノブイリ原子力発電所事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは18歳未満の者である^[19, 24, 25]。また、WHOガイドライン2017年版においては、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている^[2]。

したがって、40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低い¹が、40歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大

¹ 胎盤を通じて放射性ヨウ素にばく露される可能性のある胎児への健康影響に配慮する必要がある。

きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかである。

(4) 副作用

①副作用の可能性

安定ヨウ素剤の副作用としては、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響が考えられる。

ヨード系造影剤により引き起こされるようなアナフィラキシーショックを含むアレルギー反応は、ヨウ素含有量や投与方法等が異なり、安定ヨウ素剤の服用で生じる可能性は極めて低い（検討会資料²⁾）。また、安定ヨウ素剤に含まれるヨウ化カリウムによりアレルギー症状が生じる可能性は極めて低く、ヨウ化カリウム以外の添加物についても、他の薬剤及び食品添加物として汎用されている使用実績や、含有量が微量である点からも安全性は極めて高いといえる。甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、単回服用で生じる可能性は極めて低い。

チェルノブイリ原子力発電所事故時に安定ヨウ素剤の服用を実施したポーランドでは、5,061名の成人のうち2名が緊急対応を必要とする気管支ぜん縮症を発症したが、どちらも既に重度の気管支症を発症しており、安定ヨウ素剤の服用との明確な因果関係は示されていない。また、12,641人の16歳未満の者を含む34,491人において、永続的な甲状腺機能障害は見られなかった。生後1日目に安定ヨウ素剤を服用した新生児3,214人では、甲状腺機能低下症が12名（0.37%）に認められたが、16～20日後にはすべて正常化したことが報告されている^{[1], [26]}。東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者のうち約2,000人が安定ヨウ素剤を服用した。急性のアレルギー反応の報告はなかったが、安定ヨウ素剤を連続14日間以上又は合計20丸服用した229人（すべて男性）中3人（1.3%）に、血液検査で一過性の甲状腺機能低下症が疑われた。また、229人中4人（1.7%）に血液検査で潜在性の甲状腺機能低下症が疑われたが、一般人口における比率との違いは認められなかった^[27]。

以上から、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

また、安定ヨウ素剤に含まれるカリウム量は、食品に含まれる量と比較すると僅かであり、成人の1回分の服用量である安定ヨウ素剤2丸中に含まれるカリウム24mgは、以下に示す食品の可食部100g中に含まれる量と比較すると、食パン 1/4、バナナ 1/15、納豆 1/29～1/28、焼き芋 1/23、カツオ生食 1/18～1/16、焼きイワシ 1/15と同量程度である^[28]。したがって、「安定ヨウ素剤の配布・服用に係る確認書」（報告書 別添 2-3）における「慎重服用項目」及び「相互作用の可能性がある薬剤」について、適量の服用であれば健康影響が生じる可能性は極めて低く、該当する者が安定ヨウ素剤の配布及び服用に際し不利益を被ることのないよう、配布に携わる者への周知が必要である。

②副作用への対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入れ可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行う必要がある。

また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、妊婦の単回服用の場合、一般成人のデータによると甲状腺機能は正常範囲内の一過性の変化であると考えられ、経過観察を優先すべき対象者は新生児²である。

服用後数日以降の経過観察について、特に新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症については配慮が必要であり、血液検査等による確認を行うことが考えられる。

【医薬品副作用被害救済制度について】

医薬品を国が承認した「①使用目的・②使用方法」に従って適正に使用したにもかかわらず、発生した副作用により健康被害を受けた場合に、医療費・医療手当や障害年金など各種の給付を行う「医薬品副作用被害救済制度」が設けられている（給付のうち、医療費・医療手当は入院治療を要する程度の健康被害が生じた場合に対象）。

安定ヨウ素剤は、本制度の対象となる許可医薬品等に含まれており、医薬品副作用被害救済制度の対象となっている。

安定ヨウ素剤の添付文書の「用法・用量に関連する使用上の注意」には、「①放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防・低減を目的」として、「②国等の指示に従い服用すること」と記載されているので、国又は地方公共団体の指示に従わず自己判断等で服用して健康被害が生じた場合は、「②使用方法」が適正ではないため、本制度の対象外となる可能性がある。

複数回の服用を行った場合について、国又は地方公共団体の指示の下に複数回の服用を行った場合には本制度の対象となるが、給付の対象となるかどうかについては、個別に判断される。

他の賠償制度等の救済制度との重複について、安定ヨウ素剤について賠償の責任を有する者（例えば医薬品製造販売業者等）が明らかな場合は、本制度による給付は行われないが、その他の場合には、重複して給付を受けることが可能である。

3. 事前準備

（1）区域別の基本的な枠組み

原子力災害が発生した場合に住民等への防護措置を効果的に行うために、原子力災害対策重点区域が定められている。具体的には、原子力施設からおおむね半径 5km を目安として予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）と、原子力施設からおおむね半径 30km を目安として「緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。）がそれぞれ定められている。安定ヨウ素剤の配布及び服用についてもその区域ごとに対応することが必要である。

² 安定ヨウ素剤を服用した時点で新生児であった乳児も経過観察の対象となる。

a. PAZ

全面緊急事態に至った場合には、避難の際に、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用する。このような速やかな服用を可能とするためには、地方公共団体はこの区域の対象住民に対して事前に安定ヨウ素剤を配布しておく必要がある。

① 施設敷地緊急事態で優先的に避難させる者への対応

妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者に加え、安定ヨウ素剤の服用不適切項目（報告書 別添 2-3）に該当する者（以下「服用不適切項目該当者」という。）等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したものについては、地方公共団体が事前に把握し、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の予防的防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。

地方公共団体は、これらの者について事前に把握するよう努めるとともに、緊急時における防護措置として、施設敷地緊急事態の段階で優先的に避難することを併せて知らせておくことが重要である。

② 事前配布対象者

事前配布対象者は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響に照らし、原則として40歳未満の者とするのが適当である。また、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で挙児希望のある女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には事前配布をすることとしてもよい。その際、安定ヨウ素剤を十分に供給できる体制としておくことが重要である。

事前配布の際には、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明し、それらを記載した資料とともに安定ヨウ素剤を配布する。また、必要な量以上の安定ヨウ素剤を事前配布してはならない。加えて、安定ヨウ素剤を受領した者に関する管理簿を作成し記録を残す必要がある³。

③ 事前配布方法

事前配布に当たっては、地方公共団体は、原則として医師による住民への説明会を定期的に行う必要がある。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力を要請することができる。地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる保健所等の公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。

³ PAZ 外の住民であっても、PAZ 外から PAZ 内の保育所、幼稚園、学校等に通う者及び事業所等に通勤する者に対して、PAZ 内の住民と同様の方法で事前配布することとし、このための安定ヨウ素剤を保育所、幼稚園、学校、事業所等に備蓄することができる。ただし、この場合においても一人ずつ事前配布の手続きを行う必要がある。

また、地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法等を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできる（報告書 別添 1）。地方公共団体は、住民への説明会に参加できない住民に対して、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で安定ヨウ素剤を受領できるよう対応する必要がある。

説明会又は地域の薬局等においては、住民が安定ヨウ素剤を受け取る際に、住民が記載したチェックシート（報告書 別添 2-1）に照らし合わせて、保健師、薬剤師等の専門職が確認書（報告書 別添 2-3）を記載し、安定ヨウ素剤の取扱いに係る留意事項について理解しているか等を確認するため、受領書（報告書 別添 2-2）に記入及び提出をさせることが必要である。

④その他

収集した受領書等の情報は個人情報であり、十分注意して適切に取り扱い、かつ緊急時に必要となる状況に備え、遅滞なく活用できる方法で保管することが必要である。

歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者については、家族等による代理受領⁴が可能である。ただし、地方公共団体は、代理受領に来た家族等に対して、依頼者に資料を手渡し、説明内容を伝達することが必要である旨を伝えた上で、受領書に記入及び提出をさせる必要がある。なお、受領書の記載事項により、代理受領を依頼した者が服用不適切項目該当者であることが判明した場合には、安定ヨウ素剤を配布せず、かかりつけ医等に判断を仰ぐよう代理受領に来た家族等に求める必要がある。

地方公共団体は、安定ヨウ素剤を受領した者に、第三者に譲り渡すことや、自分以外の者に服用させてはならないことを指導する必要がある。

b. UPZ

全面緊急事態に至った場合には、屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転の防護措置が講じられる。安定ヨウ素剤は、この避難又は一時移転の際、原子力規制委員会が配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、住民はその指示に従う。

地方公共団体は、避難又は一時移転の際に安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制を整備する必要がある。また、安定ヨウ素剤の緊急配布に当たって、ゼリー剤の供給ができない場合等に散剤を使用する場合には、集合場所、避難所等において薬剤師又は訓練を受けた医療従事者若しくは地方公共団体職員（以下「薬剤師等」という。）が散剤から液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を整備する必要がある。

なお、PAZ 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述の PAZ 内の住民に事前配布する手順を

⁴ 代理受領する者は、家族や生活を共にする親族等に限定され、例えば町内会長等の地域の代表者が一括して受領することはできない。乳幼児等については保護者等が受領書に記入することで問題ない。

採用して、行うことができる。

(2) 情報の伝達手段の確保

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されるため、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体は服用の指示を出し、住民等はその指示に基づき服用する。

ここで、住民等に安定ヨウ素剤を適切に服用させるためには、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示を服用すべき住民等まで速やかに伝達することが必要となる。したがって、各家庭のみならず、服用すべき対象者が集まる保育所、幼稚園、学校、病院、会社等に対しても情報提供を行う等、状況にあわせた情報伝達網の整備が必要である。例えば、地方公共団体及び国は防災無線や広報車等の地域における伝達手段とともに、テレビ・ラジオ放送やインターネット等を利用した広範な伝達手段を準備し、確実に指示が伝わる体制を整備し、伝わることを事前に確認する必要がある。

また、これらについては、複合災害の発生等により伝達手段に支障が発生することも考慮して、伝達手段を重層的に確保しておくことが必要である。

(3) 調達及び備蓄

現在、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることを目的とした医薬品として国内で承認されている安定ヨウ素剤には丸剤、ゼリー剤及び散剤の剤型がある。地方公共団体は、緊急時に3歳未満の乳幼児を対象としてゼリー剤を、3歳以上の者を対象として丸剤を調達し備蓄する必要がある。さらに、丸剤の服用が困難な者に対する配慮も必要である。

なお、散剤を使用する場合には、液状の安定ヨウ素剤を散剤から調製する必要があるが、丸剤やゼリー剤とは異なり、散剤は劇薬に指定されている薬剤であるため、他の薬品と区別して貯蔵する等、安全に取り扱わなければならない。散剤の入った容器は調製が必要になるまで開封してはならない。なお、散剤を備蓄する場合には、調製するための器材等（計量器、水等）を含める必要がある。調製は、原則として薬剤師等により避難所等で行うものとする。

①備蓄量

地方公共団体は、緊急時の安定ヨウ素剤の配布に備えて、各地域に応じた必要数を備蓄する必要がある。備蓄量⁵については、緊急時の配布に備えた住民の人口分だけではなく、事前配布対象者のうちの未配布者、当該地域の園児、児童、生徒、学生、勤務者、旅行者等の一時滞在者の数等も見込み、余裕をもった数の安定ヨウ素剤を備蓄しておくことが必要である。

⁵ 備蓄量の検討においては、当該地域で活動する災害対応業務従事者への緊急配布等も考慮する。当該備蓄場所が配布場所となる場合や当該備蓄場所から配布場所に運ぶ場合等を想定し、速やかに配布できるよう備蓄場所ごとに必要な備蓄量を検討する。

②備蓄場所

安定ヨウ素剤が必要な者に確実に安定ヨウ素剤を配布するためには、事前配布に加え緊急時に速やかに配布できるよう備蓄場所⁶に配慮する必要がある。さらに、複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講ずる必要がある。

具体的には以下の場所が挙げられる。

- ・避難経路に近接した公共施設：

避難する住民に対し速やかに安定ヨウ素剤を配布するためには、避難経路を事前に設定し、その経路に近接した公共施設に備蓄しておく。

- ・避難所等：

避難所等において、安定ヨウ素剤を持っていない住民等へ配布できるように備蓄しておく必要がある。

- ・保育所、幼稚園等：

PAZ 内において、乳幼児は施設敷地緊急事態で優先的に避難する対象者に該当するが、避難できない場合に備え、PAZ 内の保育所、幼稚園等は、3 歳未満の乳幼児を対象にゼリー剤を、3 歳以上の幼児を対象に丸剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

PAZ 外の保育所、幼稚園等においては、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい園児等が存在することや、一般的に保育所、幼稚園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いものの、園庭等が避難の際の集合場所等に活用できる可能性があることから、丸剤及びゼリー剤の備蓄の必要性が高い。また、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

- ・学校等：

PAZ 内の学校（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい児童、生徒、学生等が存在することから、全面緊急事態に至った場合に児童、生徒、学生等が安定ヨウ素剤を服用した上で速やかに避難することができるよう安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

一方、PAZ 外の学校は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい児童、生徒、学生等が存在することや、校舎や体育館等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、児童等や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

- ・病院、福祉施設、放射線防護対策施設等：

病院、福祉施設、放射線防護対策施設等では患者、入居者、それらを看護又は介護する職員等が服用するための安定ヨウ素剤の備蓄が必要である。

- ・保健所、保健センター等：

保健所、保健センター等は災害時に住民が集まる可能性が高く、医師、薬剤師、保健師等の医

⁶ 住民が UPZ 外にある配布場所において緊急配布を受ける場合に備えて、安定ヨウ素剤を UPZ 外の備蓄場所に備蓄することも考えられる。

療従事者が所在することから、安定ヨウ素剤の備蓄及び配布場所として適している。

なお、備蓄する安定ヨウ素剤については、その備蓄場所にかかわらず、地方公共団体の管理下で適切に保管する必要がある。

(4) 住民への周知

①保管方法

安定ヨウ素剤の保管は家庭等において常温で可能であり、直射日光の当たらない、湿気の少ない場所に保管すべきである。また、温度が高い場所に長期間放置することは避けるべきである。さらに、緊急時に即時に服用できるよう取り出しやすい場所に保管する必要がある。

地方公共団体は、「薬箱のように用途が明確で覚えやすい場所に保管する」、「非常時に必ず持ち出す防災用品と一緒に保管する」等の工夫例を事前配布の際に住民に紹介することが、誤飲、紛失等の防止に有効である。

また、ゼリー剤の安定ヨウ素剤は甘味料が入っていること等により服用しやすいため、平時に子どもが誤って服用しないよう保管について工夫が必要である。

誤飲、紛失等の防止や緊急時の服用方法の周知等について、包装等の工夫をしている地方公共団体の例があるが、このような地方公共団体の良好事例を集約して情報共有し、更なる工夫を重ねる必要がある。

②更新及び回収

転出等により安定ヨウ素剤が不要になった場合には市町村役場等でその手続を行う際に地方公共団体に返却することを、配布の際に指示する。これらの事項については、受理した住民が理解したことを確認するため、受領書に記入及び提出をさせることとする。なお、不要となった安定ヨウ素剤は、薬局に返却することもできる。

転入者に対しては、転入手続の際に、安定ヨウ素剤の事前配布に係る説明会の日程及び場所を知らせる等、安定ヨウ素剤の配布について情報を提供する。

また、生後1か月未満の乳児が生後1か月に達した場合、3歳未満の乳幼児が3歳に達した場合、子どもが13歳になった場合等、安定ヨウ素剤の服用量や剤型の変更が必要となる者の保護者等を対象とした定期的な情報提供を行うなど、安定ヨウ素剤の事前配布に係る仕組みの周知に努める必要がある。

現在の安定ヨウ素剤の使用期限について、丸剤は5年、ゼリー剤及び散剤は3年であるため、使用期限が切れる前に新しい薬剤に更新する必要がある、地方公共団体は、更新時期について住民に周知する必要がある。更新の際には使用期限が切れる前に安定ヨウ素剤を持参してもらい、3. (1) a. ③事前配布方法に示された方法で、当該薬剤と交換で新しい薬剤を配布する。

なお、住民が安定ヨウ素剤を紛失した場合には、地方公共団体は、その旨を連絡させ、改めて配布の手続を行わなければならない。

③その他

地方公共団体は、安定ヨウ素剤を服用する可能性がある地域の住民に対し、2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項に示した内容について平時から理解を得るため、簡潔で分かりやすい情報を発信する必要がある。

例えば、地域の薬局等を活用した事前配布や薬剤の回収を行う際に、住民に周知するためのステッカーやポスターを分かりやすく掲示する等の工夫が考えられる。

また、地方公共団体は、住民からの個別の問合せにも対応する体制を整えておく必要があり、平時の住民からの問合せ窓口を、安定ヨウ素剤の事前配布に係る説明会等で周知する必要がある。住民からの問合せに対する回答については一問一答形式の例を参考資料（安定ヨウ素剤についての Q&A）に示す。

(5) 緊急配布の準備

①配布対象者

全面緊急事態に至った際の安定ヨウ素剤の緊急配布に当たって、現場の混乱による避難の遅延等が生じないよう配慮を行った上で、年齢にかかわらず配布対象としてもよい。その際、安定ヨウ素剤の備蓄量を十分に確保しておくことが重要である。

安定ヨウ素剤の事前配布を行う地域においては、住民が事前配布されたものを紛失した場合や外出先から直接避難する場合に備えて、避難の際に緊急配布を行えるように必要な備蓄量を確保しておく必要がある。なお、住民のみならず、該当地域にいる一時滞在者等に対しても配布することを想定し、必要な備蓄量を確保しておく必要がある。

また、服用の指示があった際に、3. (3) ②備蓄場所に示す安定ヨウ素剤が備蓄されている場所にいる場合には、備蓄されている安定ヨウ素剤を受け取り、服用して避難することを住民に周知しておく必要がある。

②配布場所及び配布方法

事前配布を行わない地域においては、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転に併せて安定ヨウ素剤を配布及び服用する場合があるため、配布場所及び配布方法を事前に定めて準備を行い、住民に周知しておく必要がある。

なお、緊急配布用に準備している安定ヨウ素剤についても、使用期限が切れる前に新しい薬剤に更新し、適切に廃棄等する必要がある。

○配布場所

- ・ 備蓄場所と同じ又はその近隣の施設を配布場所に指定する。
- ・ 避難経路上⁷、住宅地の近くで交通の便が良い場所等の住民が避難の際に容易に立ち寄れる所を配

⁷ 避難経路上にある配布場所で緊急配布を行う場合において、例えばその配布場所が避難指示の対象となっている地域内にある場合には、配布に時間を要することで避難が遅れが生じることを防ぐため、配布よりも避難を優先する必要がある。

布場所に指定する。

- ・住民の人口分布等を踏まえて、配布対象者数や地理的な偏りがないように配布場所を指定する。

○配布方法

- ・緊急時の配布に当たって散剤を使用する場合には、集合場所や避難所等において、薬剤師等が散剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を準備する。
- ・避難する際に搭乗するバスや、屋内にある集合場所で配布する。
- ・住民が配布のため屋外に並ぶことを避け、屋内や車内で待機できるように配布場所を指定する。

(6) 訓練

緊急時における安定ヨウ素剤の適切な取扱いのためには、訓練が不可欠である。原子力防災の訓練に、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関連した訓練を含める等、原子力事業者、地方公共団体、警察、消防、医療機関、薬局、学校等の職員、住民等の訓練参加者の誰もが安定ヨウ素剤の服用手順等について習熟できるように訓練を行うべきである。また、訓練の結果を踏まえ、手順等を見直すことが必要である。

4. 緊急事態での対応

(1) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態に至った際には、PAZ内では安定ヨウ素剤の服用のための準備を行う必要がある。具体的には、防災無線や広報車等を用いて、PAZ内の住民に事前配布した安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。

妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者に加え、服用不適切項目該当者等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したものについては、地方公共団体が事前に把握し、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の予防的防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。また、避難の実施により健康状態の悪化が予想される者は受入れ体制が整備されてからの移動が望ましい。

なお、乳幼児は、原則として保護者等が同伴の上で優先的に避難させるが、保護者とともに避難できない場合は、保育士等が付き添って避難し、避難場所等で保護者等に引き渡すなどの対応をとる必要がある。

(2) 全面緊急事態

a. PAZ

全面緊急事態に至った場合には、原則として、原子力規制委員会が避難及び安定ヨウ素剤の服用

の必要性を判断し、その判断に基づき、直ちに、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、住民等はその指示に従い服用する。

この指示は、事前準備で定められた方法で、各家庭や学校、会社等にいる者全員に伝達する必要がある。ただし、連絡手段の断絶等により、原子力災害対策本部からの指示を受けることができない不測の事態が生じた場合等には、地方公共団体が原子力災害対策指針の内容と照らし合わせて、服用の判断を行うことも可能である。

服用指示を出した際に自宅にいる者は事前配布された安定ヨウ素剤を、学校、会社等にいる者はそこで備蓄されている安定ヨウ素剤を服用する。

事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない場合は、地方公共団体が避難の際に緊急配布⁸する安定ヨウ素剤を服用する。

なお、避難行動により健康状態の悪化が予想される者は、可能な限り放射性ヨウ素の吸入を避けることができる屋内⁹に退避し、安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、配布された安定ヨウ素剤を服用する。

b. UPZ

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難又は一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出し、住民はその指示に従う。

事前配布されていない地域の者には、避難又は一時移転の際、必要な場合に備蓄してある安定ヨウ素剤を地方公共団体職員¹⁰等が備蓄場所から搬出して配布し、指示に従い服用させる。この際、地方公共団体はあらかじめ指定している配布場所を経由する避難経路を設定する、家族の代表者に配布する、複数の受渡し窓口を設ける等、避難や服用を遅延させない工夫や、車中や屋内で配布する等の被ばくを避けるための方策を講じる必要がある。

安定ヨウ素剤の備蓄に限りがある場合には、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布を行うべきである。

UPZ内であっても事前配布を行っている地域では、服用指示の時期はPAZ内とは異なるものの、指示後の手順は基本的にはPAZ内と同様のものとする。

5. 地方公共団体職員が屋外で防災関連業務に従事する場合の対応

避難地域における住民の避難誘導、連絡等のために、全面緊急事態以降において屋外で防災関連業務に従事する可能性のある地方公共団体職員は、当該業務を開始する際に各所属機関から安定ヨウ素

⁸ 緊急配布の場合の受領書については、事前配布の場合と同様に取り扱うことが望ましいが、時間的制約等により対応が困難な場合には、口頭による確認等で代替することも考えられる。

⁹ 放射性ヨウ素の吸入を避けるための措置として、換気扇を停止すること、窓やドアを閉めること等が有効である。

¹⁰ 原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合（当該緊急配布のために液状の安定ヨウ素剤を必要とする者に対して地方公共団体職員が調製する場合を含む。）は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、医薬品医療機器等法、医師法等の関係法規上の違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においてはできる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。

剤の配布を受けて携行し、服用の指示に基づき服用する。これらの業務に携わる可能性がある者は、事前に防災業務関係者としての教育研修を受けるか、それに相当する防護知識を習得しておくことが望ましい。

安定ヨウ素剤を携行していない防災業務関係者がいる場合には、各所属機関から安定ヨウ素剤を緊急配布し、又は近隣の配布場所で配布する必要がある。また、業務が1日以上継続する場合には複数回の服用も考慮しなければならない。業務が長期間に及ぶ場合には、交代要員を確保する等により、安定ヨウ素剤を複数回服用する必要のない環境を整えることが望ましい。

安定ヨウ素剤を複数回服用する可能性のある業務には、妊婦、授乳婦及び妊娠可能な女性は除くべきである。

参考資料

安定ヨウ素剤についての Q & A

Q 1 : 安定ヨウ素剤とはどのようなものですか?

A 1 : 安定ヨウ素剤はヨウ化カリウムを内服用に製剤化したものです。原子力災害時に放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることを目的として承認されている医療用医薬品で、丸剤、ゼリー剤及び散剤があります。3 歳未満の乳幼児や丸剤の服用が困難な方にはゼリー剤又は散剤を使用しますが、散剤は水等で溶かしてから使用する必要があります。なお、事前に配布する安定ヨウ素剤は丸剤又はゼリー剤です。

Q 2 : 放射性ヨウ素とはどのようなものですか?

A 2 : 放射線を出すヨウ素のことで、呼吸による吸入や口から取り込むことで、血液を介して甲状腺に集積すると、数年後から数十年後に甲状腺がんを発症するリスクを上昇させます。また、年齢が低いほどそのリスクは高くなります。なお、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症については、統計的に有意なリスクの上昇は確認されていません。

Q 3 : 安定ヨウ素剤はどのように働くのですか?

A 3 : 安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素が甲状腺に集積することを防いだり、集積する量を低減したりすることができます。

Q 4 : 安定ヨウ素剤は全ての放射性物質に対して有効ですか?

A 4 : 有効ではありません。安定ヨウ素剤の効果は、放射性ヨウ素が甲状腺に集積することを防いだり集積する量を低減したりすることに限定されています。他の放射性核種による被ばくには全く効果がありません。

Q 5 : 安定ヨウ素剤の代わりになるものはありますか?

A 5 : 昆布やわかめなどの海藻などはヨウ素を比較的多く含む食品ですが、仮に安定ヨウ素剤と同量のヨウ素を含む食品を摂取したとしても、消化・吸収に時間がかかるため、安定ヨウ素剤と同じ効能又は効果は期待できません。また、ヨウ素を含む医薬品（うがい薬・消毒薬等）はそもそも服用することを前提としておらず、ヨウ素以外の成分が多く含まれており、服用することは大変危険な行為です。したがって、安定ヨウ素剤の代わりに、ヨウ素が含まれる医薬品や食品を摂取してはいけません。

Q 6 : 安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか?

A 6 : 安定ヨウ素剤は、国（原子力規制委員会）の判断により、国（原子力災害対策本部）又は地方公共団体が服用を指示します。

Q 7 : 丸剤の服用が難しい人はどうすればいいですか?

A 7 : 丸剤の服用が困難な場合は、服薬補助ゼリー、とろみ調整剤等の服薬補助剤を使用することで服用が容易になる場合があります。また、ゼリー剤又は散剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を使用することもできます。適切な服用方法については医師、薬剤師、保健師等にご相談ください。

Q 8 : 40歳以上の人には事前配布はしないのでしょうか?

A 8 : 40歳以上であっても、妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で妊娠の希望がある女性については、お腹の赤ちゃん（胎児）、母乳を飲んでいる赤ちゃん（乳児）は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響を受けやすいため、事前配布の対象者です。

Q 9 : 副作用が心配です。安定ヨウ素剤を服用しても大丈夫でしょうか?

A 9 : 安定ヨウ素剤の主成分は昆布だしなどの様々な食品に含まれる成分であり、添加物も食品等に含まれる安全性が高いものであることから、アレルギー反応などが生じる可能性は非常に低いです。また、1回の服用で、甲状腺ホルモンの分泌に影響する可能性は非常に低く、副作用の心配はほとんどありません。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいいため、特に妊婦、授乳婦及び子どもは、服用の指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する必要があります。

Q10 : 安定ヨウ素剤はどのように保管すればよいですか?

A10 : 安定ヨウ素剤は直射日光の当たらない、湿気の少ない場所に保管して下さい。また、温度が高い場所（夏の車中、火元の近くなど）に長期間放置することは避けて下さい。薬箱のように覚えやすい場所や非常時に必ず持ち出す防災用品の中に一緒に入れておくという工夫も良いでしょう。

Q11 : 安定ヨウ素剤に使用期限はありますか?

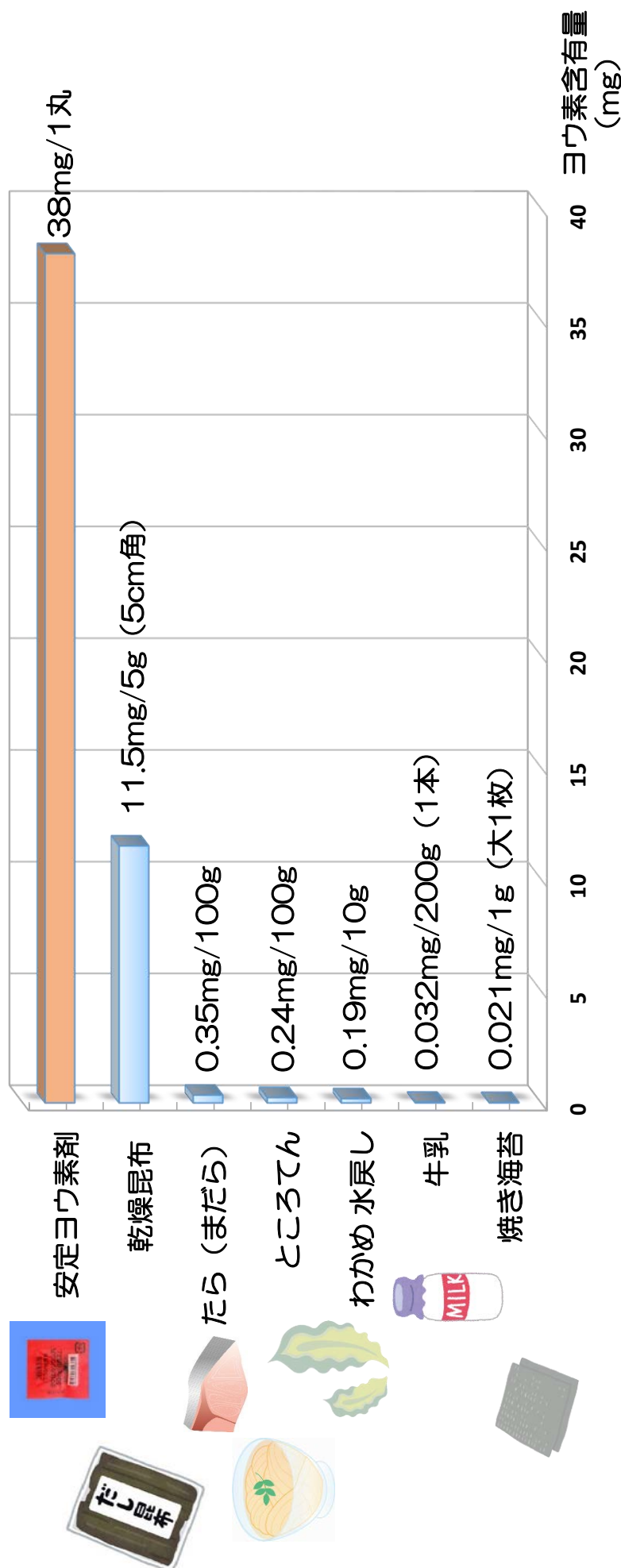
A11 : 安定ヨウ素剤の使用期限は、丸剤は 5 年間、ゼリー剤及び散剤は 3 年間です。
受取りの際に、使用期限を確認し、使用期限が切れる前に新しいものと交換して下さい。

Q12 : 引っ越しなどで安定ヨウ素剤が不要となったらどうすればいいですか?

A12 : 安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させてはいけません。不要となった安定ヨウ素剤を保有している場合には、配布した地方公共団体又は薬局に返却してください。

消化吸収等に時間を要することから、原子力災害時の防護措置として、安定ヨウ素剤の代わりに食品で摂取することは不適切である。

安定ヨウ素剤（1丸）と食品1食分当たりのヨウ素含有量（mg）の比較



「文部科学省 科学技術・学術審議会 資源調査分科会 報告 日本食品標準成分表 2015年版(七訂)」から引用し、ヨウ素を比較的多く含む食品について、可食部100g当たりのヨウ素含有量からおおよそ1食分当たりのヨウ素含有量に換算

ヨード系造影剤と安定ヨウ素剤の比較

	【ヨード系造影剤】 イオパミロン注300 100mL	【安定ヨウ素剤】 ヨウ化カリウム丸 50mg
一般名	イオパミドール	ヨウ化カリウム
投与方法	経尿路・経血管	経口
ヨード含有量	300mg/mL	38mg/丸
浸透圧比 (生理食塩液に対する比)	約3	
分子量	777.09	166
重大な副作用	ショック (0.1%未満) アナフィラキシー様症状 (0.1%未満) 他、腎不全等 (頻度不明)	長期連用によるヨウ素中毒、 ヨウ素悪液質 (いずれも頻度不明)

出典

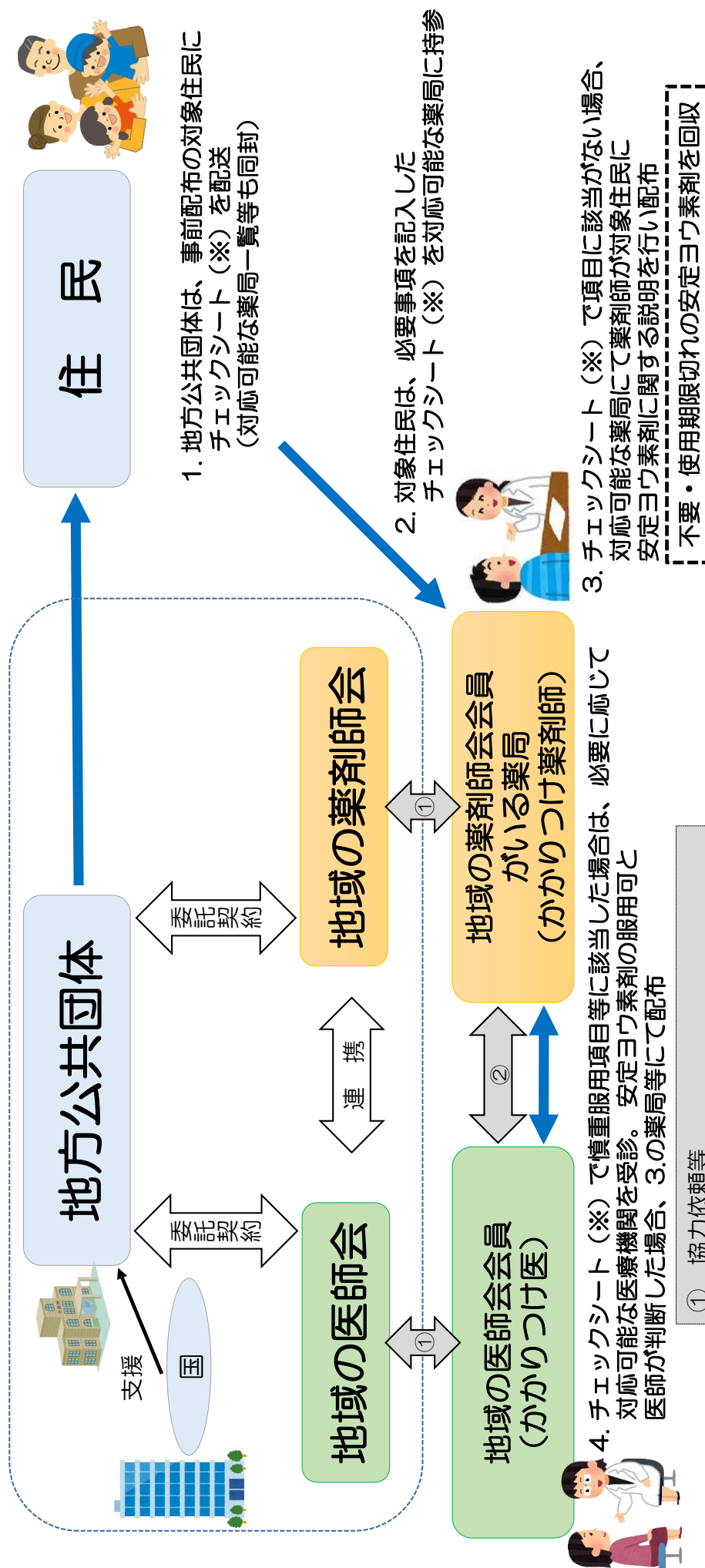
- ・イオパロミン注300シリンジ 添付文書
- ・ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」 添付文書
- ・イソジンガーグル液 7% 添付文書
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって

参考

イソジンガーグル液 7% (ポピドンヨード含嗽液)
ヨード含有量 7mg/ml
重篤な副作用 ショック・アナフィラキシー (0.1%未満)

安定ヨウ素剤事前配布方法のオプションとして 地域の医師会・薬剤師会による配布フローチャート

＜「医師による住民への説明会」の定期的な開催を前提とした上で、地方公共団体・地域の医師会・地域の薬剤師会の協議により導入＞



確認日 年 月 日

〇〇県〇〇部〇〇課

(ここから下をご記入ください)

安定ヨウ素剤に関するチェックシート

お名前 () 年齢 () 歳
 せいねんがっぴ せいれき ねん がっ ちに せいべつ おとこ おんな
 生年月日 西暦 年 月 日 性別 (男 ・ 女)
 われき 和暦

ご家族の分など代理で受け取られる場合は、対象者ごとにチェックシートを記入し提出してください。

安定ヨウ素剤について

- 原子力災害時に放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減するためのお薬です。
 ○ 国や地方公共団体から指示がない限り、飲まないでください。
 ○ 使用期限を確認してください。

あてはまる項目を選び、□にチェック (☑) してください。

1. 今までに以下のお薬や食べ物で具合が悪くなったことはありますか？
 "あり"を選んだ方は、あてはまる項目を○で囲むか、() 内にわかる範囲で具体的に記載してください。
 □なし □あり
 安定ヨウ素剤、うがい薬、消毒薬、ヨード造影剤、昆布、昆布だし、ところてん、海苔、その他 ()
2. 「1. の質問」で"あり"を選んだ方のみ回答してください。1. は、どのような症状でしたか？
 あてはまる項目を○で囲むか、() 内にわかる範囲で具体的に記載してください。
 かゆみ、吐き気、発熱、腹痛、頭痛、皮膚が赤くなる、その他 ()
3. 甲状腺に異常があるといわれたことがありますか？
 □なし □あり
4. 腎臓に異常があるといわれたことがありますか？
 □なし □あり
5. 血圧を下げるお薬を飲んでいますか？
 □なし □あり
6. 何か他の病気はありますか？
 □なし □あり

自由記入欄 何かおたずねになりたいことなどがありましたら、ご記入ください。

住民記載用

確認日 年 月 日

〇〇県〇〇部〇〇課

(ここから下をご記入ください)

安定ヨウ素剤に関する受領書

安定ヨウ素剤の説明を受け、理解できた項目の口にチェック (☑) してください。

■ 確認事項

- 安定ヨウ素剤の効能・効果について説明を受け、理解しました。 ☐
- 安定ヨウ素剤の飲み方や飲む時期について説明を受け、理解しました。 ☐
- 原子力災害が起こったときに、安定ヨウ素剤を飲むこと以外の放射線被ばくを未然に防ぐための取組について説明を受け、理解しました。 ☐

安定ヨウ素剤の受領の際に、ご署名をお願いいたします

■ 安定ヨウ素剤の使用期限

使用期限： 年 月

■ 受領者署名欄

安定ヨウ素剤の服用に関する注意事項の説明を受け、副作用の可能性についても理解し、安定ヨウ素剤を受領いたしました。また、受け取った安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡さず、不要となった場合には地方公共団体若しくは取扱いのある薬局に返却を行います。

受領日： 年 月 日

本人署名： ()

代理受領者の氏名： () 続柄 ()

確認日 年 月 日

〇〇県〇〇部〇〇課

(ここから下をご記入ください)

安定ヨウ素剤の配布・服用に係る確認書

安定ヨウ素剤の受領が可能であるか、対象者のチェックシートと照らし合わせながら、以下の事柄についてご確認ください。該当する項目(☑)がある場合、必要に応じてかかりつけ医等に服用の可否をご相談下さい。

既往歴等

【服用不適切項目】 ☞ 安定ヨウ素剤は服用できません。服用不適切項目該当者として登録が必要です。

☐ 安定ヨウ素剤の成分、ヨウ素(ヨード)に対する過敏症(アレルギー)

【慎重服用項目】

() 内は、以下の疾患に該当する方が安定ヨウ素剤を服用した際に起こり得る症状ですが、

安定ヨウ素剤を適量服用した場合に、健康影響が生じる可能性は極めて低いです。

- | | |
|--|--|
| ☐ 甲状腺機能亢進症(ヨウ素誘発性甲状腺腫) | ☐ 甲状腺機能低下症(症状の悪化) |
| ☐ 腎機能障害(カリウムによる症状の悪化) | ☐ 先天性筋強直症(カリウムによる症状の悪化) |
| ☐ 高カリウム血症(カリウムによる症状の悪化) | ☐ 低補体血症性蕁麻疹様血管炎(過敏症状) |
| ☐ 肺結核(結核の再燃) | ☐ ヨード造影剤過敏症(過敏症状) |
| ☐ ジューリング疱疹状皮膚炎(過敏症状) | |

【相互作用の可能性のある薬剤】

() 内は、以下の薬剤との併用により起こり得る症状ですが、

安定ヨウ素剤を適量服用した場合に、健康影響が生じる可能性は極めて低いです。

- | | |
|--|---|
| ☐ カリウム含有製剤(高カリウム血症) | ☐ リチウム製剤(甲状腺機能低下) |
| ☐ 抗甲状腺薬(甲状腺機能低下) | ☐ カリウム貯留性利尿剤(高カリウム血症) |
| ☐ ACE阻害剤(高カリウム血症) | ☐ アンジオテンシンⅡ阻害薬(ARB)(高カリウム血症) |

【その他 既往歴】

☐ あり (具体的な疾患名等:)

確認事項

受領者は:

チェック

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 安定ヨウ素剤の効能・効果について説明を受け、理解した。 | ☐ |
| 2. 安定ヨウ素剤の服用の方法及びタイミングについて説明を受け、理解した。 | ☐ |
| 3. 安定ヨウ素剤の服用以外の放射線防護及び原子力防災について説明を受け、理解した。 | ☐ |

確認結果	☐ 該当項目なし ☐ 慎重服用項目あり ☐ 服用不適切項目あり ☐ 既往歴あり		
配布の可否	☐ 配布可能 ☐ 配布不可		
配布希望	☐ 配布希望あり ☐ 配布希望なし		
配布内容(※) [歳] 年 月 日時点	☐ ゼリー剤(16.3mg) () 包 ☐ ゼリー剤(32.5mg) () 包 ☐ 丸剤(50mg) () 丸		
配布管理システム登録	☐ 済 (登録日: 年 月 日)		
受領者区分	☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ 受領委任者		
確認者	☐ 保健師・看護師 ☐ 薬剤師 ☐ 医師		
確認者氏名	()		

(※) 生後1ヶ月未満: ゼリー剤(16.3mg) 1包 生後1ヶ月以上~3歳未満: ゼリー剤(32.5mg) 1包
 3歳以上~13歳未満: 丸剤(50mg) 1丸 13歳以上: 丸剤(50mg) 2丸
 なお、丸剤の服用が困難な方には、同量程度のゼリー剤の配布を行うことも可能です。

引用文献

- [1] World Health Organization, “Guidelines for iodine prophylaxis following nuclear accidents,” 1999.
- [2] World Health Organization, “Iodine thyroid blocking: guidelines for use in planning for and responding to radiological and nuclear emergencies,” 2017.
- [3] Kazakov V, et al., “Thyroid cancer after Chernobyl,” *Nature*, 359(6390):21, 1992.
- [4] Likhtarev I, et al., “Thyroid cancer in the Ukraine,” *Nature*, 375(6530):365, 1995.
- [5] Cardis E, et al., “Risk of thyroid cancer after exposure to ¹³¹I in childhood,” *Journal of the National Cancer Institute*, 97(10) 724-732, 2005.
- [6] World Health Organization, “Health effects of the Chernobyl accident and special health care programmes,” 2006.
- [7] Zablotska LB, et al., “Thyroid cancer risk in Belarus among children and adolescents exposed to radioiodine after the Chornobyl accident,” *British Journal of Cancer*, 104(1):181-187, 2011 .
- [8] Eng, Peter HK, et al., “Escape from the acute Wolff-Chaikoff effect is associated with a decrease in thyroid sodium/iodide symporter messenger ribonucleic acid and protein,” *Endocrinology*, 140.8 : 3404-3410, 1999.
- [9] Sternthal E, et al., “Suppression of Thyroid Radioiodine Uptake by Various Doses of Stable Iodide,” *The New England Journal of Medicine*, 303(19):1083-1088, 1980.
- [10] Takamura N, et al., “Urinary iodine kinetics after oral loading of potassium iodine,” *Endocrine Journal*, 50(5):589-593, 2003.
- [11] Verger P, et al., “Iodine kinetics and effectiveness of stable iodine prophylaxis after intake of radioactive iodine: a review,” *Thyroid*, 11(4):353-360, 2004.
- [12] Zanzonico PB, et al., “Effects of time of administration and dietary iodine levels on potassium iodide (KI) blockade of thyroid irradiation by ¹³¹I from radioactive fallout,” *Health physics*, 78(6):660-667, 2000.
- [13] Dietlein M, et al., “Administration of additional inactive iodide during radioiodine therapy for Graves' disease,” *Nuklearmedizin*, 46(3):77-84, 2007.
- [14] Rogowski F, et al., “The influence of non-radioactive iodine (¹²⁷I) on the outcome of radioiodine (¹³¹I) therapy in patients with Graves' disease and toxic nodular goitre,” *Nuclear Medicine Review*, 14(1):9-15, 2011.
- [15] Schneider AB, et al., “Potassium iodide prophylaxis: what have we learned and questions raised by the accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant,” *Thyroid*, 22(4):344-346, 2012.
- [16] Miller RW, et al., “Radioiodine fallout and breast-feeding,” *Radiation Research*, 164(3):339-340, 2005.
- [17] Leung AM, et al., “Breastmilk iodine concentrations following acute dietary iodine intake,”

Thyroid, 22(11):1176-1180, 2012.

- [18] Hamada K, et al., “Effects of inorganic iodine therapy administered to lactating mothers with Graves disease on infant thyroid function,” *Journal of the Endocrine Society*, 1(10):1293-1300, 2017.
- [19] Ivanov VK, et al., “Dynamics of thyroid cancer incidence in Russia following the Chernobyl accident,” *Journal of Radiological Protection*, 19(4):305-318, 1999.
- [20] Williams ED, et al., “Effects on the thyroid in populations exposed to radiation as a result of the Chernobyl accident,” *International Atomic Energy Agency, One Decade After Chernobyl: Summing up the Consequences of the Accident*, 207-230, 1996.
- [21] Pacini F, et al., “Post-Chernobyl thyroid carcinoma in Belarus children and adolescents: comparison with naturally occurring thyroid carcinoma in Italy and France,” *The Journal of Clinical Endocrinology & Metabolism*, 82(11):3563-3569, 1997.
- [22] Yamashita S, et al., “Chernobyl: A decade,” *Elvesier Excerpta Medica*, , 1156:1-613, 1997.
- [23] Furukawa K, et al., “Long-term trend of thyroid cancer risk among Japanese atomic-bomb survivors: 60 years after exposure,” *International Journal of Cancer*, 132(5):1222-1226, 2013.
- [24] United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation, “Evaluation of data on thyroid cancer in regions affected by the Chernobyl accident,” *UNSCEAR White Paper*, 2018.
- [25] International Agency for Research on Cancer, “Thyroid Health Monitoring after Nuclear Accidents,” *IARC Technical Publication No.46*, 2018.
- [26] Nauman J, et al., “Iodide prophylaxis in Poland after the Chernobyl reactor accident: benefits and risks,” *The American journal of medicine*, 94(5):524-532, 1993.
- [27] 原子力安全委員会被ばく医療分科会, “福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した作業員の安定ヨウ素剤内服等について(会議資料 医分第 30-4-3 号),” 2012.
- [28] 文部科学省 科学技術・学術審議会 資源調査分科会, “日本食品標準成分表,” 2015.

「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合 報告書（概要版）

平成31年3月29日

経緯

- 平成25年（2013年）7月に原子力規制庁は、原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用について具体的方策を示す解説書である「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を取りまとめた。
- 2017年に世界保健機構（WHO）は、2015年のIAEA勧告を受けて、安定ヨウ素剤の服用等に関する国際的なガイドラインを改正した「Iodine thyroid blocking – Guidelines for use in planning for and responding to radiological and nuclear emergencies –」。
- 関係自治体から安定ヨウ素剤の事前配布方法の簡便化に係る要望が挙がっている。
- 平成30年（2018年）年11月21日の第42回原子力規制委員会において、「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」を設置することが了承された。
- 検討チーム会合において、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」等の記載内容の確認を行い課題を抽出するとともに、関係自治体の実情等を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布方法等に係る課題について検討し、報告書を取りまとめた。

本検討チームの提言

WHOガイドライン2017 年版及びそれを踏まえた課題について

提言 1 適切な服用のタイミング、他の防護措置との組合せ

適切な服用のタイミングについては、安定ヨウ素剤の服用効果が最大になるよう、服用に係る決定・指示を適切に行うことが重要である。

特に、服用のタイミングの重要性について、平時から住民へ分かりやすく周知する必要がある。

また、安定ヨウ素剤の効能・効果は「放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防・低減」のみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要であることを周知する必要がある。

提言 2 服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの影響として甲状腺がん発症のリスクが高くなることから、妊婦・授乳婦・新生児・乳幼児・小児は、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの観点から、安定ヨウ素剤の服用を最優先すべき対象者である。

提言 3 40歳以上の方への効果

事前配布の対象区域において、対象者は、原則として40歳未満の方と、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で育児希望のある女性を優先とすることが適当である。

ただし、安定ヨウ素剤の供給が十分であることを前提として、40歳以上であっても希望者には事前配布をすることとし、緊急配布では年齢にかかわらず配布対象としても良い。

提言 4 副作用

副作用として、急性期のアレルギー反応が生じる可能性は、安定ヨウ素剤の成分に照らすと極めて低く、また中長期に起こり得る甲状腺ホルモンの分泌異常による健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い。

服用を優先すべき対象者（妊婦・授乳婦・新生児・乳幼児・小児）が、服用指示が出された際に服用を躊躇することがないように、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

提言 5 複数回の服用を避けるべき対象者

服用回数は原則1回とし、複数回の服用をしなくてよいように住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としているが、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの影響を受けやすい妊婦・授乳婦・新生児も含めて、状況によっては複数回の服用が必要となる可能性もある。

このような状況において、特に妊婦・授乳婦・新生児が、服用指示が出された際に服用を躊躇することがないように、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

提言 6 服用後の経過観察

アナフィラキシーショックを含む急性期のアレルギー反応が生じる可能性は、安定ヨウ素剤の成分に照らすと極めて低いが、これに対応できるよう体制を整えておく必要がある。

また、服用後数日以降の経過観察について、特に新生児については甲状腺機能低下症の確認について、新生児を対象とした血液検査によるスクリーニングの機会等を弾力的に活用してはどうか。

安定ヨウ素剤の配布方法等に係る課題について

提言 7 事前配布の対象区域における事前配布方法

地方公共団体が定期的を開催する「医師による住民への説明会」での事前配布を前提とした上で、地域の医師会及び薬剤師会の協力による事前配布方法について、地域の実情に応じてオプションとして導入することが適当である。（別添1参照）

あわせて、住民が記載するチェックシートは、分かりやすく簡潔な内容にすべきである。（別添2参照）

（参考）安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム

本検討チームは、医療等に関する専門家及び原子力規制庁職員で構成され、オブザーバーとして国、地方公共団体の関係者が参加

専門家

- 明石 真言 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 執行役
日本放射線事故・災害医学会 代表理事
- 荒田 尚子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 周産期・母性診療センター
母性内科 診療部長
- 石川 広己 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 高村 昇 国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野
教授
- 永田 泰造 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
- 山口 芳裕 杏林大学大学院医学研究科外科系専攻救急医学分野 教授
杏林大学医学部付属病院 高度救命救急センターセンター長兼診療科長
日本医師会救急災害医療対策委員会 委員長
日本救急医学会原子力災害対応特別委員会 委員長
- 横谷 進 公立大学法人福島県立医科大学 特命教授
ふくしま国際医療科学センター 甲状腺・内分泌センター センター長
- 横山 邦彦 公立松任石川中央病院 甲状腺診療科 PETセンター
副院長兼PETセンター長

〔○座長、五十音順、敬称略、役職は平成31年3月29日現在〕

原子力規制庁

- 片山 啓 長官官房 核物質・放射線総括審議官
- 佐藤 暁 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課長
- 本間 俊充 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課 放射線防護技術調整官
- 田中 桜 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課企画官（被ばく医療担当）

オブザーバー

- 貫名 功二 内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）
- 林田 浩一 内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付 参事官補佐
- 増川 直樹 厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 医薬品副作用被害対策室 室長補佐
- 吉田 啓介 福井県 健康福祉部 企画幹
- 三木 徹生 川内市医師会 理事

【安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合 開催経過】

第1回 平成30年12月13日

- ・原子力災害対策指針等に基づいた被ばくを抑えるための防護措置について
- ・WHOガイドライン2017年版及びそれを踏まえた課題について
- ・その他

第2回 平成31年1月23日

- ・WHOガイドライン2017年版及びそれを踏まえた課題について
（第1回目の議論の整理）
- ・安定ヨウ素剤の配布方法等に係る課題について
- ・その他

第3回 平成31年3月29日

- ・検討チーム会合における議論のまとめについて
- ・その他